

「生涯活躍のまち」構想に関する手引き (第3版)

※第3版において追加・修正された事項

- ・地域再生法の一部を改正する法律における「生涯活躍のまち」関係の内容を反映

平成28年4月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

＜目次＞

はじめに	4
第 1 章 「生涯活躍のまち」構想の基本的考え方	6
1. 「生涯活躍のまち」構想の意義.....	6
I 中高年齢者の希望の実現.....	7
II 地方へのひとの流れの推進.....	8
III 東京圏の高齢化問題への対応.....	8
2. 「生涯活躍のまち」構想の基本コンセプト.....	9
I 従来の高齢者施設との基本的な違い.....	9
II 地域包括ケアシステムの構築との連携.....	10
III 入居者に求められる基本理念への理解.....	10
IV 基本コンセプト.....	11
第 2 章 「生涯活躍のまち」構想の具体像	14
1. 「生涯活躍のまち」構想に求められる要件.....	14
2. 入居者の安心・安全を確保する＝「共通必須項目」	16
I 入居者.....	16
II 立地・居住環境.....	16
III サービスの提供.....	17
IV 事業運営.....	20
3. 地域の特性や強みを活かす＝「選択項目」	21
I 入居者.....	21
II 立地・居住環境.....	23
III サービスの提供.....	28
IV 事業運営.....	34
第 3 章 国、地方公共団体及び「運営推進機能」を担う事業主体 の役割分担と連携.....	39
1. 国の責務・役割.....	41
2. 地方公共団体の役割.....	42
3. 「運営推進機能」を担う事業主体（地域再生推進法人）の役割.....	44
I 「運営推進機能」を担う事業主体.....	44
II 必要なサービスの提供.....	44
III コミュニティの管理運営.....	44
IV 地域包括ケアシステムの構築との連携.....	45

第4章 「生涯活躍のまち」構想の具体化プロセス	47
1. 地域の特性に応じた構想の検討、「地域再生計画」の作成	49
I 検討組織の設置	49
II 構想のとりまとめ、「地方版総合戦略」への反映	50
III 地域再生計画の作成	50
2. 事業化に向けた取組	53
I 「運営推進機能」を担う事業主体の選定	53
II 「生涯活躍のまち形成事業計画」の作成（又は変更）	54
III 入居募集	58
3. 事業の開始（入居開始）	62
第5章 事業主体に期待される「運営推進機能」及び入居・サービス利用の流れ	66
1. 事業主体に期待される「運営推進機能」	67
I コーディネーターの配置	68
II 「地域交流拠点」の設置	69
2. 入居からサービス利用までのプロセス	71
I 入居の事前相談、「お試し居住」	71
II 入居の決定	72
III 「生涯活躍プラン」に基づく多様な「支援プログラム」の提案・実施、継続的なケアの確保	73
IV 入居者に対する支援の成果検証	73
第6章 その他	74
1. 「生涯活躍のまち形成支援チーム」による支援	74
2. 「生涯活躍のまち」構想に関する取組の参考となる施策	75
3. 「生涯活躍のまち」に関する改正地域再生法の解説	78
I 生涯活躍のまち形成事業に係る地域再生計画の作成について	79
II 生涯活躍のまち形成事業計画の作成について	83
（参考）「生涯活躍のまち」構想の実現において大学に期待される役割	109
（参考）介護保険制度における財政調整の見直しに関する方向性	112
（参考）「生涯活躍のまち」構想を検討する際に参考とした事例	117

はじめに

「生涯活躍のまち（日本版 CCRC¹）」構想は、「東京圏をはじめとする地域の中高年齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくり」を目指すものであり、構想の主な意義としては、①中高年齢者の希望の実現、②地方へのひとの流れの推進、③東京圏の高齢化問題への対応、の3つの点があげられます。

地方創生の観点からは、地方においては、人口減少傾向にある中、元気なシニアが希望に応じて地方に移住し、そこで役割や生きがいを持って、健康寿命を延伸し、できる限り長く活躍できるコミュニティが実現できれば、地方における人口減少問題の改善、地域の消費需要の喚起や雇用の維持・創出、多世代との協働を通じた地域の活性化などの効果が期待されるところです。

そのため、地方への新しいひとの流れをつくるという観点から、今後、地方公共団体が関係機関と連携・協力しながら「生涯活躍のまち」構想を本格的に検討・実施していくことが期待されています。

この「生涯活躍のまち」構想の推進のため、平成27年2月より有識者や関係省庁が参画する「日本版 CCRC 構想有識者会議」を開催し、同年12月に「最終報告」が取りまとめられました。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定・平成27年12月24日全部変更）において、『「生涯活躍のまち」構想について、必要な法制を含め制度化などの施策展開につなげていく』とされ、平成28年4月改正地域再生法に生涯活躍のまちの制度化のための措置が盛り込まれたところです。今後、この構想を推進する意向のある地方公共団体の取組を推進していくためには、構想に関する先進事例や有識者会議における議論の紹介などを通じ、好事例の横展開を図ることが求められます。

このため、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局では、「生涯活躍のまち」構想の具体化プロセスに関する「手引き」を策定し、「生涯活躍のまち」構想の普及・促進を図ることといたしました。本手引きは、地方公共団体の意見などを踏まえて、必要に応じて内容の充実などを図り、地方公共団体や事業者が「生涯活躍のまち」構想に関する取組を検討し、また実行する段階において有意義なものとしていくことを予定しています。

「生涯活躍のまち」構想は、単に「生涯活躍のまち」をつくることだけを目的としているわけではありません。人口減少時代において、この「生涯活躍のまち」構想に向けた取組をきっかけとして、地域の魅力・地域の力の掘り起しや再発見につながり、あるいは他の政策や取組を巻き込む形で、それぞれの地域が維持・発展していくことが期待されています。本手引きを参考にして、各地方公共団体の地域の実情に即した構想の策定に取り組んでいただければ幸いです。

¹ Continuing Care Retirement Community の略

—用語について—

本「手引き」においては、

- ・「生涯活躍のまち」に限らず他の土地や地域へ移動・定住する者を『移住者』
- ・特定の「生涯活躍のまち」への移住や住み替えをした者や希望する者（主に中高年齢者）を『入居者』
- ・当該土地や地域に現に住んでいる者を『居住者』

としています。

「入居」という言葉は、一般的には住宅に入って住まうという意味で用いられることが多いですが、本「手引き」においては、「生涯活躍のまち」における暮らしをはじめという意味を含むものとして用いています。

また、本「手引き」の中で「有識者会議」とあるのは「日本版 CCRC 構想有識者会議」を、「法」とあるのは地域再生法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 30 号）によって改正された改正後の地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）を、「則」とあるのは、地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）を、「厚労省令」とあるのは、厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）を指します。

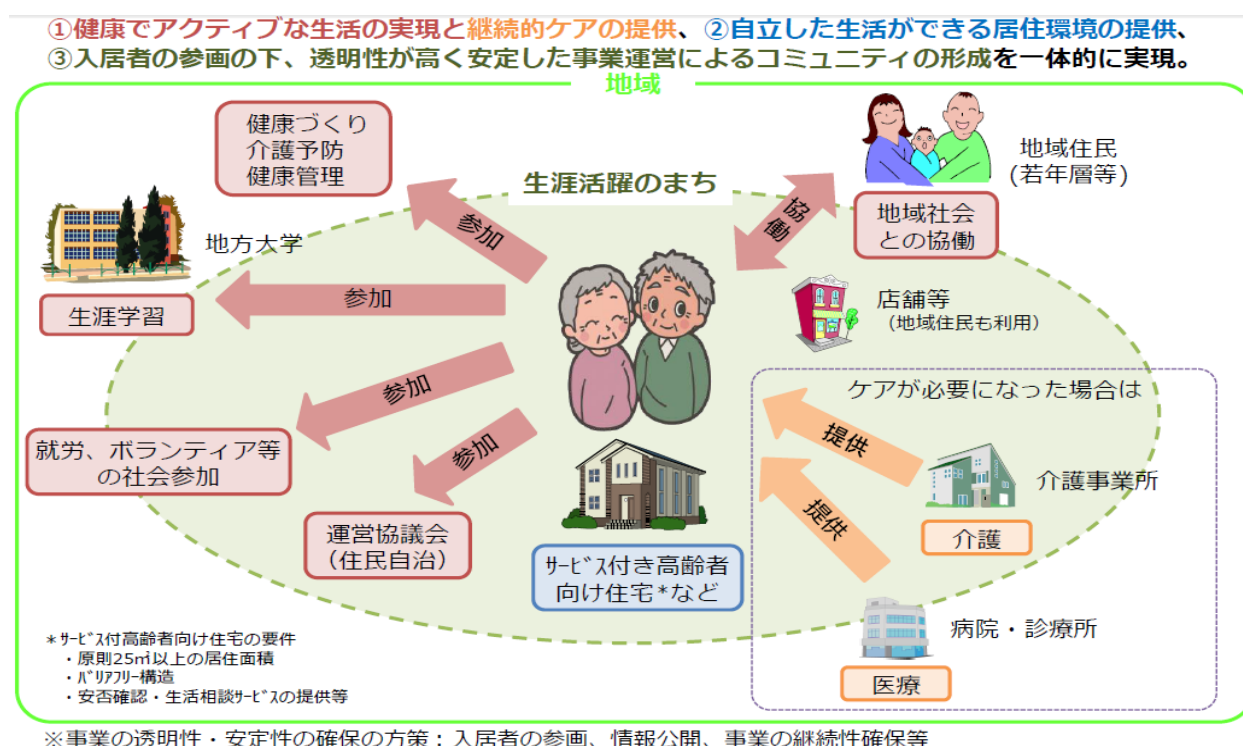
第1章 「生涯活躍のまち」構想の基本的考え方

- ◎「生涯活躍のまち」構想は、「東京圏をはじめとする地域の中高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくり」を目指すものです。本構想の意義としては、①中高年齢者の希望の実現、②地方へのひとの流れの推進、③東京圏の高齢化問題への対応、の3つの点があげられます。
- ◎「生涯活躍のまち」構想は、単に高齢者のための福祉施設を整備するという発想ではなく、中高年齢者が主体となって、地域社会に溶け込みながら健康でアクティブな生活を送ることができるコミュニティづくり・まちづくりを行うものとなります。
- ◎ここでは、「生涯活躍のまち」構想の意義や基本コンセプトなどの基本的考え方について示します。

1. 「生涯活躍のまち」構想の意義

- ◎「生涯活躍のまち」構想は、「東京圏をはじめとする地域の中高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくり」を目指すものです。本構想の意義としては、①中高年齢者の希望の実現、②地方へのひとの流れの推進、③東京圏の高齢化問題への対応、の3つの点があげられます。

図：「生涯活躍のまち」における中高年齢者の生活（イメージ）



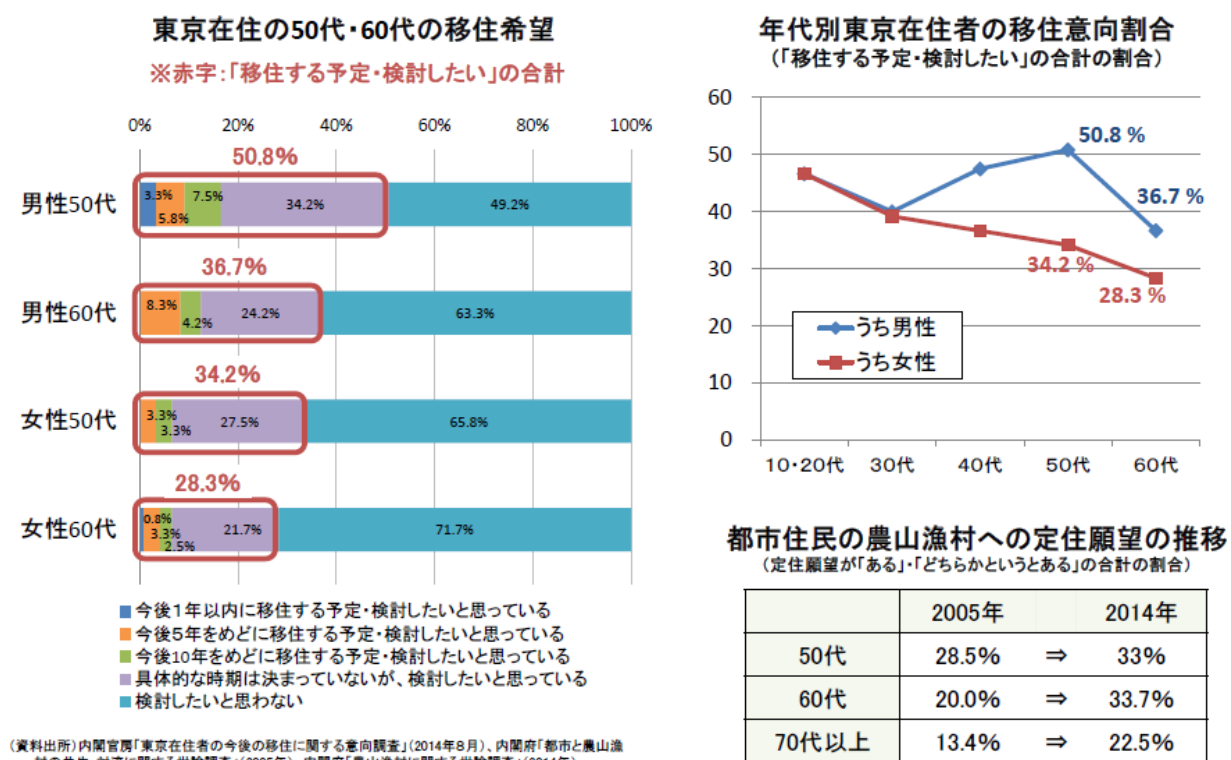
I 中高年齢者の希望の実現

内閣官房の意向調査²によれば、東京都在住者のうち地方へ移住する予定又は移住を検討したいと考えている人は、50代では男性 50.8%、女性 34.2%、60代では男性 36.7%、女性 28.3%にのびります。こうした中高年齢者においては、高齢期を「第二の人生」と位置づけ、それぞれの人生のライフステージに応じた新たな暮らし方や住み方を求めて都会から地方へ移住し、これまでと同様、あるいは、これまで以上に健康でアクティブな生活を送りたいという希望が強くなっています。また、地方は東京圏に比べて、日常生活のコストが大幅に低いという点で住みやすい環境にあります³。「生涯活躍のまち」構想は、こうした大都市の中高年齢者の希望を実現し、新しい生活をつくり、健康寿命を延ばし、人生を充実したものにするための機会を提供する取組として、大きな意義があります。

なお、「生涯活躍のまち」構想は、あくまでも住み替えの意向のある中高年齢者の希望の実現を図る選択肢の一つとして推進するものであり、中高年齢者の意向に反し移住を進めるものではありません。

図：東京在住の50代・60代の地方移住に関する意向

- 東京在住者のうち、50代男性の半数以上、また、50代女性及び60代の約3割が地方への移住の意向を示している。
- 50代以上の都市住民の農山漁村（地方）への定住願望は、近年、どの年代でも増加傾向。



² 内閣官房「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」（2014年8月）

³ 第2回日本版 CCRC 構想有識者会議「資料3 東京と地方のサービス付き高齢者向け住宅（夫婦2人）のコスト比較（粗い試算）」

Ⅱ 地方へのひとの流れの推進

近年、東京圏への人口集中が進む中で、地方創生の観点から、地方への新しいひとの流れをつくることが重要な課題となっており、中高年齢者の地方移住は、そうした動きの一つとして期待されています。「生涯活躍のまち」構想は、移住した中高年齢者が地方で積極的に就業や生涯学習などの社会的活動に参画することにより、地方の活性化にも資することを目指しています。

また、地方には、長年にわたって医療・介護サービスを整備してきた地域が多く存在しています。こうした地域では、人口減少が進む中で、中高年齢者の移住により医療・介護サービスの活用や雇用の維持が図られる点で大きな意義があります。

さらに、東京圏からの移住にとどまらず、地方の中高年齢者についても、効果的・効率的な医療・介護サービスの確保等の観点から、サービスへのアクセスが比較的便利な中心部への住み替えを行う「まちなか」居住や集住化の推進が重要となっています。こうした地方の住み替えにおいても、「生涯活躍のまち」構想の考え方は有用であると言えます。

加えて、構想の推進に当たっては、増加傾向にある空き家や空き公共施設などの地域資源を活用することにより、地域の課題解決にも資することを目指しています。

Ⅲ 東京圏の高齢化問題への対応

一方、東京圏は今後急速に高齢化が進むこととなります。特に 75 歳以上の後期高齢者は、2025 年までの 10 年間で約 175 万人増えることが見込まれています⁴。その結果、医療・介護ニーズが急増し、これに対応した医療・介護サービスの確保が大きな課題となります。東京圏においては、医療・介護人材の不足が深刻化するおそれがあり、このまま推移すれば、地方から東京圏への人口流出に拍車がかかる可能性が高くなります。

こうした状況下で、「生涯活躍のまち」構想は、地方移住を希望する東京圏の中高年齢者に対して、地方で必要な医療・介護サービスを利用するという選択肢を提供する点で、東京圏の高齢化問題への対応方策として意義があると考えられます。

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」における一都三県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の 2015 年から 2025 年までの後期高齢者の増加数の見通し

2. 「生涯活躍のまち」構想の基本コンセプト

- ◎「生涯活躍のまち」構想は、単に高齢者のための福祉施設を整備するという発想ではなく、中高年齢者が主体となって、地域社会に溶け込みながら健康でアクティブな生活を送ることができるコミュニティづくり・まちづくりを行うものとなります。

I 従来の高齢者施設との基本的な違い

「生涯活躍のまち」構想は、入居する高齢者像の考え方において、従来の高齢者向け施設・住宅とは大きく異なっています。

第一は、従来の高齢者施設等は、要介護状態になってからの入所・入居の選択が通例であるのに対して、「生涯活躍のまち」構想では、中高年齢者が健康な段階から入居し、できる限り健康長寿を目指すことを基本としています。

このため、第二として、従来の施設等では、あくまでもサービスの受け手として「受け身的な存在」であった高齢者が、「生涯活躍のまち」構想においては、地域の仕事や生涯学習などの社会的活動に積極的に参加する「主体的な存在」として位置付けられます。

第三は、地域社会への開放性です。従来の施設等では、高齢者だけで居住しており、地域社会や子どもや若者などとの交流は限られています。これに対して、「生涯活躍のまち」構想は、中高年齢者が地域社会に溶け込み、地元住民や子ども・若者などの多世代と交流・協働する「オープン型」の居住が基本となります。

つまり、「生涯活躍のまち」構想は、単に高齢者のための福祉施設を整備するという発想ではなく、中高年齢者が主体となって、地域社会に溶け込みながら健康でアクティブな生活を送ることができるコミュニティづくり・まちづくりを行うものです。

図：従来の高齢者施設等との基本的な違い

従来の高齢者施設等		「生涯活躍のまち」構想
主として要介護状態になってから選択	居住の契機	健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加（支え手としての役割）
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	地域に溶け込んで、多世代と共働

Ⅱ 地域包括ケアシステムの構築との連携

国は、高齢者が重度の要介護状態になっても、人生の最終段階まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の実現を目指しています。「生涯活躍のまち」構想は、以下に掲げる点で、こうした地域包括ケアシステムの考え方と対立・矛盾するものではありません。

第一は、「中高年齢者の希望に応える」という点です。東京圏をはじめ中高年齢者がその地域に住み続けることができるよう、今後とも地域の医療・介護サービス等の整備を推進すべきことは当然です。その上で、中高年齢者が自らの希望として健康な段階から地方や「まちなか」に移り住み、「第二の人生」としてアクティブな生活・人生を実現したいというニーズも多くみられます。「生涯活躍のまち」構想は、そうした中高年齢者の希望に応えるものです。

第二は、「移り住んだ中高年齢者が、地域社会に溶け込むようなまちづくりを目指す」という点です。「生涯活躍のまち」構想は、入居者が地域社会と遊離することなく、積極的に溶け込み、子どもや若者など多世代と協働ができるような環境整備を行うという点で、地域社会を重視するものです。

第三は、「医療・介護が必要な時に、地域で継続的なケアが受けられることを目指す」ことです。医療・介護が必要となった時に他の地域の病院や施設に入院・入所することなく、安心して地域ケアが受けられるような体制確保を目指しており、地域包括ケアシステムの目指す方向と一致しています。

このように両者は対立・矛盾するものではなく、むしろ両者は連携し、相乗効果を高めることが望ましいと考えられます。この点で、受入れ側の地方公共団体において「生涯活躍のまち」構想と地域包括ケアシステムの構築に向けた施策が連携して展開されるのであれば、入居者と地元住民に対する各種サービスが一体的に提供され、それにより入居者と地域社会との交流が一層高まり、相互に刺激を与え合い、協働する環境を形成していくことが期待できます。

Ⅲ 入居者に求められる基本理念への理解

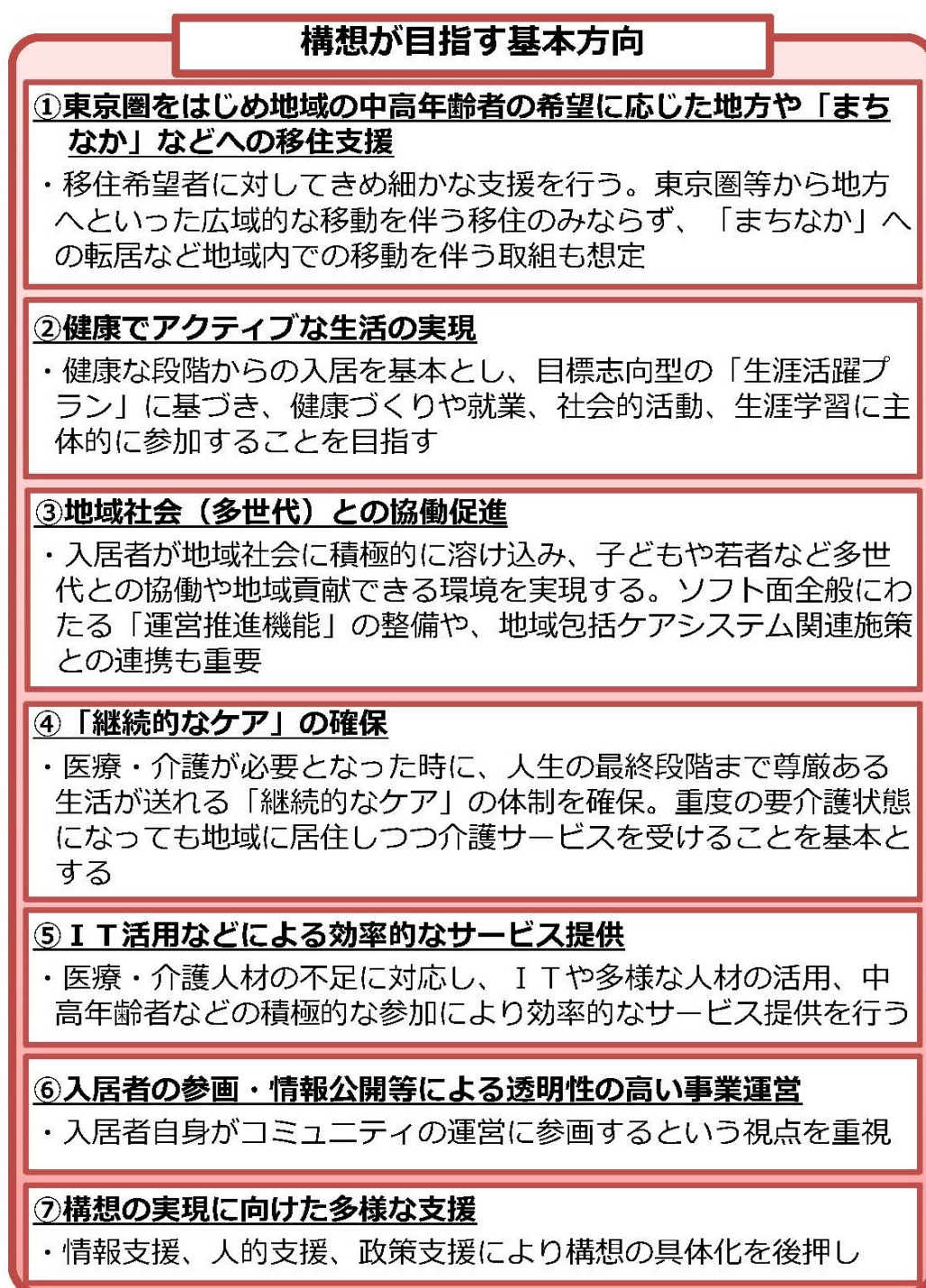
入居を希望する中高年齢者は、Ⅰ、Ⅱの「生涯活躍のまち」構想の基本理念を十分理解した上で、入居の判断を行うことが求められます。有識者会議では、入居希望者は入居前からどのようなコミュニティをつくるかについての意見交換や検討の機会に積極的に参画し、基本理念を理解した上で入居することが基本となっている米国の CCRC の例が紹介されています。

「生涯活躍のまち」構想においても、入居希望者に対し、今後生活することとなるコミュニティに関する意見交換や検討の場に積極的に参画する機会を提供したり、実際にその地域で短期的に生活する「お試し居住」などの機会の提供を通じて、入居意思を丁寧に確認するプロセスが重要となります。

Ⅳ 基本コンセプト

こうした基本理念を踏まえ、「生涯活躍のまち」構想は、①東京圏をはじめ地域の中高年齢者の希望に応じた地方や「まちなか」などへの移住の支援、②「健康でアクティブな生活」の実現、③地域社会（多世代）との協働、④「継続的なケア」の確保、⑤IT活用などによる効率的なサービス提供、⑥入居者の参画・情報公開等による透明性の高い事業運営、⑦構想の実現に向けた多様な支援、の7つの点を基本コンセプトとしています。

図：「生涯活躍のまち」構想の基本コンセプト



① 東京圏をはじめ地域の中高齢者の希望に応じた地方や「まちなか」などへの移住の支援

東京圏をはじめ大都市の中高齢者が、自らの希望に応じて地方に移住し、「第二の人生」を歩むことを支援します。このため、移住希望者に対しては、地方公共団体を中心に、ニーズに応じたきめ細かな支援を展開し、入居・定住に結びつけることが重要です。

また、「生涯活躍のまち」構想は、東京圏等から地方へといった広域的な移動を伴う移住にとどまりません。

今後、生活の利便性の向上や医療・介護サービスの効果的・効率的な確保の観点から、コンパクトシティの取組などとも組み合わせながら、中高年齢者が地域交流・多世代交流を進めるために、「まちなか」などへ転居する地域内での移動を伴う取組としても有効です。これは、地方のみならず東京圏をはじめとする大都市圏内でも考えられます。

② 「健康でアクティブな生活」の実現

健康な段階からの入居を基本とし、中高年齢者が、健康づくりとともに、就業や生涯学習など社会的活動への参加等により、健康でアクティブに生活することを目指します。このため、課題解決型のプランではなく、シニアライフを通じて何がしたいか、どのような人生を送りたいかという「目標志向型」の「生涯活躍プラン」を策定し、PDCA サイクルにより実現を図ります。

③ 地域社会（多世代）との協働

中高年齢者だけで生活するのではなく、入居者が地域社会に積極的に溶け込み、子どもや若者など多世代との協働や地域貢献ができる環境を実現します。このためには、入居者や地元住民が交流し活動できる多様な空間を形成することが望まれます。

また、中高年齢者の「健康でアクティブな生活」や「地域社会（多世代）との協働」を実現するために、ソフト面全般にわたる「運営推進機能」を整備します。

なお、この場合、地域包括ケアシステムの構築に関連する施策との連携を確保し、入居者と地元住民が社会参加しながら生活支援等サービスが利用できる地域づくりが望まれます。

④ 「継続的なケア」の確保

医療・介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保します。このため、地域の医療機関と連携するとともに、要介護状態等になった場合には、入居者の希望に応じて「生涯活躍のまち」事業者または地域の介護事業者からの介護サービス提供を確保し、重度の要介護状態になっても地域に居住しつつ介護サービスを受けることを基本とします。

⑤ IT活用などによる効率的なサービス提供

労働力人口が減少する時代の到来を踏まえ、医療・介護サービスにおける人材不足

に対応するため、IT 活用や多様な人材の複合的なアプローチ、中高年齢者などの積極的な参加により、効率的なサービス提供を行います。

⑥ 入居者の参画・情報公開等による透明性の高い事業運営

事業運営においては、入居する中高年齢者自身がコミュニティ運営に参画するという視点を重視します。また、事業運営が外部からの確にチェックできるようにするため、基本情報や財務状況のほか、入居者の要介護認定率や健康レベルなどのケア関係情報などについても積極的に公開します。

⑦ 構想の実現に向けた多様な支援

「情報支援」、「人的支援」、「政策支援」の多様な支援を通じて、「生涯活躍のまち」構想の具体化を後押しします。

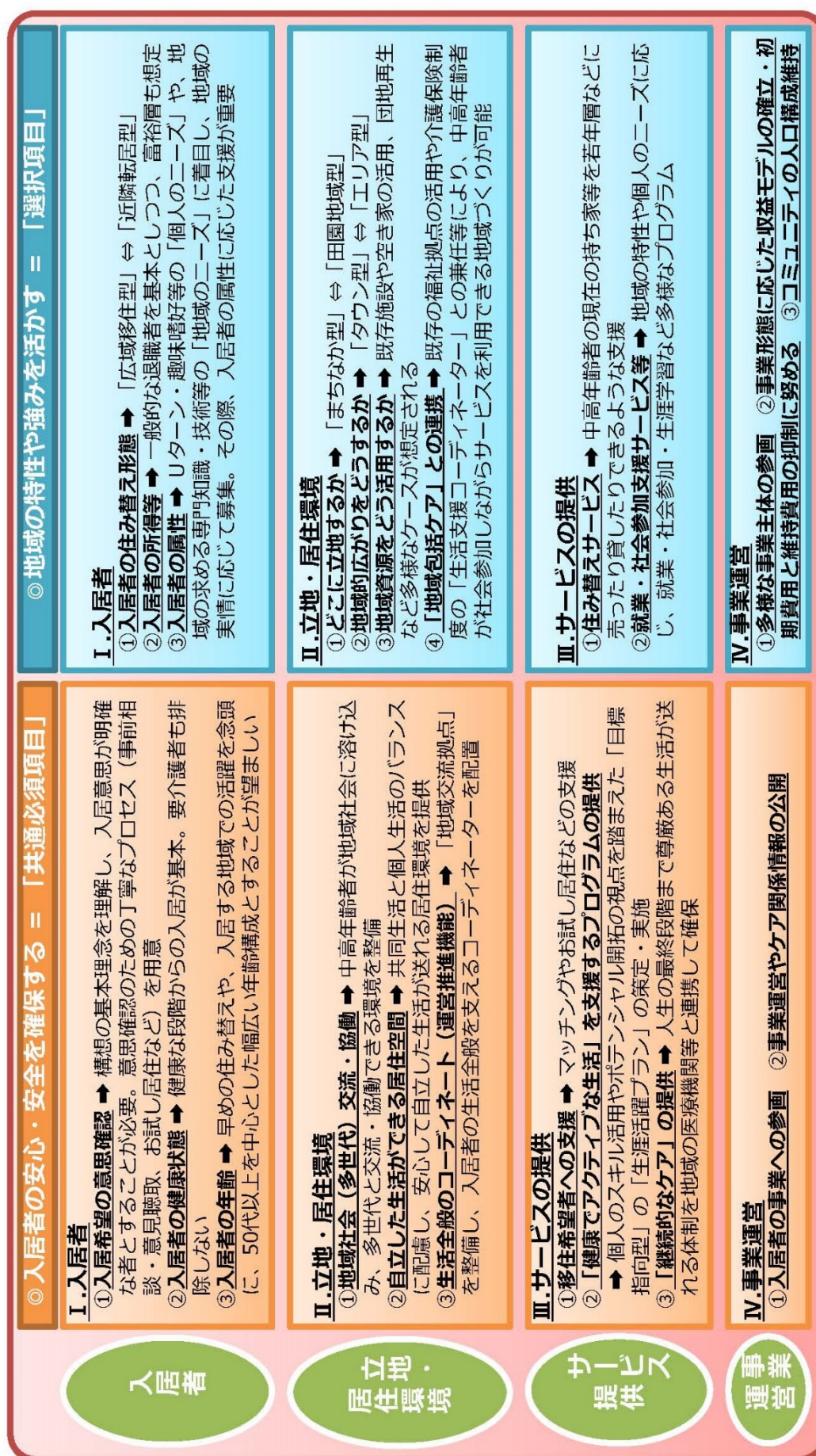
第2章 「生涯活躍のまち」構想の具体像

- ◎「生涯活躍のまち」構想については、「入居者」、「立地・居住環境」、「サービスの提供」、「事業運営」の4つの観点から具体化する必要があります。
- ◎地域の特性やニーズに即した「多様性」を尊重しつつ、構想の趣旨から一定の水準を確保する必要があるため、上記の4つの観点は、①「共通必須項目」（入居者の安心・安全の確保などの視点から、地域の事情に関わりなく遵守しなければならない共通的な項目）と、②「選択項目」（地方公共団体が地域の特性や希望する地域づくりに沿ったコンセプトとして選択できる項目）に区分されます。
- ◎ここでは、これらの「生涯活躍のまち」構想に求められる要件を念頭に、構想の具体像について示します。

1. 「生涯活躍のまち」構想に求められる要件

- ◎「生涯活躍のまち」に関する事業については、地域の特性やニーズに即した「多様性」を尊重する一方で、構想の趣旨から一定の水準を確保することが重要となります。このため、「生涯活躍のまち」に求められる要件は、①「共通必須項目」（共通的な要件として満たすことが求められる項目）と②「選択項目」（地方公共団体が地域の特性・ニーズに応じて選択できる項目）に区分することが必要となります。
- ◎一般的には、「共通必須項目」は、入居者の安心・安全の確保など地域の事情に関わりなく遵守しなければならない項目となります。一方、「選択項目」においては、地方公共団体が地域の特性や自らが希望する地域づくりに沿ったコンセプト、入居者にアピールしたい項目が盛り込まれることが想定されます。

図：「生涯活躍のまち」構想の具体像



2. 入居者の安心・安全を確保する＝「共通必須項目」

- ◎「生涯活躍のまち」に関する事業については、構想の趣旨から一定の水準を確保することが重要となります。そのため、入居者の安心・安全の確保など地域の事情に関わりなく遵守しなければならない「共通必須項目」を踏まえて事業を実施することが求められます。これらの項目の具体的な入居・サービスの利用の流れについては、第5章の「事業主体に期待される運営推進機能及び入居・サービス利用の流れ」を参考にしてください。

I 入居者

「生涯活躍のまち」構想の「入居者像」については、①入居希望の意思確認、②入居者の健康状態、③入居者の年齢、の3点に関する「共通必須項目」があります。

① 入居希望の意思確認

入居対象者は、「生涯活躍のまち」構想の基本理念を理解した上で、入居希望の意思が明確な者としします。このため、入居希望の意思を確認する丁寧なプロセスとして、事前の相談や意見聴取、「お試し居住」などの支援策を用意する必要があります。

② 入居者の健康状態

入居者は健康な段階から入居することを基本としします。このため、健康な段階から地域に溶け込み、できる限り健康で暮らせることを目指しつつ、医療・介護ニーズが高まった後も住み慣れた地域に住み続けられるよう、計画的な移住・住み替えを目指すことが重要です。ただし、要介護状態にある高齢者についても、丁寧な事前相談等の上、入居することも考えられます。

③ 入居者の年齢

入居者の年齢は、中高年齢期における早めの住み替えや、入居する地域での活躍を念頭に、50代以上を中心としします。なお、入居者を特定の年齢に偏らずに幅広い年齢構成とすることが、入居後ある時期にケアが一斉に必要な事態を避けることができるなど、コミュニティの持続的安定性の点で望まれます。このため、比較的若い世代への情報発信・「お試し居住」・「二地域居住」などの支援方策も重要となります。

II 立地・居住環境

「生涯活躍のまち」構想の「立地・居住環境」については、①地域社会（多世代）との交流・協働、②自立した生活ができる居住空間、③対象地域の入居者の生活に係るサービス等の全般を管理・調整する「運営推進機能」の整備の3点に関する「共通必須項目」があります。

① 地域社会（多世代）との交流・協働

中高年齢者が地域社会に溶け込み、子どもや若者など多世代と交流・協働や地域貢献ができる環境を実現します。このため、地域住民や多世代が交流できる「地域交流拠点」を整備するとともに、多様な施設・居住空間の形成に留意することが必要です。この際、新たな入居者と地域住民との交流・協働が図られるよう十分な配慮が求められます。

② 自立した生活ができる居住空間

中高年齢者が健康な時から人生の最終段階まで安心して自立した生活が送れるような居住環境を提供するとともに、これまでの人生の継続とプライバシー保護のため、共同生活と個人生活のバランスが取れた生活環境を確保することが重要です。

このため、「サービス付き高齢者向け住宅」などの住宅を基本としつつ、地域全体で見守り等を行う環境を整備する必要があります。

③ 対象地域の入居者の生活に係るサービス等の全般を管理・調整する「運営推進機能」の整備

「地域交流拠点」を整備するとともに、対象地域の入居者の日常生活・医療・介護等のケア・地域交流など生活に係るサービス全般の管理・調整・プログラム開発を担う「運営推進機能」を支える専門人材（コーディネーター）を配置することが必要です。

Ⅲ サービスの提供

「生涯活躍のまち」構想の「サービスの提供」については、①移住希望者に対する支援、②「健康でアクティブな生活」を支援するためのプログラムの提供、③「継続的なケア」の提供、の3点に関する「共通必須項目」があります。

① 移住希望者に対する支援

移住希望者に対する情報提供・事前相談・意見聴取・マッチングなどの支援やコミュニティでの生活実態や地域社会の実情を体験する「お試し居住」や「二地域居住」などの支援を行う必要があります。

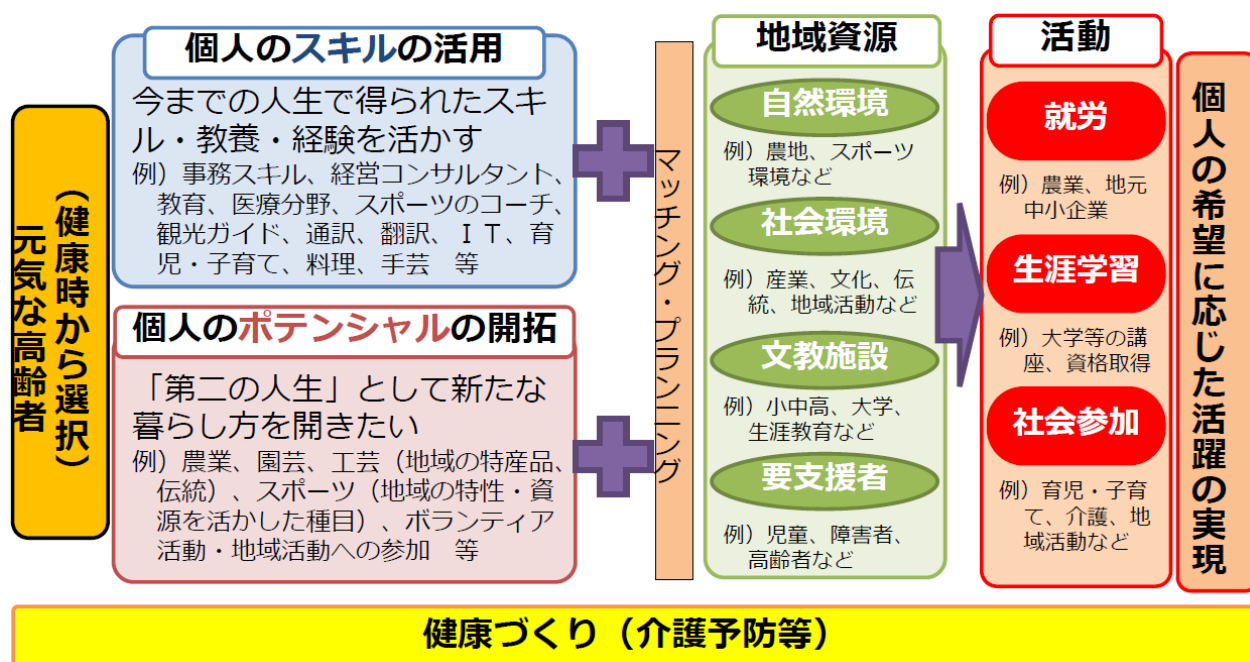
② 「健康でアクティブな生活」を支援するためのプログラムの提供

元気な中高年齢者が「活躍」するためには、個人のスキルを活用するという視点と、新しい生き方・人生を開いていくという視点が考えられます。「生涯活躍のまち」構想を推進する地域においては、入居者のスキルを活かすような、また、ポテンシャルを開かせるような地域資源とのマッチングと活動プラン作りが重要となります。

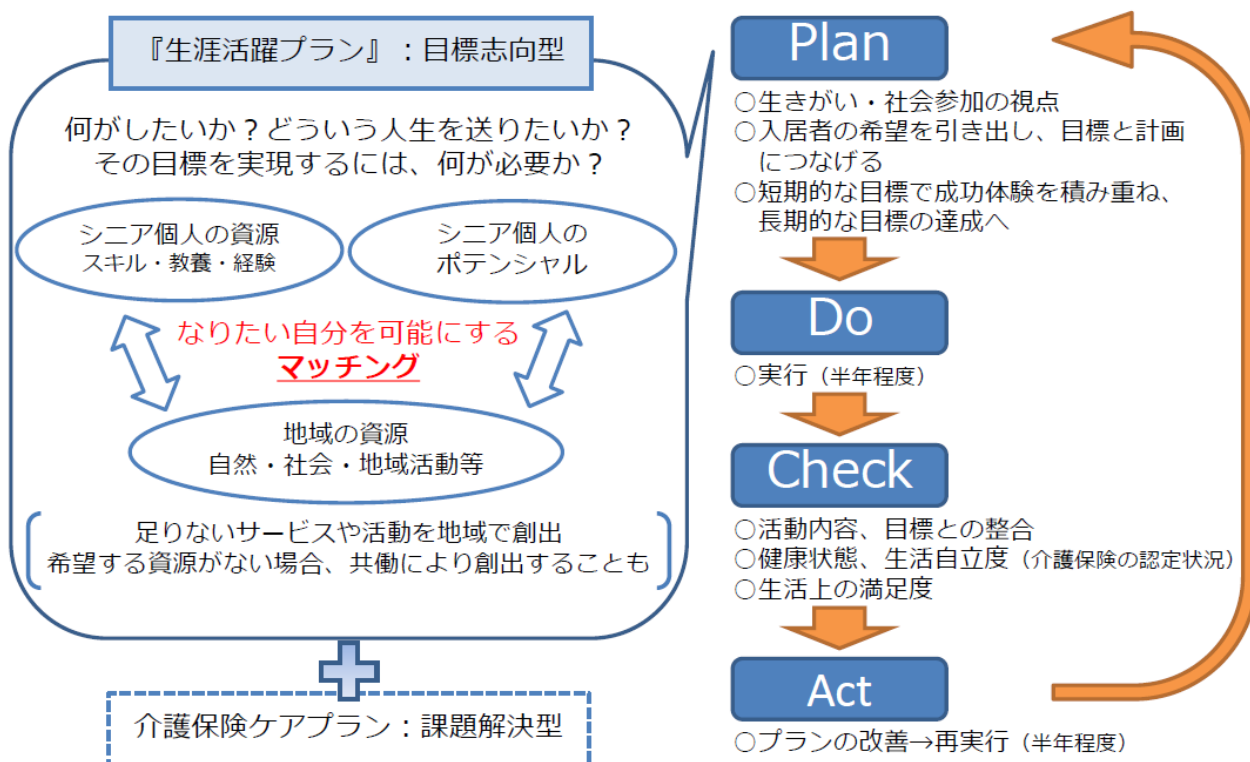
これらを踏まえた上で、中高年齢者の希望に応じて、健康づくりや就業、生涯学習など社会的活動への参加等によって健康でアクティブに生活することを目指すための「目標志向型」の「生涯活躍プラン」を策定し、各種のプログラムを提供することが

必要です。

図：「生涯活躍」の具体的なイメージ



図：「生涯活躍プラン」のイメージとPDCAサイクル



取組例：「生涯活躍」の参考となり得る事例

①個人の『スキル』の活用

◎スキル × 就業（中小企業等）

- ・建設業、製造業、情報通信業、卸売・小売業、金融・保険業、医療・福祉、教育・学習支援業、サービス業等の経験や資格を有する高齢者が多数登録され、中小企業を中心にした高齢者の専門的な能力・人材を活用したいというニーズに応える。【とやまシニア専門人材バンク（富山県）】

◎スキル × 社会参加（生活支援）

- ・地域住民同士が助け合う組織を設立し、家事、介護、話し相手、お使い、子守、草取り、窓ふき、犬の散歩、大工仕事、庭木の剪定、相談ごとなどの依頼に対して「電話一本即対応」の柔軟なサービスを提供。ボランティアから発展し、介護保険事業、障害福祉サービス、移送サービス等も実施。【NPO法人たすけあい平田（島根県出雲市）】

◎スキル × 社会参加（講師）

- ・「芸術・文化」「スポーツ」「趣味・娯楽」「人文」「語学」「教育」等の各分野について専門知識、経験、技術等を有する者が、学習活動に取り組もうとしているグループや個人のニーズに応じて指導を行う。【生涯学習指導者紹介・登録制度（埼玉県和光市）】
- ・シニア世代が自分の「技」や「知恵」を活かして、地域の福祉施設や老人クラブ、学校、自治会等の依頼に応じて活動。【シニア世代による特技登録制度（愛知県豊田市）】

②個人の『ポテンシャル』の開拓

◎ポテンシャル × 就業（介護）

- ・介護ヘルパーの資格・経験に関わらず、社会貢献事業の主旨に共感する高齢者が介護分野の人手不足の解消に貢献。【株式会社かい援隊本部（東京都）】

◎ポテンシャル × 社会参加（育児・子育て）

- ・ファミリー・サポート・センターを通じて、「保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり」、「保育施設までの送迎」、「放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり」、「学校の放課後の学習塾等までの送迎」などの活動を実施。ボランティアで最も多いのは60歳代（28.3%）であり、70歳代（6.3%）も含めると、3人に1人は60歳以上である。【ファミリー・サポート・センター】

◎ポテンシャル × 社会参加（教育）

- ・「小学校パソコンボランティア」「特別支援教育ボランティア」等の養成講座を受講した高齢者が、小学生等の学習をサポート。【シニア活動支援事業（（公財）川崎市生涯学習財団）】

◎ポテンシャル × 生涯学習（講師）

- ・自ら「一年制課程」「専攻課程」で学ぶほか、卒業後は彩の国いきがい大学のOB講師や公民館での生涯学習講座の講師、市民活動団体の研修講師等として活動。【彩の国いきがい大学（（公財）いきいき埼玉）】

（資料）ホームページ等に基づき作成。

③ 「継続的なケア」の提供

医療・介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の提供体制を地域の医療機関等と連携して確保し、重度の要介護状態になっても地域に居住しつつ介護サービスを受けることを基本とします。

IV 事業運営

「生涯活躍のまち」構想の「事業運営」については、①入居者の事業への参画、②情報の公開、の2点に関する「共通必須項目」があります。

① 入居者の事業への参画

入居する中高年齢者自身がコミュニティの形成・運営に参画するという視点に配慮した事業運営を行うことが必要です。

② 情報の公開

入居者や地域のステークホルダーが事業運営を的確にチェックできるようにするため、「生涯活躍のまち」に関する基本情報や財務状況のほか、入居者の要介護認定率や健康レベルなどのケア関係情報などを公表することが必要です。

3. 地域の特性や強みを活かす＝「選択項目」

- ◎「生涯活躍のまち」に関する事業については、地域の特性やニーズに即した「多様性」を尊重することが重要となります。そのため、地方公共団体が地域の特性や自らが希望する地域づくりに沿ったコンセプトや入居者にアピールしたい事項を踏まえて事業を実施することが求められます。

I 入居者

「生涯活躍のまち」構想の「入居者像」については、①入居者の住み替え形態、②入居者の所得等、③入居者の属性などに関する「選択項目」があります。

① 入居者の住み替え形態

地域によって、入居者の中心を「東京圏等から地方へといった広域的な移動を伴う移住者」とするタイプと「近隣地域からの転居者」とするタイプが想定されます。

広域移住型

⇔

近隣転居型

② 入居者の所得等

一般的な退職者⁵（厚生年金の標準的な年金月額 21.8 万円の高齢者夫婦世帯）が入居できる費用モデルを基本としつつ、富裕層も想定した多様なバリエーションも考えられます。

③ 入居者の属性

入居者の出身地（U ターンなど）や趣味嗜好など個人的なニーズに着目したり、地域が求める専門知識・技術をもった人材を対象とするなど地域のニーズに着目したり、地域の実情に応じて入居者を募集することなどが考えられます。

入居者の募集等においては、対象とする入居者の属性に応じた対応が重要であり、例えば、定年退職を意識し始めた 50 代などに対しては、民間企業と連携して退職準備段階において退職後の住まいや移住に関する情報提供を行うことや、移住支援とリンクさせつつ希望に応じた就業の場の情報を提供することなども考えられます。

⁵ 高齢者夫婦世帯の年収等の現状・サービス付き高齢者向け住宅のコスト（東京・地方比較）（粗い試算）

- ・ 高齢者夫婦世帯の平均年間収入は、約 460 万円で、世帯数としては 300 万円～400 万円層が最多。また、年収 300 万円～400 万円世帯の平均貯蓄額は約 1770 万円。また、高齢者夫婦世帯の平均貯蓄額は 2160 万円であり、4000 万円以上層（92.5 万世帯）・2000～3000 万円層（86.7 万世帯）が太宗を占める。なお、定年退職者の退職金は 2,200～2,400 万円層が最多（約 8%）で、平均額は 1,941 万円。
- ・ 高齢者夫婦世帯の厚生年金の標準的な年金額は、21.8 万円（月額）/261.6 万円（年額）で、この年収層の平均貯蓄額は 1,760 万円。なお、住宅の売却額の平均値（全年代合計・過去 8 年）は、1,100 万円以上。
- ・ サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）のコストは、内閣官房が行った試算によれば、東京では平均約 25 万円である一方、地方（福井、高知、三重（地価が中位に位置する県））では平均約 12.6 万円となり、高齢者夫婦世帯が、サ高住に入居した場合の消費支出は、東京では月 39.5 万円である一方、地方では月 26.9 万円となる。

取組例：入居者像の検討例

①どの地域の中高齢者を中心に移住・住み替え支援を行うか

◎広域移住型（東京圏等から地方へといった広域的な移動を伴う移住者）

- ・茨城県笠間市：一定の交流人口があることを強みとして、移住・二地域居住を推進
- ・山梨県都留市：都心から高速で1時間の利便性を活かし移住・住み替えを推進

◎近隣転居型（近隣地域からの転居者）

- ・長野県松本市：中心市街地活性化の観点から郊外から「まちなか」居住への誘導
- ・山万株式会社
：査定額の100%で住まいを買い取り、ユーカリが丘内での住み替えサポートする「ハッピーサークルシステム」を実施

②入居者の特性をどう考えるか

◎Uターン移住・住み替え

- ・静岡県南伊豆町・東京都杉並区
：杉並区の保養所があったつながりを活用し、移住・住み替え支援の連携
- ・医療法人玉昌会：鹿児島県外に出た人のUターン、地域住民をターゲット

◎個人的なニーズ・地域のニーズに着目

- ・新潟県南魚沼市：国際大学と連携した地域のグローバル化施策の人材を呼び込む
- ・長野県松本市：城下町における都市としてのコミュニティの復元を目指す

参考：東京と地方のサ高住（夫婦2人）のコスト

◎東京と地方のサービス付き高齢者向け住宅（夫婦2人）のコスト比較（粗い試算）

- ・健康時からの移住を想定し、夫婦2人での居住等の一定の条件を置いた上で、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）に係るコストを粗く試算し、地価の最も高い東京都と、全都道府県の中間の順位（23～25位）に位置する福井県・高知県・三重県を比較すると、2倍程度の差異が生じている。

※ 既存のサ高住は、80代以上で単身の要介護者が入居するケースが多くなっている。

粗い試算の結果（夫婦2人・月額）

	家賃 ①	共益費 ②	状況把握・ 生活相談費 ③	①+②+③の 合計 ④
東京（平均）	155,906	24,697	70,857	251,460
福井・高知・三重 （平均）	80,161	13,501	32,001	125,663

【試算の前提条件】

- 国土交通省「平成26年都道府県地価調査」において、住宅地の都道府県別価格指数が最も高い東京都と、全都道府県の中間の順位（23～25位）に位置する福井県・高知県・三重県に所在するサ高住に係るコスト（平均値）を比較。（※1、2、3）
 - 夫婦2人で生活することを想定し、専用面積が40.00㎡～46.00㎡の住戸のコストの平均値を比較。（※4、5）
 - 該当するサ高住は全て賃貸借契約。なお、前払金を選択可能な場合は、前払金なしのオプションでコストを試算。
- ※1：「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」から、サ高住の家賃（月額）、共益費（月額）、状況把握・生活相談費（月額）及びこれらの合計額の平均値を算出。なお、これら全てが算出できるサ高住についてのみ試算を行った。東京：n=30、福井・高知・三重：n=18。
- ※2：共益費に値がある場合は、夫婦2人入居の想定から、最も高い価格とした。また、状況把握・生活相談費については、夫婦2人入居の想定から、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」記載の価格を2倍して算出した。
- ※3：各住宅によって、コストに相当の開きがある。東京の上表④：156,200円～590,267円、福井・高知・三重の上表④：68,000円～234,000円。
- ※4：サ高住の専用面積が原則25㎡以上であるとともに、居間・食堂・台所等が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は専用面積が18㎡以上であることを勘案し、夫婦2人分の専用面積を43㎡程度と仮定。ここから、43㎡近辺の40.00㎡～46.00㎡を試算対象とした。
- ※5：専用面積が40.00㎡～46.00㎡であって、便所・洗面・浴室・台所・収納の全てを完備している住戸を有するサ高住について、当該住戸に係るコストの平均値を算出。なお、サ高住に40.00㎡～46.00㎡の住戸が複数ある場合は、43.00㎡に最も近い住戸のコストを抽出。同一面積の複数の住戸に異なるコストが設定されている場合は、平均値によって算出。東京の平均面積：42.55㎡、福井・高知・三重の平均面積：42.91㎡。

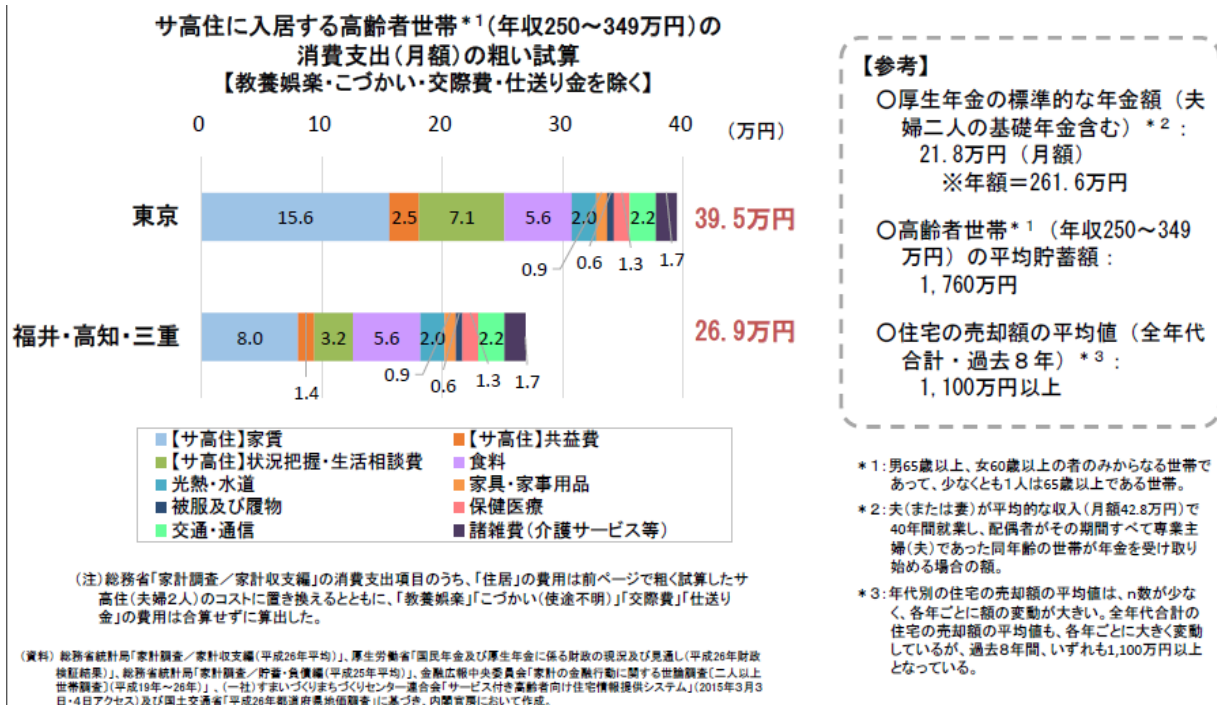
（資料）（一社）すまいづくりまちづくりセンター連合会「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」（2015年3月3日・4日アクセス）及び国土交通省「平成26年都道府県地価調査」に基づき、内閣官房において作成。

参考：東京と地方のサ高住（夫婦2人）の消費支出

◎東京と地方のサービス付き高齢者向け住宅入居者（夫婦2人）の消費支出の比較（粗い試算）

- ・夫婦2人での居住等の一定の条件を置いた上で、サ高住に入居する高齢者世帯（年収250～349万円）の消費支出（月額）を粗く試算すると（※）、東京都のサ高住に入居している場合は40万円弱となるが、福井・高知・三重県のサ高住に入居している場合は27万円弱となる。

※①で粗く試算したサ高住（夫婦2人）のコストに、総務省家計調査における高齢者世帯＊1の「食料」「光熱・水道」「保健医療」「交通・通信」「諸雑費（介護サービス等）」等の消費支出額を加えることによって、試算。



Ⅱ 立地・居住環境

「生涯活躍のまち」構想の「立地・居住環境」については、①立地、②地域的広がり、③地域資源の活用、④地域包括ケアシステムの構築との連携などに関する「選択項目」があります。

① 立地

地域によって、都市部の「まちなか」に設置するタイプと「田園地域」に設置するタイプが考えられます。

まちなか型

⇔

田園地域型

② 地域的広がり

カバーする対象地域の広がりによって、「タウン型」（主として地域のソフト・ハードの資源を一体的・総合的に活用するタイプ）と「エリア型」（主として一定の地域を集中的に整備するタイプ）が考えられます。

タウン型

⇔

エリア型

③ 地域資源の活用

地域の空き家や空き施設など既存ストックの活用や団地の再生など、地域資源の多様な活用形態が想定されます。特に、主として地域のソフト・ハードの資源を一体的・総合的に活用する「タウン型」においては、地域に存在する空き家を有効活用したまちづくりを行うことも考えられます。

なお、地域資源の活用にあたっては、コミュニティの魅力・利便性向上の観点から、コミュニティへの交通アクセスや地域内の交通網の確保・充実にも配慮することが望まれます。

取組例：立地・居住環境の検討例

① どこに立地するか

◎まちなか型（都市部の「まちなか」に設置するタイプ）

- ・長野県松本市：松本城周辺の中心市街地（松本城三の丸地区を想定）

◎田園地域型

- ・新潟県南魚沼市：国際大学周辺地域（農業体験、登山、スキーなどのアクティビティ）

② 地域的広がり

◎エリア型（主として一定の地域を集中的に整備するタイプ）

- ・鹿児島県姶良市：厚生年金福祉施設サンピアあいらの跡地を活用

◎タウン型（主として地域のソフト・ハードの資源を一体的・総合的に活用するタイプ）

- ・山梨県都留市：市内各地区の空き地、雇用促進住宅を活用し、ネットワーク化した取組の展開を検討中
- ・長野県松本市：市内各地区の「地域づくりセンター」や「福祉ひろば」（健康、福祉、子育ての拠点）を活用し、取組をネットワーク化
- ・石川県輪島市：伝統産業である漆器でまちを彩りながら、既存のコンパクトに集約された市街地を活用した生涯活躍のまちづくりを実現するため、電動カートでつなぐ新交通システムの導入、空き家を活用した多世代型地域コミュニティの形成、青年海外協力隊経験者等を対象とした移住促進を図る。



③ 地域資源の活用

◎空き家活用の例

- ・静岡県南伊豆町・東京都杉並区
：空き家を町が借り上げ、お試し移住希望者に短期間貸与する事業も実施。

◎既存施設・公共施設活用の例

- ・新潟県南魚沼市、山梨県都留市、高知県：地元大学と連携

取組例：交通アクセスの観点からの移住・交流促進に向けた取組

「生涯活躍のまち」構想においては、東京圏をはじめ地域の中高齢者が、自らの希望に応じ、それぞれの人生のライフステージに合わせた新たな暮らし方や住み方を求めて移住し、「第二の人生」を歩むための支援が重要である。

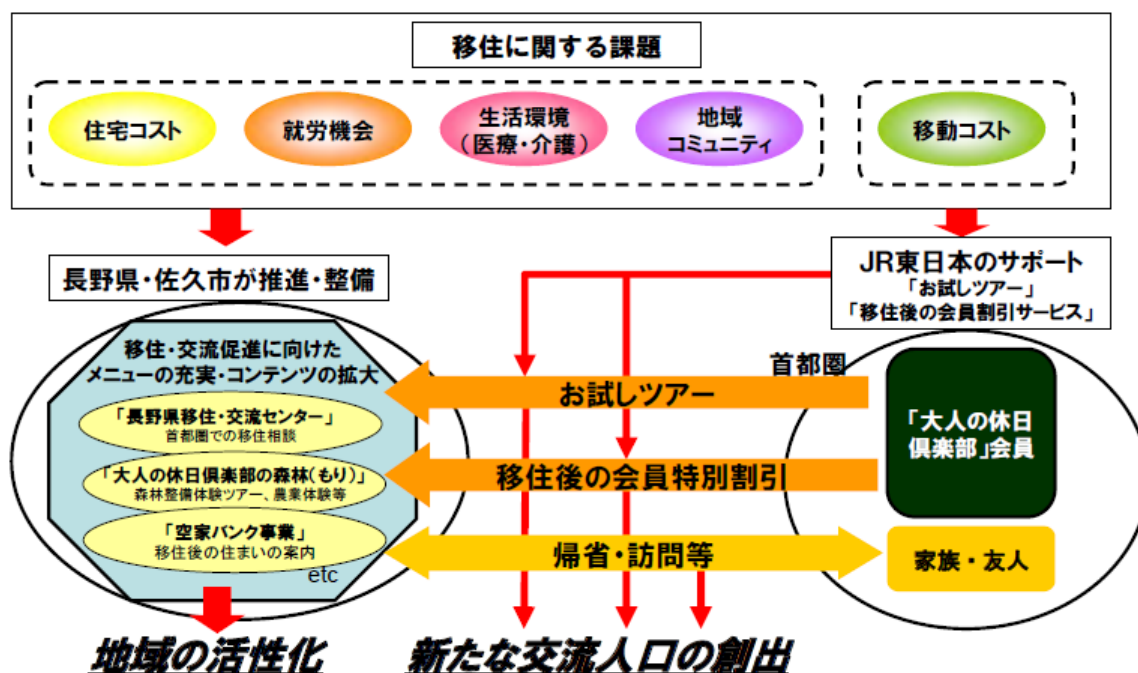
このため、移住希望者に対しては、ニーズに応じたきめ細かな支援を展開し、入居・定住に結びつけることが重要であり、その際、コミュニティの魅力・利便性向上に向けて、コミュニティへの交通アクセスや地域内の交通網の確保・充実に配慮することも考えられる。

移住・交流促進に向けて、地方公共団体や民間事業者において様々な取組が進められている。

① 地方公共団体や民間事業者が連携して実施する移住・交流促進（長野県・佐久市・JR 東日本）

全国初の取り組みとして、長野県、佐久市、JR 東日本の連携により、移動コストに対する支援を活用した県内への交流人口の増加を図る仕組みを導入。

- －首都圏から実際に佐久市に足を運ぶ移住お試しツアーの実施
- －「大人の休日倶楽部」会員が移住後も気軽に首都圏に出かけられるよう、移住先の佐久平～首都圏間の移動をサポート（大人の住まいるプラン佐久）



② 地方公共団体が実施する移住・定住促進（長野県佐久市）

長野県佐久市では、さらなる移住促進に向け、佐久市に移住される方の住宅取得費や中古住宅の改修費、さらには新幹線通勤定期券購入費を対象に、補助制度を創設。具体的には、下記の事業を実施。

- －空き家情報や、就労、就農情報などのワンストップ相談サービスの提供

- －移住交流推進員(都内)、移住交流相談員(市内)を配置
- －市有の居宅を活用した無料移住体験の提供（最長 14 日）
- －移住促進に向け、市内への移住者を対象に住宅取得費や中古住宅の改修費、さらには新幹線通勤定期券購入費等に対する補助

1 信州佐久田舎暮らし支援センター

空き家情報や、就労・就農情報、土地や暮らし・観光情報などを共有し、ワンストップ相談サービスを提供します。

0267-62-4139

since 2013

3 信州佐久移住体験住宅

移住希望者に、農業体験や空き家バンクの物件見学等を通じて、佐久市での暮らしを体験してもらいます。

利用料	無料
利用期間	連続した7日または14日
施設に整備されているもの	冷蔵庫、洗濯機など基本的な家電製品
利用者が用意するもの	寝具・洗面や洗濯、風呂の用具・食材等消耗品類
利用申請	事前予約制

since 2014

2 JR 東日本×長野県×佐久市 連携移住促進事業

「交流人口の創出」をキーワードに掲げる3者が連携して移住・交流促進に取り組んでいます。

JR 東日本 全国初の先進事例！

【移住お試しツアー】
実際に佐久へ足を運んでいただき、市内見学、農業体験、空き家バンク登録物件の見学、先輩移住者との交流などを行います。

【新幹線 大人の住まいのプラン佐久】
佐久市移住者の首都圏との往復を支援します。

since 2013

4 移住促進サポートプラン（佐久市移住促進住宅取得費等補助金）

さらなる移住促進のため、新規に補助金を交付します。

事業期間	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで の3年間
補助内容	住宅の新築費用または新築住宅の購入費用の1/2以内 限度額 50万円 中古住宅の購入費用の1/2以内 限度額 20万円 佐久市空き家バンクに登録されていた住宅を購入した場合 10万円 中古住宅の改修費用の1/2以内（市内事業者による施工に限る） 限度額 10万円 新幹線通勤定期券を佐久平駅で購入した者で、通勤手当額を控除した額の1/2の額（住宅取得補助金の実績報告書を提出または住民基本台帳に登録された日のいずれか早い日の属する月から36ヶ月間に限る） 限度額 10万円（子の人数に依らず一律）

【補助対象者 主な条件】
平成26年4月1日以降 佐久市に転入し住民基本台帳に登録された方で、その転入の日から過去5年以内に佐久市域を移住の住民基本台帳に登録されたことがない方

市内事業者の利用を促進！
子育て世代の移住を支援！
移住後の新幹線通勤を支援！

補助金交付例

新築物件の取得 最高50万円	+	中古物件購入（土地代金） 最高20万円	+	空き家バンク登録物件の場合 一律10万円	+	物件の改修 最高10万円	+	中学生以下の扶養する子が同居する場合 人数によらず一律10万円	+	新幹線通勤一人あたり 最高30万円/年（最長3年間：最高90万円）	=	150万円 交付額
											=	140万円

since 2014

③ 民間事業者が実施する中高年向けサービス（JR）

JR ではシニア向けの会員サービスを展開しており、こうしたサービスの活用を通じ、「生涯活躍のまち」と他の地域とを行き来する際の交通費を軽減することも考えられる。

○ジパング倶楽部

- ・男性満 65 歳以上、女性満 60 歳以上が入会可能で、全国の JR きっぷや JR ホテルグループの宿泊料金割引などの特典を受けることができる。

○大人の休日倶楽部（JR 東日本）

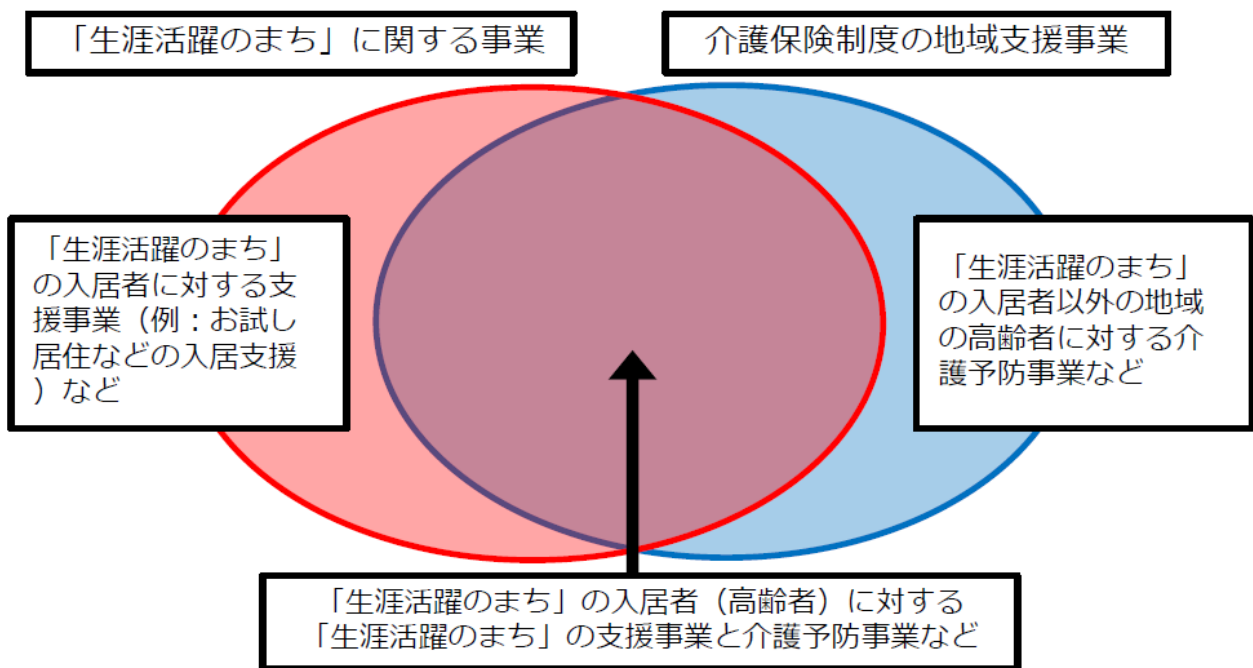
- ・ミドル会員（男性満 50～64 歳、女性満 50～59 歳対象）とジパング会員（男性満 65 歳以上、女性満 60 歳以上対象）があり、JR 東日本線、JR 北海道線のきっぷ割引などの会員特典がある。

④ 地域包括ケアシステムの構築との連携

「生涯活躍のまち」構想と地域包括ケアシステムの構築については、両者を連携させて相乗効果を高めていくことが望まれます。受入れ側の地方公共団体において「生涯活躍のまち」構想と地域包括ケアシステムの構築に向けた施策が連携して展開されれば、入居者と地元住民に対する各種サービスが一体的に提供され、それにより入居者と地域社会との交流が一層高まり、相互に刺激を与え合い、協働する環境を形成していくことが期待できます。

例えば、地域包括ケアシステムの構築との連携の観点から、「生涯活躍のまち」の「地域交流拠点」として、既存の福祉拠点のスペースを入居者や近隣住民の集いの場として活用することや、「運営推進機能」を支える専門人材（コーディネーター）が介護保険制度の地域支援事業における「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と兼任又は連携し、地域の生活支援等サービスの体制整備に取り組むことも考えられます。これにより入居者と地域社会との交流が一層促進され、中高年齢者が社会参加しながら生活支援等サービスが利用できる地域づくりをする点やコミュニティの継続性が高まるという点でも意義があります。

図：地域包括ケアシステムの構築との連携のイメージ



Ⅲ サービスの提供

「生涯活躍のまち」構想の「サービスの提供」については、①住み替えサービス、②就業・社会参加支援サービスなどに関する「選択項目」があります。

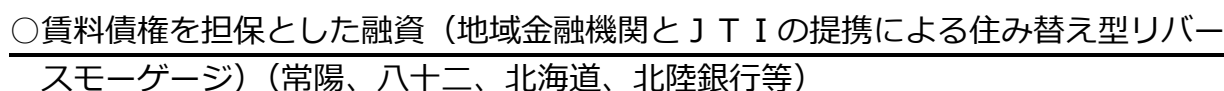
① 住み替えサービス

中高年齢者が現在の持ち家などの居住用資産を、若年層などに売ったり貸したりするなど、資金化できるよう支援することが考えられます。

取組例：住み替えに伴う中古住宅の資金化の取組例

① 中古住宅の賃貸による資金化

- ・ J T I が、シニア（50 歳以上）のマイホームを最長で終身にわたって借上げ、安定した賃料収入を保証する制度。家賃は市場よりやや低めとなるが、制度利用者は賃借人のいるいないにかかわらず、J T I を通じて賃料収入を得ることができる。国は、基金により、この制度をサポート。



29



(資料) 一般社団法人移住・住みかえ支援機構ホームページ等に基づき作成。

②中古住宅の売買による資金化

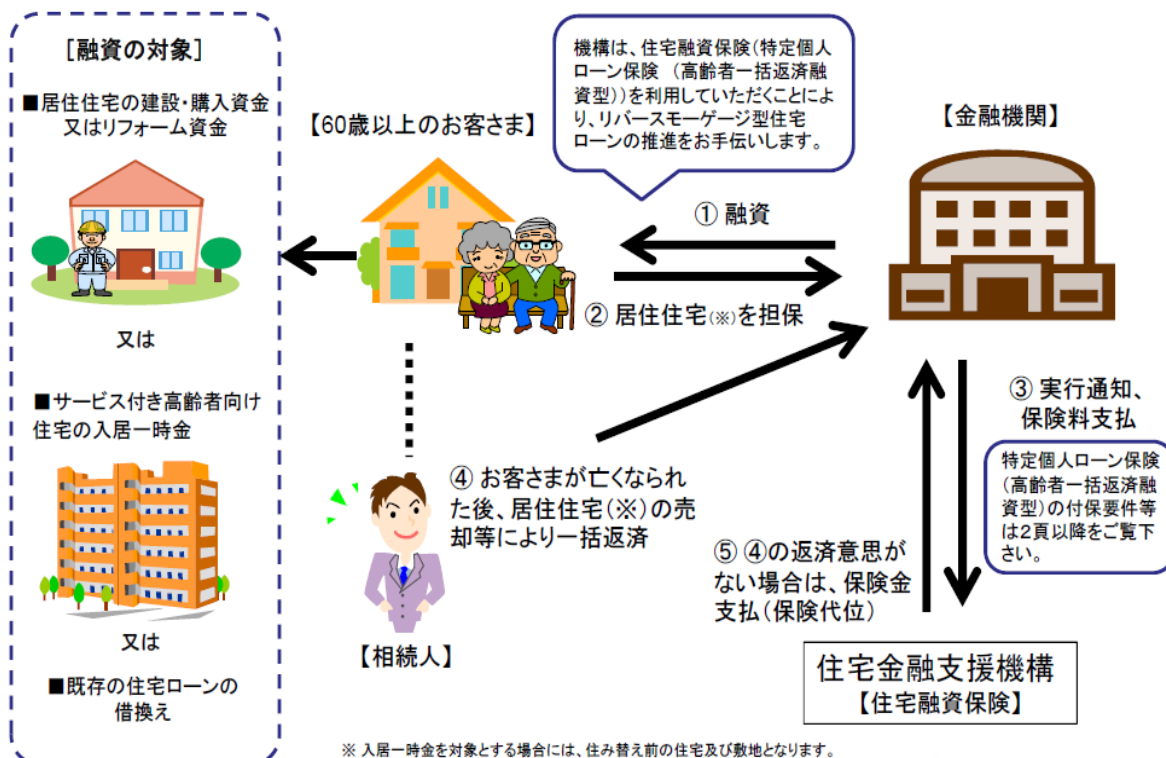
○大手ハウスメーカーによる中古住宅の売買査定（スムストック：優良ストック住宅推進協議会）

- ・住宅メーカー10社及び流通グループ（スムストック：優良ストック住宅推進協議会）が、メンテナンスやリフォーム等で利用価値が維持・向上された住宅の資産価値を、適正な基準をもとに「スムストック査定」し、良質な中古住宅の流通を促進。

(資料) 優良ストック住宅推進協議会資料に基づき作成。

○住宅取得にあたって住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型の融資（住宅金融支援機構）

- ・住宅金融支援機構と金融機関との間で契約する保険として、金融機関が融資する高齢者（満60歳以上の方）が自ら居住する住宅の建設・購入、リフォーム、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金又は既存の住宅ローンの借換え資金のローンで、融資した高齢者の死亡時に元金等を一括で返済するローンに関する保険も存在。



(資料) 住宅金融支援機構HP「【金融機関さま向け】住宅融資保険のリバースモーゲージ型住宅ローンへの活用について」より引用。

② 就業・社会参加支援サービス等

地域によって、中高年齢者のニーズに応じた就業機会の提供、地域の子育て支援、地域と学校が連携・協働した取組による学習などの支援、地域おこし、環境改善など様々な地域課題に関する活動への参加、地域の大学、公民館や図書館、博物館などの社会教育施設等との連携による生涯学習の機会提供など、多様な支援サービスの提供が考えられます。

取組例：「支援サービス」の参考事例 ～就業等～

○地域農園、コミュニティレストランでの就労―当別町共生型地域福祉ターミナル（北海道当別町）

- ・「共生型コミュニティ農園ぺこぺこのはたけ」認知症の有無に関係なく高齢者がそれまでの経験を活かして就労できる農園を軸に、そこで採れた食材を活用したコミュニティレストランや交流スペースを含む拠点。高齢者だけでなく、障害者の就労の場所にもなっている。

○シニア・ジョブスタイル・かながわ（神奈川県）

- ・40歳以上の方が対象の就業支援施設。キャリアカウンセリングを中心とした就業支援、生活支援相談、職業相談・職業紹介。職種の選び方や面接対策のアドバイスから職業紹介まで、ワンストップで様々なサービスを利用可能。

○高齢者の起業・仲間づくり支援―高齢者生きがいワーク支援事業（奈良県）

- ・高齢者の生きがいや就労の場を創出するとともに、地域が抱える課題解決につなげるため、高齢者がその知識や経験を活かし、身近な仲間と事業を起こしたり、起業を目的とした仲間づくり活動を実施することに対して支援。事業の立ち上げ経費の一部を助成（上限100万円／グループ）。セミナー、相談会、情報交換会の開催。

○シルバー人材センター登録者の労働時間延長（兵庫県養父市）

- ・シルバー人材センターが派遣する高齢者の労働時間を週20時間から週40時間まで延長する要件緩和の仕組みを活用。人手不足分野における労働力を確保するとともに、会員の生きがいづくり、所得の向上等の効果を見込む。

○高齢者の就労マッチング支援・活躍の場の開拓―福岡県70歳現役応援センター（福岡県）

- ・「70歳まで働ける企業」の開拓など高齢者の活躍の場の拡大。高齢者が地域の子育ての現場で活躍する「ふくおか子育てマイスター」の養成。専門相談員による就業から社会参加まで多様な選択肢の提案・マッチング支援。企業向け高齢者雇用セミナーや中高年従業員向けセミナーの開催など。

○日常生活サービス（配食、運転手等）を高齢者自身が提供（シェア金沢・ゆいま〜る那須）

○農業体験や農業支援（シェア金沢・ゆいま〜る那須、笠間、南魚沼、都留、南伊豆等）

（資料）ホームページ等に基づき作成。

取組例：「支援サービス」の参考事例 ～生涯学習～

○立教セカンドステージ大学－50 歳以上のシニアのための1 年の「学び直し」と「再チャレンジ」の場

- ・ 修業年限は1 年。カリキュラムは、①エイジング社会の教養科目群（人文学的教養の習得）、②コミュニティデザインとビジネス科目群（NGO 等活動、ソーシャル・ビジネス等に役立つ実践的科目）、③セカンドステージ設計科目群（セカンドステージの生き方についての科目）、④ゼミナール・修了論文、⑤全学共通カリキュラムの受講が可能。
- ・ 1 年の本科修了後も、さらに勉学を続けたい受講生のために、専攻科＋科目聴講生制度。また、セカンドステージに役立つ調査・研究活動や社会的に意義のある活動を自主的に行っている受講生および修了生の団体を側面から支援する社会貢献活動サポートセンターを設立。

○起業、コミュニティビジネス、NPO の設立・参画等のための生涯現役夢追塾（福岡県北九州市）

- ・ 課題解決型学習（PBL）の手法により「地域の課題」や「解決手法」について、共通の認識を持つグループの中で学ぶ。
- ・ 受講終了後、すぐに実践に取り掛かれることを目指した、実践的・専門的な講義。塾生も「講師」となり、お互いに学びあう。
- ・ 大学生等の参加による、多世代交流を通じて、コミュニケーション能力等を身につけ、多様な感性による「気づき」や「発見」の場とする。

（資料）ホームページ等に基づき作成。

取組例：「支援サービス」の参考事例 ～社会参加～

○介護支援ボランティアポイント事業

- ・介護保険制度の中の地域支援事業として、介護保険料、国・県・市の予算を財源として実施。地方公共団体が認めた介護保険施設などでボランティア活動をすると、その活動に対してポイントが付与され、ポイントに応じて換金、商品交換、介護保険料負担軽減資金の支給申請等ができる。平成 26 年度は、約 235 地方公共団体で実施。

○「ごちゃまぜサロン」で支援が必要な人を支える「パーソナルアシスタント」のコーディネート。「共生型地域福祉ターミナルみんなのうた」（北海道当別町）

- ・「共生型地域福祉ターミナルみんなのうた」で、子どもから高齢者までが世代や障害・病気の有無に関係なく交流し、地域活動やボランティア活動を企画・運営する場である「ごちゃまぜサロン」を設置。地域住民が主体的に企画・運営。
- ・支援が必要な人を支えるボランティア「パーソナルアシスタント」のコーディネート。地元の商工会と連携してボランティアポイント制度も運用。

○登録した「シニアマスター」が地域活動団体の依頼に応じて活動一元気シニアバンク（茨城県）

- ・バンクに登録された方々は「茨城シニアマスター」として、子供会や高齢者施設、老人クラブなど、講師や実演を求めている様々な地域活動等を行う団体等の依頼に応じて活動。
- ・高齢者の方が長年にわたり培った豊富な知識・経験・技能を、地域のさまざまなニーズに積極的に活用し、地域貢献。高齢者の方の社会参加活動を通した生きがいと健康づくりのため設置。

○会員制サークル「多摩らいふ倶楽部」で、多摩地域の素敵な場所や出会いの機会を提供－多摩信用金庫（東京都）

- ・市町村との共催で創業支援セミナーを実施し、高齢者等が起業する際のノウハウを提供。地域の「課題解決」や「活性化」を図るため、メーリングリストで、市民、NPO、企業、経済団体、地方公共団体などをつなぐ「多摩CB（コミュニティビジネス）ネットワーク」の運営に協力。多摩信用金庫が地域の情報の収集・発信を行うプラットフォームとして機能。

○地域に開かれた食堂等をはじめとする「地域交流拠点」の運営（シェア金沢・ゆいま～る那須）

- ・高齢者の雇用の場、障害者就労支援、多世代交流の場の提供、コミュニティに住む美大生へのギャラリーの提供等、農業体験等の収穫物を販売

○地域コミュニティのボランティア参加を条件として比較的安価に賃貸住宅を提供（シェア金沢）

（資料）ホームページ等に基づき作成。

③ その他

医療・介護サービスについては、入居者の希望に応じて、内付け（「運営推進機能」を担う事業主体自身が提供）又は外付け（地域の医療・介護事業者が提供）で提供する形態になります。

また、医療・介護人材不足に対応し、IT 活用や多様な人材の複合的なアプローチ、中高年齢者の積極的な参加等により、効率的なサービス提供を目指すことが考えられます。

IV 事業運営

「生涯活躍のまち」構想の「事業運営」については、①多様な主体による事業実施、②持続可能な事業運営、③コミュニティにおける適切な人口構成の維持などに関する「選択項目」があります。

① 多様な主体による事業実施

「生涯活躍のまち」の事業運営については、民間企業や医療法人、社会福祉法人、大学、NPO、まちづくり会社（第3セクター）など多様な事業主体が「運営推進機能」を担うことが想定されることから、地域の実情を踏まえつつ、当該事業主体の強みを発揮したまちづくりを行うことが期待されます。

「生涯活躍のまち」構想に関する事業の具体化に当たっては、事業形態や土地・施設の提供主体の特性等に応じ、地域金融機関と連携するなど、多様なファイナンス手法を活用することが考えられます。また、入居者の安心・安全な居住のため、バックアップオペレーターなど事業の継続性を確保するための体制整備を確保することが望まれます。

適切な事業運営を確保する観点から、第三者機関が事業運営を評価することが考えられます。

② 持続可能な事業運営

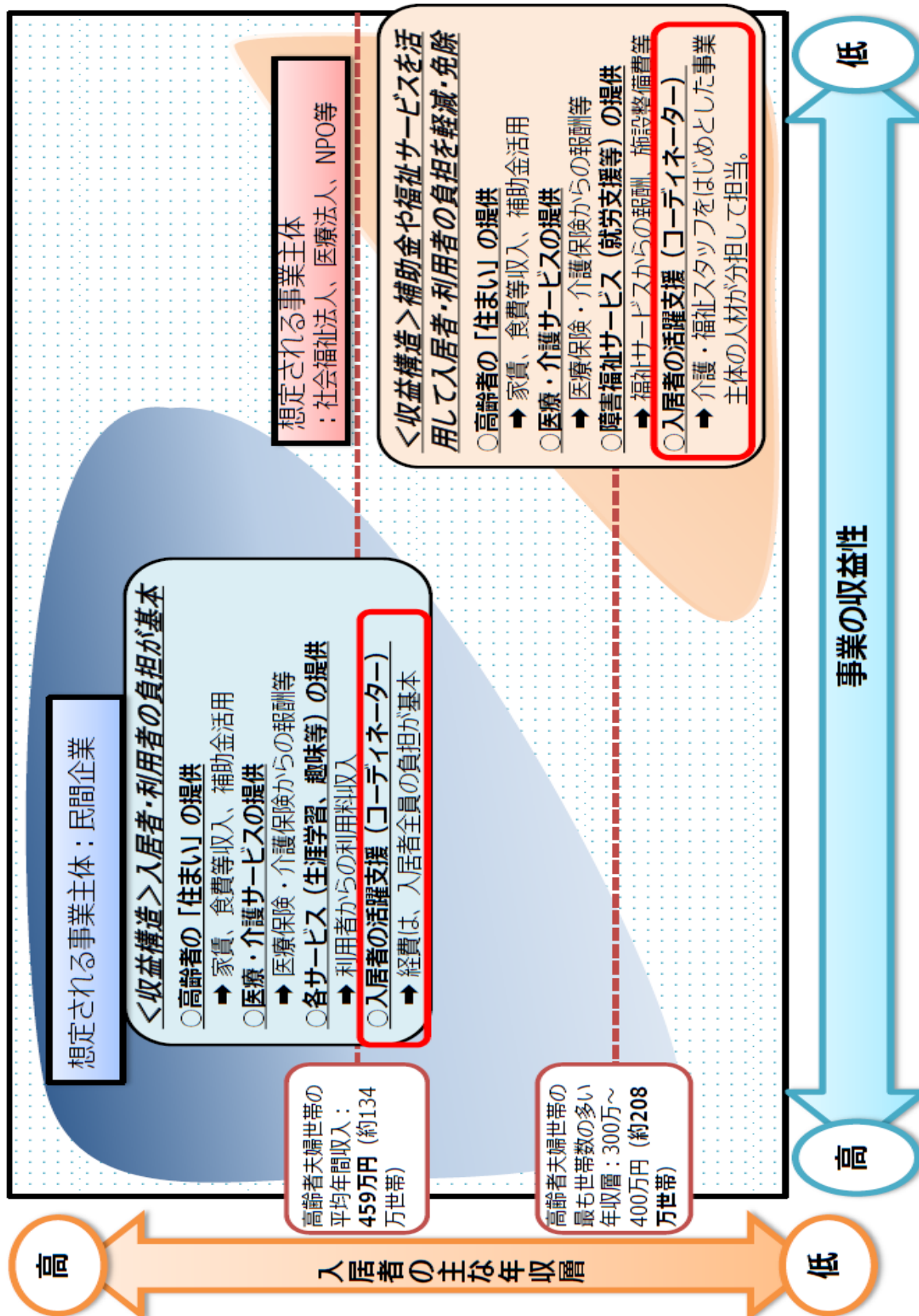
「生涯活躍のまち」構想に関する事業を持続的に運営するためには、まずは、その事業の収益構造を把握するとともに、どのような工夫・対応ができるのかを検討する必要があります。

「運営推進機能」を担う事業主体や事業内容、入居対象者（所得等）によって、事業の収益構造（収益性）は多様であると考えられます。一般的には、民間企業については、一定の所得層以上を対象とし、経費は入居者・利用者の負担とするのが基本であり、社会福祉法人等については、低所得者も対象とし、補助金や福祉サービスを活用して、入居者・利用者負担を軽減・免除することが想定されます。

事業運営を持続可能にするためには、「運営推進機能」を担う事業主体（民間企業、社会福祉法人等）が実施する事業やターゲットとする入居者等を見極めた上で、中高年齢者の住まいの提供や医療・介護サービス、生涯学習や趣味等の活動への参加に関するサービス提供等を通じ、必要に応じて入居者等からの対価を得るとともに、効果

的なサービス提供などの安定的な収益を確保できるような経営面における工夫や、地域資源・既存補助金の活用など資金調達面における工夫等を通じて、イニシャルコスト（初期費用）とランニングコスト（維持費用）を減らしていく努力が必要です。

図：持続可能な「事業運営モデル」（イメージ）



取組例：持続可能な「事業運営モデル」の具体的事例

民間企業による事業運営

◆ゆいま〜る那須（株式会社コミュニティネット）

【入居者等からの収益】

- ◆住まい（サ高住）：
 - 【家賃】月額59,000円（33.12㎡／10.02坪）～139,000円（66.25㎡／20.04坪）（※一括前払いも可）
 - 【共益費】月額8,000円（コモンスペース、共用部分及び付属施設の維持管理に必要な水光熱費、上下水道使用料、清掃費などの費用）
- ◆食堂収入：【費用】昼食540円、夕食760円
- ◆コーディネーター：
 - 【内容】①毎日の安否確認、②生活相談、③緊急時対応、④引っ越し時のサポート、⑤ライフプランの作成サポート、⑥体調不良時（自宅療養時）のサポート、⑦介護保険の申請手続きのサポート、⑧介護事業者の紹介・マネジメント、医療機関の情報提供、⑨地域コミュニティ、イベントのサポート
 - 【費用】月額30,850円（1人入居）、50,400円（2人入居）

【経営安定の工夫】

- ◆参加型によるハウス運営

入居者の特技などを活かして、入居者自身が支えあえる仕組みを促したり、ハウスの経営状況などの情報公開を通じて、入居者自身がハウスの運営に主体的に関わる（運営をサポートしてもらう）ようにすることで、少数の人員配置で運営が可能になっている。（入居者のサポート費の負担も減。）
- ◆入居率の向上

セミナーや会合を繰り返し、開設前から入居希望者を集めることで、開設時の入居率が向上（空き部屋リスクが低下）。また、入居以外に、ロングステイやシェア型の暮らし方を選択できるようにしている（居室の有効活用）

【資金調達等の工夫】

- ◆初期コスト等の低減

住まい方のセミナーや現地見学会、ワークショップ等を開催し、企画段階から入居希望者が関わることで以下の利点につながる。

 - ・入居希望者の意見をハード・ソフト共にある程度反映できる（ニーズに即したものとなり、過剰な投資が不要）
 - ・ハウスの理念や参加型を共有・体験できることが入居への動機づけ、決断につながり、広告宣伝費を削減できる
- ◆主な補助金の活用：高齢者等居住安定化モデル事業（一般部門）

社会福祉法人、医療法人、NPO法人等による事業運営

◆シェア金沢（社会福祉法人佛子園）

【入居者等からの収益】

- ◆住まい（サ高住）：
 - 【家賃】月額85,000円～95,000円（42.08㎡／12.72坪～43.74㎡／13.23坪）
 - 【共益費】月額20,000円（1人入居）、25,000円（2人入居）（水道・電気・光熱水費含む）
 - 【状況把握生活相談費】月額15,000円（1人）、30,000円（2人）
 - 【食事の提供】朝食500円、夕食800円
- ◆法人の行う福祉事業：介護保険サービス（訪問介護、高齢者デイ）、障害福祉サービス、障害児入所支援
- ◆コーディネーター：
 - 【内容】入居者個人の特性・希望等に応じた各種生活支援、サポート等
 - 【費用】なし：スタッフが医療・福祉業務の中で分担しながら対応しているため、独自の費用は生じない。

【経営安定の工夫】

- ◆福祉種別を超えたサービス提供
- ◆就労事業の多種・多角化

【資金調達等の工夫】

- ◆土地等を安価に取得
- ◆主な補助金の活用：社会福祉施設等整備費補助金、サービス付き高齢者向け住宅整備事業（高齢者生活支援施設併設）ほか

③ コミュニティにおける適切な人口構成の維持

中長期的にわたって多世代が交流しながら活気あるコミュニティを確保するためには、コミュニティの人口構成を適切に維持していく必要があります。

同世代の入居者が偏在するコミュニティにおいては、入居後ある時期に多くの世帯が高齢化し、それに伴い、建物のバリアフリー化や医療・介護体制の整備など、様々な課題が同時期に顕在化する可能性があります。また、高齢者のみのコミュニティ等では、外の若い世代が魅力を感じにくいいため、新たな若い世代の入居が進みにくいと考えられます。そのため、コミュニティの入居者を特定の年齢に偏らず、幅広い年齢構成とすることがコミュニティの持続的安定性の点で望まれます。

コミュニティにおいて中長期的に適切な人口構成を維持するためには、コミュニティ内の年齢構成が偏らないよう、「運営推進機能」を担う事業主体が入居時に対象者を選定する等の工夫をすることや、コミュニティへの新たな入居者を継続的に確保できるような魅力づくりや仕組みづくり、情報提供を行うことなどが考えられます。

バランスのいい人口構成を実現するため、例えば、移住希望者を同時期に入居させずに、時期をずらして段階的にコミュニティへ入居を進めるなどの工夫も必要となります。

こうした観点から、中高年齢者への住まいの提供については、バランスの良い入居者の構成やコミュニティの趣旨に賛同する新たな居住者の確保が容易な「賃貸」が基本となると考えられます。大都市近郊など地域の特性に応じ、「分譲」とする場合には、段階的な入居者募集や入居者入れ替え時のあっせん、情報提供など一定の工夫をすることが求められます。

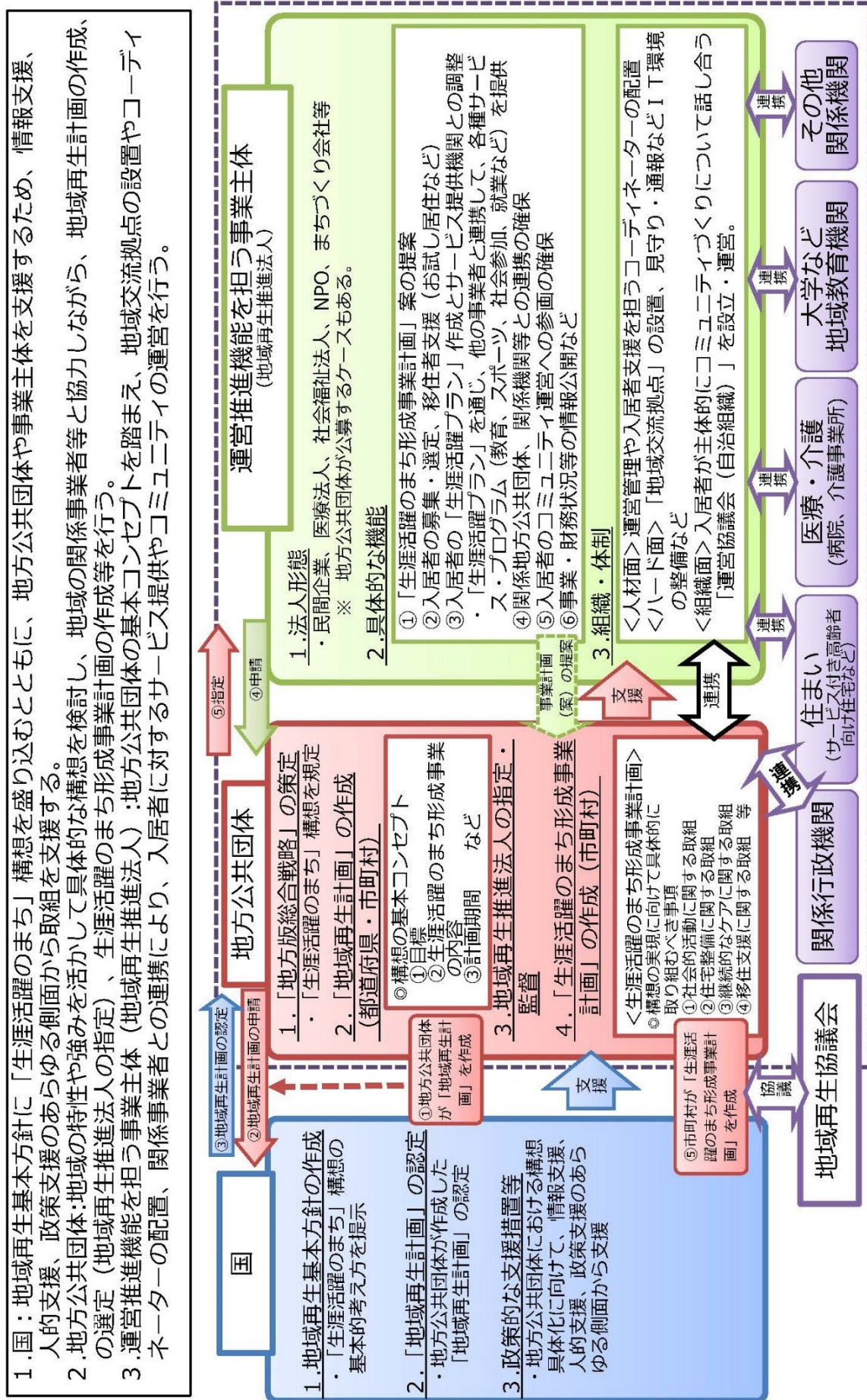
図：賃貸と分譲の特徴

	＜『賃貸』の特徴＞	＜『分譲』の特徴＞
入居者視点	○入居者の初期費用の負担が比較的軽い。 ○入居者がコミュニティになじまなかった場合や死亡した場合などの退去にあたっての財産処分が不要であることから、比較的手続的な負担が軽い。	○資産として取得できる安心感がある。 ○基本的に、住宅取得にあたってまとまった資金が必要である。 ○固定資産税など資産保有のためのコストがかかる。 ○入居者がコミュニティになじまなかった場合や死亡した場合など退去にあたっての財産処分が必要である。
事業者視点	○資金回収に時間を要する。家賃の「前払い方式」を活用することで回収を早めることは可能である。 ○コミュニティの趣旨に賛同する入居者の選定は比較的行いやすい。 ○事業者が共用部等を含む建物を保有しつづけるため、コミュニティに継続的に関与することとなる。	○早期の資金回収が容易である。 ○相続等の場合において、コミュニティの趣旨に賛同する者への分譲を担保するためには、事業者による住宅の買取やあっせんを行うなどの工夫が必要である。

第3章 国、地方公共団体及び「運営推進機能」を担う事業主体の役割分担と連携

- ◎高齢者の医療・介護や住まいに関しては、既に一般的な制度が整備されており、その下で、民間ベースにおいて創意工夫がなされ、自由かつ主体的に様々な事業が展開されています。「生涯活躍のまち」構想は、こうした一般的な制度の上に乗る形で、東京圏をはじめ地域の中高年齢者が地方や「まちなか」への住み替えを希望する場合の地域の受け皿をつくるため、地方公共団体が責任をもって行う「まちづくり」として取り組む事業と位置付けられます。
- ◎その趣旨を踏まえると、「生涯活躍のまち」構想は、地方公共団体が、地方創生の観点から策定する「地方版総合戦略」において事業として規定し推進するものであることが望ましいと考えられます。これに対し、地方公共団体と関わりなく展開されるものは、あくまでも民間ベースの取組として位置づけることが適当と考えられます。
- ◎地方公共団体の事業として推進する場合、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年4月20日法律第30号）により「生涯活躍のまち形成事業」が地域再生制度の一つとして位置付けられたところであり、この枠組により事業を推進する場合は、法に基づき地域再生計画及び生涯活躍のまち形成事業計画の作成を行うことが想定されます。
- ◎「生涯活躍のまち」構想の推進に当たっては、国、地方公共団体、「運営推進機能」を担う事業主体が適切に役割分担を行うとともに、それぞれが連携することが重要となります。ここでは、その役割分担と連携について示します。

図：国、地方公共団体、「運営推進機能」を担う事業主体の役割分担と連携（イメージ）



1. 国の責務・役割

地域再生法の一部を改正する法律（平成 28 年 4 月 20 日法律第 30 号）により、「生涯活躍のまち」が地域再生制度の一つとして位置づけられました。これに基づき、国は、①地域再生基本方針の作成、②地方公共団体の地域再生計画の認定を行うこととされています。あわせて、地方公共団体の構想の具体化を支援するために③政策的な支援措置等を行っていくこととしています。

国の責務・役割の具体的な内容

① 地域再生基本方針の作成

- ・ 地域再生基本方針（平成 28 年 4 月 15 日改訂）を改正し、「生涯活躍のまち」構想に関する基本的な事項等を記載⁶。

② 地方公共団体の地域再生計画の認定

- ・ 地方公共団体が地域の実情に即して作成した地域再生計画について、地域再生基本方針に照らして認定

③ 政策的な支援措置等

- ・ 地域再生法の改正により、「生涯活躍のまち」が地域再生制度の一つとして位置づけられ、地方公共団体が主体となって、生涯活躍のまち形成事業に関する事項を盛り込んだ地域再生計画を作成し、その具体化に向けて市町村が「生涯活躍のまち形成事業計画」を作成する仕組みを明確化した。
- ・ 今般の改正においては、中高年齢者の社会的活動への参加の推進や住まい・介護サービス等の生活環境の整備、移住希望者の来訪・滞在の促進等を一体として行うため、市町村と連携して生涯活躍のまち形成事業を行う事業者が、取組を円滑に実施できるよう、手続の簡素化のための措置が講じられた。
- ・ 国は、上記も踏まえ、地方公共団体や「運営推進機能」を担う事業主体が実施する「生涯活躍のまち」構想の具体化を支援するため、本「手引き」の作成などの「情報支援」、関係府省からなる「生涯活躍のまち形成支援チーム」による「人的支援」、「地方創生推進交付金」による先駆的な取組に対する「財政支援」など、あらゆる側面からの支援を行う。

⁶ 改正後の本文は、内閣府地方創生推進事務局のウェブサイトから「関連閣議決定等」から閲覧できる。
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kettei.html>

2. 地方公共団体の役割

地方公共団体は、地域の特性や強みを活かして具体的な構想を検討し、「運営推進機能」を担う事業主体や地域関係者と連携して、構想の実現を推進していくことが求められます。また、多様な主体が特性や実績を活かし地域において創意あふれる取組を行うことができるよう、事業主体等に対する多様な支援を実施するなど、民間の活力を引き出す後押しの役割を発揮することが期待されます。

具体的には、①基本計画としての地域再生計画の作成、②「運営推進機能」を担う事業主体の選定（地域再生推進法人の指定）、③生涯活躍のまち形成事業計画の作成、④地域再生推進法人に対する指導・監督・支援を行うことなどが求められます。

地方公共団体の役割の具体的な内容

①「地域再生計画」の作成

- ・ 地方公共団体は、地域の実情に即した「生涯活躍のまち」構想の基本コンセプトを検討し、「地方版総合戦略」にそれを盛り込んだ上で、生涯活躍のまち形成事業に関する事項を盛り込んだ地域再生計画を作成し、国が認定を行う。
- ・ この地域再生計画は、実際に事業を行う市町村が単独で、又は、都道府県若しくは他の市町村と共同で作成することができる。
- ・ なお、地域再生計画の検討に際しては、行政のみならず、官民の構想検討会議（地域再生協議会）などの場において地域の事業者等と連携し、協議を行うことが望ましい。
- ・ 地域再生計画に基づいて実施した事業の効果を検証し、必要に応じて地域再生計画を変更するという一連のプロセス（PDCA サイクル⁷の確立）が重要であるため、地域再生計画には目標を設定することが努力義務となっている。その際にはK P I（重要業績評価指標⁸）を設定することが想定される。

②「運営推進機能」を担う事業主体の選定（地域再生推進法人の指定）

- ・ 地方公共団体は、事業の実現に向けて、生涯活躍のまち形成事業の「運営推進機能」を担う事業主体を選定
- ・ 具体的には、地方公共団体は、事業に必要な人員の配置や財務状況などの観点から、地域再生計画に基づく業務を適正に行うことができると認める事業主体を選定。地域の実情に即して、公募による選定を行うことも考えられる。
- ・ 「運営推進機能」を担う事業主体の選定に関しては、地域再生制度における地域再生推進法人として指定することも可能（法第19条）。地域再生推進法人を指定す

⁷ PDCA サイクル：Plan-Do-Check-Action の略称。Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。Plan-Doとして効果的な「基本計画」の策定・実施、Checkとして「基本計画」の成果の客観的な検証、Actionとして検証結果を踏まえた施策の見直しや「基本計画」の改訂を行うことが求められる。

⁸ 重要業績評価指標（KPI）：Key Performance Indicator の略称。

る場合は、地域再生推進法人に生涯活躍のまち形成事業計画の案の作成・提出を求めることも可能（法第 17 条の 15）。

③生涯活躍のまち形成事業計画の作成

- ・地域再生計画の認定を受けた市町村が「生涯活躍のまち」構想を推進するにあたっては、地域における様々な主体と協力しながら、地域の特色や地域資源を把握している市町村自らが責任をもって取り組むことが重要。そのため、市町村が関係者と協力し、具体的に取り組むべき事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載することが求められる。
- ・事業計画には、地域再生計画で定めた構想の実現に向けて、
 - ①社会的活動への参加推進に関する取組、
 - ②高年齢者に適した住宅の整備に関する取組
 - ③継続的なケアの提供体制の確保に関する取組
 - ④移住支援に関する取組などについて記載することが求められる。それぞれの項目について、移住希望者が「生涯活躍のまち」を選択する上で適切な判断の材料となるよう、地域の特性に応じた具体的なサービス内容等が記載されていることが望ましい。
- ・また、事業計画を作成する際には、地域再生計画の認定を受けた市町村のほか、「運営推進機能」を担う事業主体（地域再生推進法人）、都道府県知事、移住支援やまちづくりを行う事業者、就業や生涯学習など社会的活動を支援する事業者（公共職業安定所やシルバー人材センター、大学、公民館や図書館、博物館などの社会教育施設など）、医療・福祉サービスの提供事業者（医療法人や社会福祉法人など）、住民など地域の様々な関係者が参画する地域再生協議会を設置し、事業計画に盛り込まれる内容等について協議し、多様な意見が適切に反映されるようにすることが必要

④「運営推進機能」を担う事業主体（地域再生推進法人）に対する指導・監督・支援

- ・市町村は、入居者保護等の観点や地域再生計画・事業計画などに照らして、「運営推進機能」を担う事業主体（地域再生推進法人）に対して適切に指導・監督を行うことが求められる。事業計画等の内容に反して事業運営が行われる場合には、地方公共団体は事業主体の選定について見直す（地域再生推進法人の場合は指定を取り消す）ことも考えられる。
- ・あわせて、地域再生推進法人が行う公益的な事業（地域交流事業、コーディネーターの配置等）については、市町村が必要な支援を行うことが重要

3. 「運営推進機能」を担う事業主体（地域再生推進法人）の役割

I 「運営推進機能」を担う事業主体

「生涯活躍のまち」構想の事業運営については、民間企業や医療法人、社会福祉法人、大学や社会教育施設、NPO、まちづくり会社（第3セクター）など多様な事業主体が「運営推進機能」を担うことが想定されます。

II 必要なサービスの提供

「運営推進機能」を担う事業主体は、地域再生計画及び生涯活躍のまち形成事業計画を踏まえ、「地域交流拠点」を整備し、対象地域の入居者の日常生活・医療・介護等のケア・地域交流など生活に係るサービス等全般の管理・調整・プログラム開発を担う「運営推進機能」を発揮するとともに、具体的なサービスを提供することが必要です。

入居者に対する対応としては、①入居前の対応として、希望者への情報発信や相談、カウンセリングを通じた、お試し居住等移住促進などを行うとともに、②入居後の対応として、目標志向型の「生涯活躍プラン」を通じ、健康でアクティブな生活を支援するためのプログラム提供や、関係者との協議・調整等により必要なサービスを提供することなどが期待されます。また、地方公共団体の委託を受けて「地域包括支援センター」の運営や「地域支援事業」を行い、地域包括ケアシステムの構築に係るサービス提供を担うケースも想定されます。

III コミュニティの管理運営

「運営推進機能」を担う事業主体は、入居者と地域住民との交流や協働が行われるよう十分配慮しつつ、コミュニティづくりを担うことが求められます。コミュニティにおけるイベント・セミナー等の開催や住民の生きがいの創出、地域における課題・ニーズの収集などを行うとともに、住民一人ひとりの課題やニーズについても解決の方向性を示し、PDCA サイクルを意識しつつ、課題解決ができるようにする役割が期待されます。

これらのサービス等を持続的に提供するためには、持続可能な事業運営の確保に向けた取組が重要です。「生涯活躍のまち」構想に関する事業を持続的に運営するためには、その事業の収益構造を把握した上で、安定的な収益を確保するとともに、イニシャルコスト（初期費用）とランニングコスト（維持費用）を減らす努力が必要です。例えば、中古住宅や公共施設等の既存ストックを活用することにより、初期費用を抑えて地域になじみやすい場を整備することができます。

さらに、中長期的に適切な人口構成を維持し、多世代が交流しながら活気あるコミュニティを確保するため、「運営推進機能」を担う事業主体は、コミュニティ内の年齢構成が偏らないよう、入居時に対象者を選定する等の工夫をすることや、コミュニティへの新たな入居者を継続的に確保できるような魅力づくりや仕組みづくり、情報提供を行うことなどが求められます。

IV 地域包括ケアシステムの構築との連携

地域包括ケアシステムの構築との連携の観点から、「生涯活躍のまち」の「地域交流拠点」として、既存の福祉拠点のスペースを入居者や近隣住民の集いの場として活用することや、「運営推進機能」を支える専門人材（コーディネーター）が介護保険制度の地域支援事業における「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と兼任又は連携し、地域の生活支援等サービスの体制整備に取り組むことが考えられます。これにより入居者と地域社会との交流が一層促進され、中高年齢者が社会参加しながら生活支援等サービスが利用できる地域づくりをする点やコミュニティの継続性が高まることが期待されます。

「運営推進機能」を担う事業主体（地域再生推進法人）の役割の具体的な内容

①生涯活躍のまち形成事業計画案の作成

- ・「運営推進機能」を担う事業主体は、その申請により市町村から地域再生推進法人の指定を受けることができる。地域再生推進法人の指定を受けた事業主体は、地域再生計画に沿って、地域の実情に即した事業計画案を作成し、市町村に提案することができる（法第 17 条の 15）。

②関係事業者との連携

- ・地域再生推進法人は、自ら一定のサービス（医療・介護・住まい等）を提供することも想定される一方で、他の事業者と連携して各種サービス・プログラム（教育、スポーツ、社会参加、就業など）を提供することも想定される。他の事業者から提供されるサービス・プログラムに対しては、地域再生推進法人が、コーディネート機能を発揮することが求められる。

③コミュニティづくり

- ・地域再生推進法人が行うコミュニティづくりにおいては、「地域交流拠点」の設置やコーディネーターの配置などが想定される。また、入居者等のコミュニティへの参画、自治的運営の観点から、入居者や事業者が参画する「運営協議会」を設立・運営することが想定される。

第4章 「生涯活躍のまち」構想の具体化プロセス

◎「生涯活躍のまち」構想の実現に向けた取組としては、まず、地方公共団体が、地域の特性や強みを活かした構想の基本コンセプトを固め、地域の実情に応じた構想をとりまとめることが重要です。この構想に基づき、地方公共団体は「地域再生計画」を作成するとともに、適切な事業主体を選定（地域再生推進法人を指定）し、関係事業者と協力しながら「生涯活躍のまち形成事業計画」を作成することとなります。ここでは、地方公共団体における「生涯活躍のまち」構想の検討や事業化に関する具体的なプロセスについて示します。

図：「生涯活躍のまち」構想の事業化に向けたプロセス

1. 構想の検討、「地域再生計画」の策定

(1) 検討組織の設置

- ① 庁内の部局横断的な検討組織の設置
- ② 官民の構想検討会議の設置（産業界、教育機関、地域金融機関など地域関係者が参加）



(2) 構想のとりまとめ、「地方版総合戦略」への反映

- ① 官民の構想検討会議において、構想の方向性や基本コンセプトについて議論・意見聴取 ➡ 構想をとりまとめ
- ② とりまとめた構想を「地方版総合戦略」に盛り込むことができるよう、総合戦略策定に関する審議会等において検討（産官学労官・議会において審議・検討） ➡ 「地方版総合戦略」に反映



(3) 地域再生計画の策定

- 事業を行う対象区域や計画期間、計画を通じた目標などを設定
※構想の策定に向けた検討とあわせて「地域再生計画」についても一体的に検討・議論を行うことも考えられる。

※「生涯活躍のまち」構想を具体化するにあたっては、中長期的に事業の自立性や持続可能性を確保する観点から、事業の実現性や継続性、地域への効果などについて、関係事業者のみならず教育機関、地域金融機関、住民など幅広く知見を結集して検討を行うことが重要

2. 事業化に向けた取組

(1) 事業主体の選定

- 「生涯活躍のまち」事業の運営推進機能を担う事業主体を選定（地域再生推進法人を指定）※地域の実情に即して、公募して事業主体を選定することも可能



(2) 「生涯活躍のまち形成事業計画」の作成（又は変更）

- 構想の実現に向けて、「地域再生計画」の内容を踏まえ具体的に取組むべき事項を記載
 - ・中高年齢者の就業や生涯学習など社会的活動への参加に向けた取組
 - ・高年齢者に適した住宅の整備に向けた取組
 - ・継続的なケアの提供体制の確保に向けた取組
 - ・移住を希望する中高年齢者への情報の提供、お試し居住や二地域居住などの取組
 - ・その他関係機関との連携、まちづくりに関する取組 等



(3) 入居募集

- 入居希望者に対する事前相談、「お試し居住」や「二地域居住」などを実施
 - ※入居者募集の際は、入居者の出身地や趣味嗜好などの「個人的なニーズ」、地域が求める専門知識・技術をもった「地域のニーズ」に着目して取組を行うことが重要。
 - ※入居者を特定の年齢に偏らずに幅広い年齢構成とすることが、入居後ある時期にケアが一斉に必要な事態を避けることができるなど、コミュニティの持続的安定性の点で望ましい

3. 事業の開始（入居開始）

1. 地域の特性に応じた構想の検討、「地域再生計画」の作成

- ◎「生涯活躍のまち」構想においては、まずは、地域の強みや特性を活かした基本コンセプトを固める必要があります。構想の策定に当たっては、地域資源の活用や関係者間の連携・協力を図るため、官民の構想検討会議（地域再生協議会）を設置し、構想案に対する関係者からの意見聴取を行うことが重要です。

その後、策定した構想を「地方版総合戦略」に反映させるとともに、「地域再生計画」を作成するなどのプロセスを経ることとなります。

I 検討組織の設置

「生涯活躍のまち」構想においては、地域資源を活用しつつ、住まい、医療・介護、健康増進サービス、就業支援、NPO・ボランティア・生涯学習など多岐にわたる関係者が連携・協働してコミュニティを運営することとなります。

そのため、まずは、地方公共団体内での部局横断的な検討組織（企画部局、建築・都市・住宅部局、福祉部局など）や、産業界、学校や社会教育施設等の教育機関、地域金融機関などの地域関係者が幅広い観点から検討する官民検討会議（地域再生協議会）などを設置し、地方公共団体の強みや特性を活かした構想の基本コンセプトについて議論を行うことが重要となります。その際、様々な関係者から地域のニーズや課題、構想の方向性・基本コンセプトなどについて幅広く意見聴取を行うことが重要となります。

取組例：新潟県南魚沼市、山梨県都留市

◎新潟県南魚沼市

○地域内外の関係者による勉強会を複数回開催

- ・国際大学、北里大学保健衛生専門学院、八海醸造（株）ほか市内企業、北越銀行（株）ほか市内外金融機関、新潟県、（一社）健康ビジネス協議会、市内関係者（女子力観光プロモーションチーム、既移住者、メディカルタウン研究委員会、社会福祉法人、議会、南魚沼市）、報道関係者等

○「生涯活躍のまち」構想の実現に向け具体的に組織化

- ①推進協議会（移住促進と若者の雇用創造等事業効果の推定、KPI の設定、PDCA の実施方針、行政・地域団体・既存施設等との連携調整）
- ②移住促進組織（「お試し居住」、移住プロモーション、移住マーケティング、サポート、マッチング等）
- ③事業実施組織（住宅・関連サービス部分の整備・運営）

◎山梨県都留市

○庁内に大学連携型「都留市版 CCRC 推進班」を設置

- ①居住環境整備プロジェクト（事業主体の検討、地域資源の調査（空き家・団地））
- ②大学連携プロジェクト（大学と連携した市民参加プログラムの実践等）

- ③生涯学習プロジェクト（生きがいづくりプログラムの検討・実施等）
- ④地域連携プロジェクト（お試し居住の実施等）
- ⑤健康長寿支援プロジェクト（健康科学大学との連携による健康づくりプログラム開発）

○都留市版 CCRC 構想の推進体制を検討

- ①ニーズマッチング（ソフト提供）組織（大学、行政、まちづくり団体との連携体制）
- ②事業の推進・全体マネジメント組織（入居者、医療・介護事業者、不動産業、金融機関、大学、行政等との連携体制）
- ③施策の推進（都留市版 CCRC 推進班）

Ⅱ 構想のとりまとめ、「地方版総合戦略」への反映

地方公共団体は、部局横断的な検討組織や官民検討会議（地域再生協議会）での審議等を通じて、地域の実情に応じた構想の基本コンセプトをとりまとめます。

策定した構想については、他の地方創生関係施策と整合した形で推進するため「地方版総合戦略」に盛り込むことが重要です。「地方版総合戦略」は、幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産業界・市町村や国の関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア（産官学金労言）等で構成する推進組織でその方向性や具体案について審議・検討されるものであり、また、各地方公共団体の議会においても、戦略の内容や効果検証などについて十分な審議が行われることが予想されます。このような議論を経て、実効性・実現性のある構想にしていく必要があります。

なお、「地方版総合戦略」は「生涯活躍のまち」構想より先に策定されていることも想定されますので、「生涯活躍のまち」構想を「地方版総合戦略」に盛り込んでいない場合においては、「地方版総合戦略」の改訂時に盛り込むことも考えられます。

Ⅲ 地域再生計画の作成

地方公共団体は、「地方版総合戦略」に盛り込んだ構想を基に、「生涯活躍のまち形成事業」の基本的方向性を示す地域再生計画を作成します。地域再生計画の様式及び認定申請手続については地域再生計画認定申請マニュアル（総論）を、改正地域再生法の詳細については第6章の3を参照してください。

① 地域再生計画の作成主体

生涯活躍のまち形成事業は、コミュニティづくりを行う事業であるため、生涯活躍のまち形成地域の所在地となる市町村が責任をもって計画を作成する必要があります。このため、市町村が単独で、あるいは、協力して事業を実施する他の市町村と共同で地域再生計画を作成したり、都道府県と共同で地域再生計画を作成することも可能です（地域再生基本方針5の3）①ハ）。

② 地域再生計画の記載事項

生涯活躍のまち形成事業に関する地域再生計画には、「生涯活躍のまち形成事業」の内容を地域再生計画に記載する必要があります（則第2条第1項第10号）。

生涯活躍のまち形成事業は、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるコミュニティづくりを目指すものであり、原則として

ア 中高年齢者の社会的活動への参加の推進に関する取組

イ 高年齢者に適した住宅の整備に関する取組

ウ 継続的なケアの提供体制の確保に関する取組

エ 移住支援に関する取組

といった施策が行われる必要があります。地域再生計画にはそれぞれに対応する事業内容を記載することが想定されます。

また、地域再生計画に記載する生涯活躍のまち形成事業の内容は、地域再生計画の認定の判断に当たって、当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められることや、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることが判断できる程度に具体的である必要があります。例えば、生涯活躍のまち形成事業の事業主体が決定されている必要はありませんが、事業の主体が得られる見込みが高いこと、事業の実施スケジュールが明確であることが求められます（地域再生基本方針5の1）②及び③）。

③ 目標と目標の達成状況に係る評価

地域再生計画に基づいて実施した事業の効果を検証し、必要に応じて地域再生計画を変更するという一連のプロセスを実行する（PDCA サイクルの確立）ため、地域再生計画の目標と、目標の達成状況に係る評価に関する事項（則第2条第1項第2号）を記載することとされています。地域再生計画の目標の設定に当たっては、原則として、定量的な値・指標を用いることとし、地域再生計画の計画期間満了時等に地方公共団体が効果測定を容易に実施することができるよう、具体的に設定してください。

目標設定の際には KPI（重要業績評価指標）を設定することが想定されます。

KPI としては例えば、生涯活躍のまち形成地域の入居者数や転入者数、生涯活躍のまち形成事業において雇用される労働者数等のアウトカム指標が考えられます。

④ 地域再生計画の作成に当たっての留意点

地域再生計画の作成に当たっては、地域の特性や強み、地域資源の活用などを踏まえ、入居対象をどうするか（「広域移住型」⇔「近隣転居型」）、対象区域をどうするか（「まちなか型」⇔「田園地域型」）、地域的な広がりをどうするか（「タウン型」⇔「エリア型」）、地域包括ケアシステムの構築との連携などについても検討されることが望ましいと考えられます。

また、地域再生計画を踏まえた事業計画に今後盛り込む内容等を見据えつつ、中長期的な視点から、構想に関する事業の自立性や持続可能性を踏まえ、構想の推進に関

する課題や事業実施におけるリスク、地域への効果などについても、しっかり議論することが重要です。

さらに、「高齢者居住安定確保計画」や「医療計画」、「介護保険事業計画」等関連する分野の諸施策と整合的なものとなるよう、必要に応じて協議・調整を行うようにしてください。

2. 事業化に向けた取組

- ◎「生涯活躍のまち」構想に関する地域再生計画を作成し認定を受けた後、事業化に向けた取組としては、①「運営推進機能」を担う事業主体の選定、②生涯活躍のまち形成事業計画の作成、③入居募集というプロセスを経ることが考えられます。
- ◎中長期的な視点から、事業の自立性や持続可能性を確保するため、関係事業者のみならず教育機関、地域金融機関、住民など幅広く知見を結集して、事業の実現性や継続性、地域への効果などについて検討を行うことが重要となります。

I 「運営推進機能」を担う事業主体の選定

市町村は、地域再生計画を踏まえた事業の推進に向けて、生涯活躍のまち形成事業の「運営推進機能」を担う事業主体を選定します。「運営推進機能」を担う事業主体は、社会福祉法人、医療法人、民間事業者、NPO、大学や社会教育施設等多様な主体が考えられます。また、入居者、地域住民や関係機関の共同出資等により、コミュニティづくりや「運営推進機能」を担う事業主体を新たに立ち上げることや、地域の実情に即して、「運営推進機能」を担う事業主体を公募により募ることも考えられます。「運営推進機能」を担う事業主体を選定する際には、事業に必要な人員の配置や財務状況などの観点から、地域再生計画に基づく業務を適正に行うことができると認める事業主体を選定します。

また、「運営推進機能」を担う事業主体については、申請により、地域再生推進法人として指定することが考えられます。地域再生推進法人の指定を受けた事業主体は生涯活躍のまち形成事業計画の案を地方公共団体に提案することも可能です。地域再生推進法人として指定する場合は、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）第5章及び地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱例も参照してください。

取組例：ゆいま～る中沢・聖ヶ丘

ゆいま～る中沢・聖ヶ丘では、地域資源を活用、連携。医療・介護・福祉のトータルケア構築をめざし、（一社）多摩マイライフ包括支援協議会を共に立ち上げるなど、ネットワークを構築することによって、市民参加型のまちづくり、住環境整備を推進。

ゆいま～る中沢・聖ヶ丘 <地域包括ケアシステム>

地域資源の活用と連携・ネットワークを構築することによって、市民参加型のまちづくり、住環境整備を推進していく。



Ⅱ 「生涯活躍のまち形成事業計画」の作成（又は変更）

市町村が「生涯活躍のまち」構想を推進する際には、地域の特色や地域資源を把握している市町村自らが責任をもって、地域における様々な方と協力しながら取り組むことが重要です。そのため、市町村は関係事業者と協力し、生涯活躍のまち形成事業計画に具体的に取り組むべき事項を記載します。それぞれの項目について、移住希望者が当該「生涯活躍のまち」を選択する上で適切な判断の材料となるよう、地域の特性に応じた具体的なサービス内容等が記載されていることが期待されます。

① 生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項

ア 基本的記載事項（法第17条の14第3項各号）

(1) 生涯活躍のまち形成地域の区域（法第17条の14第3項本文）

生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載してく

ださい。

(2) 中高年齢者の社会的活動への参加を推進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 14 第 3 項第 1 号）

生涯活躍のまち形成地域における中高年齢者の健康でアクティブな生活を支援するため、地域再生計画の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）が行う社会的活動への参加の推進のための施策について記載してください。社会的活動には、就業や生涯学習以外にもボランティアなど幅広い活動が含まれます。

(3) 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高年齢者向け住宅及び当該高年齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 14 第 3 項第 2 号）

生涯活躍のまち形成地域において、実際に整備する高年齢者向け住宅の種類や数を特定するとともに、これを整備するために認定市町村が講ずる施策について記載してください。

高年齢者向け住宅については、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームが考えられますが、それ以外にも高年齢者の生活に適するよう改修した住宅なども想定されます。

また、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年国土交通省・厚生労働省令第 2 号）第 3 条に基づき、事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象者とする支援措置が活用できます。この支援措置を活用する場合は、当該入居者要件を事業計画に記載してください。

(4) 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス及び介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 14 第 3 項第 3 号）

生涯活躍のまち形成地域での継続的なケアを確保するため、提供すべき介護サービスを特定し、その提供体制を確保するために講ずる施策について記載してください。また、医療機関との連携など医療提供体制の確保に関する事項や生涯活躍のまち形成地域における地域包括ケアシステムの構築との連携方策について記載することも想定されます。

(5) 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 14 第 3 項第 4 号）

生涯活躍のまちへの移住や住み替えを希望する中高年齢者の来訪や滞在を促進するための施策について記載してください。法では、情報の提供、便宜の供与が例示されています。例えば、お試し居住、二地域居住などの取組も想定されます。

(6) その他生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要な事項（法第 17 条の 14 第

3項第5号)

都道府県、公共職業安定所、シルバー人材センター等や、社会教育施設等の地域の教育機関など関係機関・関係団体との協力により実施する事項があれば記載してください。

イ 任意記載事項（法第17条の14第4項各号）

生涯活躍のまち形成事業計画に法第17条の14第4項各号に規定される事業者に関する事項（任意記載事項）を記載し、それぞれについて都道府県知事等の同意を得ると、労働者の委託募集に関する職業安定法の特例、有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例、介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例、旅館業の許可に関する旅館業法の特例を受けることができます。それぞれの特例に係る記載事項及び手続については第6章の3を参照してください。

(1) 労働者の委託募集に関する職業安定法の特例（法第17条の18）

事業主が労働者の募集を被用者以外の者に委託する場合は、通常、厚生労働大臣の許可（無償の場合は届出）を受ける必要がありますが、法第17条の18第1項の職業安定法の特例は、地域再生協議会に加わっている事業協同組合等が傘下の中小事業主の委託を受けて生涯活躍のまち形成事業に携わる労働者の募集を行う場合は、その許可や届出を不要とする特例です。

(2) 有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例（法第17条の22）

有料老人ホームを設置しようとする者は、通常、設置前に都道府県知事に届出を行う必要がありますが、法第17条の22の老人福祉法の特例は、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された有料老人ホームについては、設置後一か月以内に市町村を経由して届け出ることができるようになる特例です。

(3) 介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例（法第17条の23）

居宅サービス事業者等の介護保険の事業者が事業を行うに当たっては、居宅サービス、介護予防サービスの場合は都道府県知事等の、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業については市町村長の指定を得る必要がありますが、法第17条の23の介護保険法の特例は、生涯活躍のまち形成事業計画に記載されたサービス事業者については、介護保険法上の指定があったとみなすこととする特例です。

(4) 旅館業の許可に関する旅館業法の特例（法第17条の24）

生涯活躍のまち形成地域において、お試し居住などの宿泊を伴う事業を行う場合、その事業が旅館業に該当すれば、旅館業の許可を得ることが必要になります。法第17条の24の旅館業法の特例は、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された旅館業の事業者については、旅館業の許可があったとみなすこととする特例です。

② 生涯活躍のまち形成事業計画の策定手続

事業計画を作成する際には、地域再生計画を作成した地方公共団体のほか、地域再

生推進法人、都道府県、移住支援やまちづくりを行う事業者、就業や生涯学習など社会的活動を支援する事業者（公共職業安定所やシルバー人材センター、大学、公民館や図書館、博物館などの社会教育施設など）、医療・福祉サービスの提供事業者（医療法人や社会福祉法人など）、住民など地域の様々な関係者が参画する地域再生協議会を設置し、事業計画に盛り込まれる内容等について協議し、多様な意見が適切に反映されるようにすることが必要です。

このため、事業に参画する関係者の連携のもとに事業を進めるため、生涯活躍のまち形成事業計画を作成するに当たっては、地域再生協議会の協議を経ることとされています（法第 17 条の 14 第 1 項及び第 2 項）。

なお、「生涯活躍のまち」構想を具体化するに当たっては、中長期的に事業の自立性や持続可能性を確保する観点から、事業の実現性や継続性、地域への効果などについて、関係事業者のみならず教育機関、地域金融機関、住民など幅広く知見を結集して検討を行うことが重要となります。また、入居希望者を計画段階から募集すること等を通じ、将来の入居者にとって魅力的なまちづくりに関する事業計画を作成することと考えられます。下記Ⅲの記載も参考にしてください。

ア 地域再生協議会の構成員（法第 17 条の 14 第 2 項及び厚労省令第 1 条）

地域再生協議会の構成員は、法第 12 条第 2 項及び第 3 項において

- (1) 地方公共団体
 - (2) 地域再生推進法人
 - (3) 地域再生を図るために行う事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
 - (4) 当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者（任意）
 - (5) その他当該地方公共団体が必要と認める者（任意）
- が構成員となるとされていますが、生涯活躍のまち形成事業計画を作成する場合は、これ以外に、
- (6) 都道府県知事
 - (7) 法第 17 条の 24 の旅館業の特例を利用する場合、厚労省令第 1 条第 1 項各号に規定される者
 - (8) 法第 17 条の 23 第 2 項及び第 4 項の地域密着型サービス事業等に係る指定の特例を利用する場合、厚労省令第 1 条第 2 項に規定される者（任意）
- を構成員として加えた協議会で協議する必要があります。

イ 地域再生推進法人による生涯活躍のまち形成事業計画の提案

認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業に係る業務を行うものとして、認定市町村に指定された地域再生推進法人は、生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更の提案を行うことができます（法第 17 条の 15 第 1 項）。

ウ 生涯活躍のまち形成事業計画の公表

認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表し、かつ関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければなりません（法

第 17 条の 14 第 14 項)。法第 17 条の 18 から第 17 条の 24 までの特例を利用する場合、この公表の日から特例の効力が生じます。

Ⅲ 入居募集

入居募集に当たっては、入居者が地域に溶け込むため、入居希望者に対する事前説明や意見聴取などを実施し、入居希望者がコミュニティのコンセプトを事前に認識・共有できるようにするとともに、居住に関する入居者のニーズを把握することが重要です。

入居希望者に対する支援として、コミュニティでの生活実態や地域社会の実情を体験する「お試し居住」や「二地域居住」なども効果的です。

入居者を募集する際は、入居者の出身地（U ターンなど）や趣味嗜好など個人的なニーズに着目したり、地域が求める専門知識・技術をもった人材を対象とするなど地域のニーズに着目したり、地域の実情に応じて行うことが重要です。また、入居者の属性に応じた対応が重要であり、例えば、定年退職を意識し始めた 50 代などに対しては、民間企業と連携して退職準備段階において退職後の住まいや移住に関する情報提供を行うことや、移住支援とリンクさせて希望に応じた就業の場の情報を提供することなども考えられます。

なお、入居者の募集に当たっては、入居者を特定の年齢に偏らずに幅広い年齢構成とすることが、入居後ある時期に介護等のケアが一斉に必要な事態を避けることができるなど、コミュニティの持続的安定性の点で望ましいことに留意する必要があります。

また、「生涯活躍のまち」においては、入居希望者のニーズに沿った居住環境やサービスを提供することが重要です。例えば、事業計画の作成段階において、入居希望者のニーズに合わせることなく立地や規模、事業内容（提供するサービス）等をすべて決めてしまうと、入居募集の段階において、入居希望者が見込みどおり集まらないという事態も起こり得ます。

入居者にとって魅力的なコミュニティを形成することが、「生涯活躍のまち」への入居希望者を継続的に確保することにつながります。地域住民と交流・協働できる環境を形成するという観点から、事業計画の作成段階から入居募集を行い、必要に応じて入居希望者にも地域再生協議会への参画を求めるなどの工夫をすることも考えられます。

取組例：ゆいま〜る那須

- ・計画段階（着工前）から、入居希望者を募集。
- ・企画段階から、地元に受け皿ができる（完成後1年くらい）まで、全プロセスに関わる。
- ・企画段階から専従スタッフが住み込む（女性が多い）。
- ・関係者（入居希望者、地域住民、行政、企業、医療福祉、NPO等）によるワークショップ（運営について）、説明会・講演会（老後の計画、住まいデザイン、サービス内容等）、現地見学会等を開催。
- ・関係者のニーズを把握し、できるだけニーズに応じていく（建物のデザイン、広さ等）。
- ・ワークショップ等の話の場ではオープンな話し合いによる合意形成を図る（食費、管理費、サービス内容等）。
- ・都合の悪い部分（冬場の厳しさ、交通の便等）も情報共有していく。

図：「ゆいま～る那須」のあゆみ

2007年

7月 那須PJ実行委員会がスタート！

2008年

3月 那須池田事務所開設



6月 なす通信第1号発行



7月 現地見学会スタート！



8月

那須100年コミュニティコア施設設計コンペで、全国84件の応募作品から、近藤創順設計事務所／近藤創順さん、+NEW OFFICE／瀬戸健似さんの作品が1等選ばれました。

9月

『「おひとりさまの老後」を支えるしくみづくり』フォーラム開催。



講師：上野千鶴子さん
東京大学人文
社会系研究科教授



講師：浅川澄一さん
日本経済新聞社
編集委員

2009年

2月

第1回「那須での暮らしを考える会」スタート！



5月・6月

『これで解決！「ひとりの老後」』セミナー開催。

講師：松原惇子さん
(NPO法人SSSネットワーク代表
ノンフィクション作家)



6月

栃木県、茨城県、福島県に広がる八溝杉の伐採地を見学。

7月

国交省が募集した
「高齢者居住安定化モデル事業」に選ばれる。

7月

初めてのバスツアーによる宿泊現地見学会を開催。森林ノ牧場のカフェがオープンし牛乳、アイスを堪能



森林ノ牧場カフェから
望むストロベリーの蔵

夕食でカントリー
ダンスを楽しむ風景



8月

夏合宿in那須を開催。
当団体会長神代尚芳、理事、ネットワークの方
々を講師にお迎えし3日間研修を行う。

9月 第1回ゆいま～る那須友の会スタート！



2009年

9月 部会のスタート！



設計部会でペレットストーブを見学

食部会からの提案で行った試食会風景



10月

那須のランドスケープを監修している山崎誠子さん（有限会社GAヤマザキ取締役/日本大学理工学部建築科助教/東京デザイナー学院建築科講師/一般造園施工管理技師）をお迎えしての紅葉見学会を開催。那須の自然について散策をしながらお話をいただく。



12月 第1回ロングステイの会がスタート！

12月 現地にモックアップ（原寸大の模型）を設置。



2010年

1月

「どう生きる、人生百年社会へ」フォーラムを開催。343名の方が参加。



講師：樋口恵子さん
NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長/高齢社会NGO連携協議会代表など



八光建設株式会社さんにご案内をいただき、ゆいま〜る那須の建材として使用する八溝杉の伐採地を参加者の皆さんと見学。



八光建設株式会社ショールームを見学。
北欧を連想させる空間。



株式会社オノツカさんのパネル加工場を見学。

3月 「人に元気を与える“こころの医療”」セミナーを那須町で開催。



講師：見川泰岳さん
那須温泉診療所
見川医院院長

（資料：第7回「日本版 CCRC 構想有識者会議」袖井委員提出資料）

3. 事業の開始（入居開始）

◎事業の開始後は、「運営推進機能」を担う事業主体が中心となり、市町村をはじめとする関係者と協働して、コミュニティを運営推進します。その際、PDCA サイクルにより、コミュニティ運営についての成果検証を行っていくことが重要です。

取組例：社会福祉法人佛子園

PCM（Project Cycle Management）手法は、プロジェクトを計画し、実施をモニターし、成果を評価するためのツールであり、途上国に対しての開発援助手法としても使われている。

PCM 手法のうち、「計画立案」段階は、「参加型計画手法」と呼ばれ、プロジェクトの関係者が集まったワークショップの場で、参加型で実行されることが前提。

参加型ワークショップには以下のような利点がある。

- ・ 受益者や関係者の意見を聞きながら計画することで、当事者のニーズにあった計画ができる
- ・ 関係者が直接話し合い、内容を確認しながら計画を進めていくことにより、計画内容に関する合意形成がなされる
- ・ プロセスを通じて、関係者間の一体感が醸成され、その後のプロジェクト進行を円滑にする効果がある
- ・ プロジェクトに対する当事者意識が育ち、関係者の内発的な関与や自立発展性の高まりが期待できる
- ・ 多くの関係者が関与することにより、プロジェクトの透明性が高まる
- ・ 受益者側の知識と経験、労力、資源を活用することになり、プロジェクトの効果的・効率的な運営が期待できる

また、PCM 手法の「モニタリング・評価」段階については、PDCA サイクルの確立にあたって参考となりえるものと考えられる。

（資料）独立行政法人国際協力機構「事業マネジメントハンドブック」に基づき作成。

PCM手法とは

Share金沢に活用された開発援助手法

- PCM(Project Cycle Management)
「住民参加型開発援助」
- プロジェクトの計画やモニタリング、評価をするために、JICAなどが開発援助の現場で用いている手法
- 計画立案手法とモニタリング評価手法で構成
- PDM(プロジェクト・デザイン・マトリックス)というプロジェクトの概要表を用いて運営管理

PCM計画立案のプロセス

- 住民参加型
- 以下の6つのステップを踏んで進めていく
 - ① 関係者分析
 - ② 問題分析
 - ③ 目的分析
 - ④ プロジェクトの選択
 - ⑤ PDMの作成
 - ⑥ 活動計画表の作成

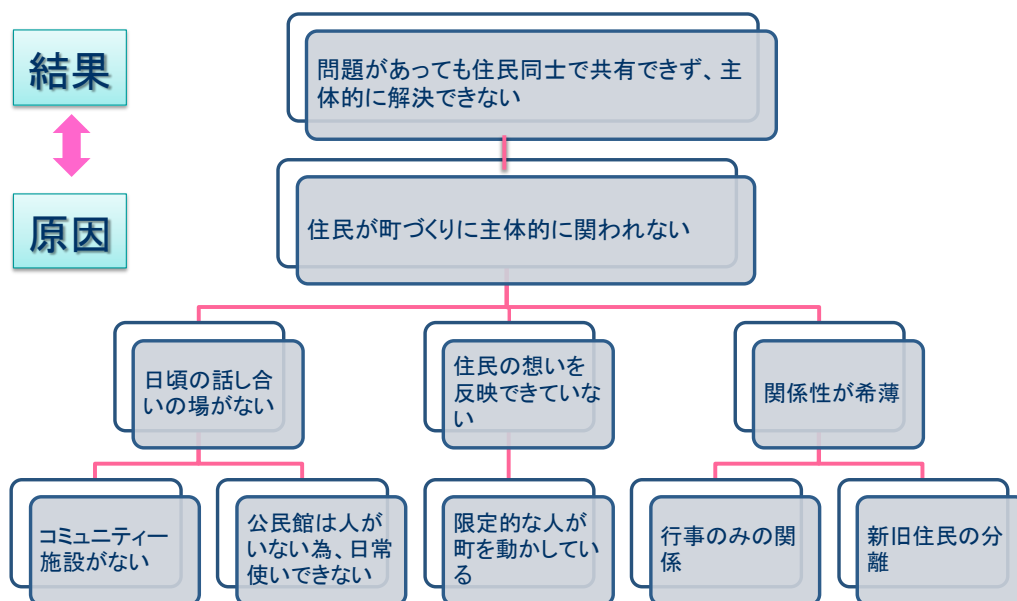
①－１：関係者分析

受益者	実施者	政策決定者	協力者	財政 負担者	反対者
〇〇地区	地区役員	町内会長会	出城公民館 地元市議 法人出身者 " 支援団体 " GH	国県市	隣人1軒
△△△ 町	町役員	町内会	地元 有力企業	法人	
隣接住民	班長	班長会	町役員 地元企業	法人	

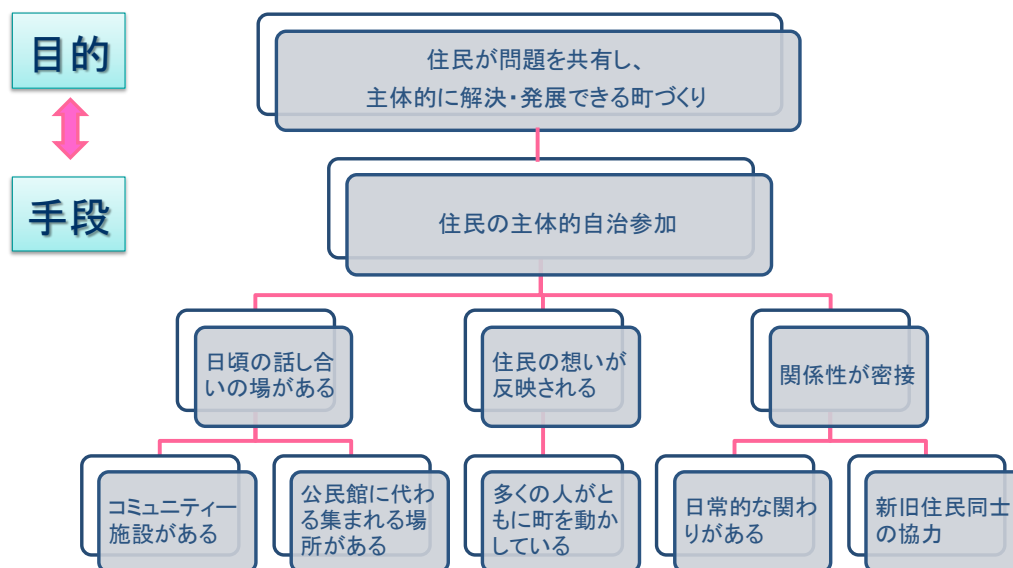
①－２：関係者の詳細分析

分析対象グループ	特徴	問題点	グループの強み	グループの弱み	外部の良い機会	外部からの脅威
〇〇地区住民	旧集落	閉鎖的傾向	有力者が多い	高齢化派閥分裂	在来新幹線駅計画	なし
〃	30代新興住宅世帯	周辺住民との関係性が希薄	子供をもった若年層	地域に無関心	新幹線車両基地	なし
近隣住民	先祖からの××寺との関わり	入所施設時代の関係の薄さ	親族関係が多く、強いつながり	有力者に弱い	新興住民の参加により活気	なし

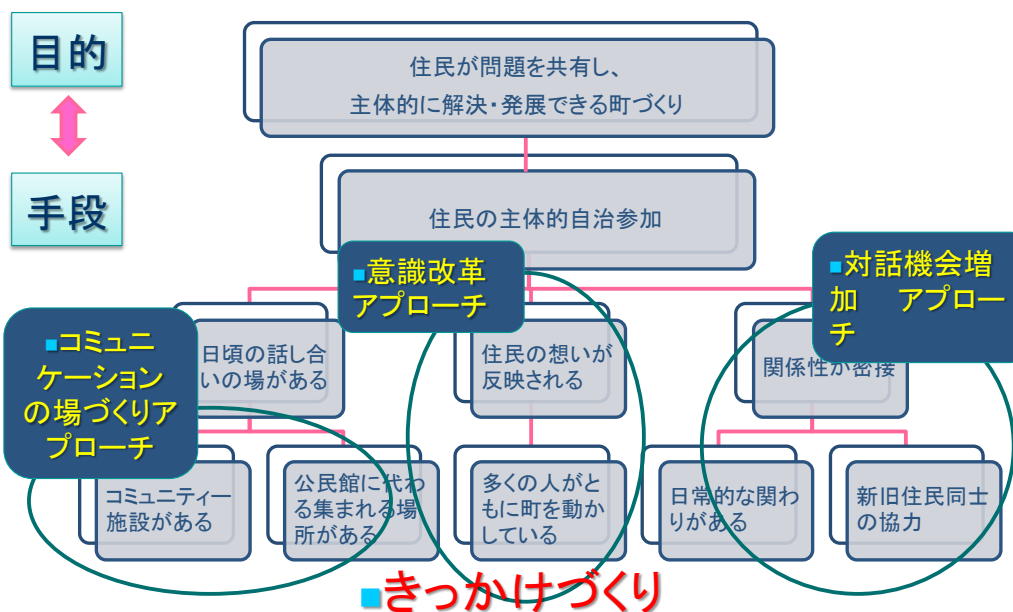
②：問題分析



③：目的分析



④：プロジェクトの選択



(資料)「日本版C C R C構想に関する地方公共団体との意見交換会 (H27.7.22)」資料 5

◎「運営推進機能」を担う事業主体は、基本コンセプトの実現のため、運営管理や入居者支援等を行う「コーディネーター」を配置するほか、「地域交流拠点」を設置し、「運営推進機能」を発揮することが重要です。ここでは、「運営推進機能」として期待される具体的な役割や、入居者や地域住民が得られるサービスの利用の流れのイメージについて示します。

図1-1 地域再生推進法人の事業の概要

入居希望者

1. 入居の事前相談
※事前に入居者同士が集まって意見交換するケースも
2. 「お試し居住」による入居
3. 入居の決定
4. 「生涯活躍プラン」に基づく「支援プログラム」の提案・検討・了承
5. 多様な「支援プログラム」の実施

運営推進機能

入居募集
入居希望・問い合わせ

移住者支援
・入居者の募集選定
・移住者支援

「生涯活躍プラン」の作成
・サービス提供事業者との調整

「コーディネート」の配置
(コミュニティ全体の運営管理と入居者支援)

「地域交流拠点」の設置
(入居者や地域住民が参加、多世代交流も)

入居者のコミュニケーション
・入居者への参画
・事業・財務状況等の情報公開

連携

健康増進サービス機関

就業支援機関

大学など地域教育機関

NPO, ボランティア

医療・介護
(病院、介護事業所)

提供

継続的なケアの提供

PDCAサイクル

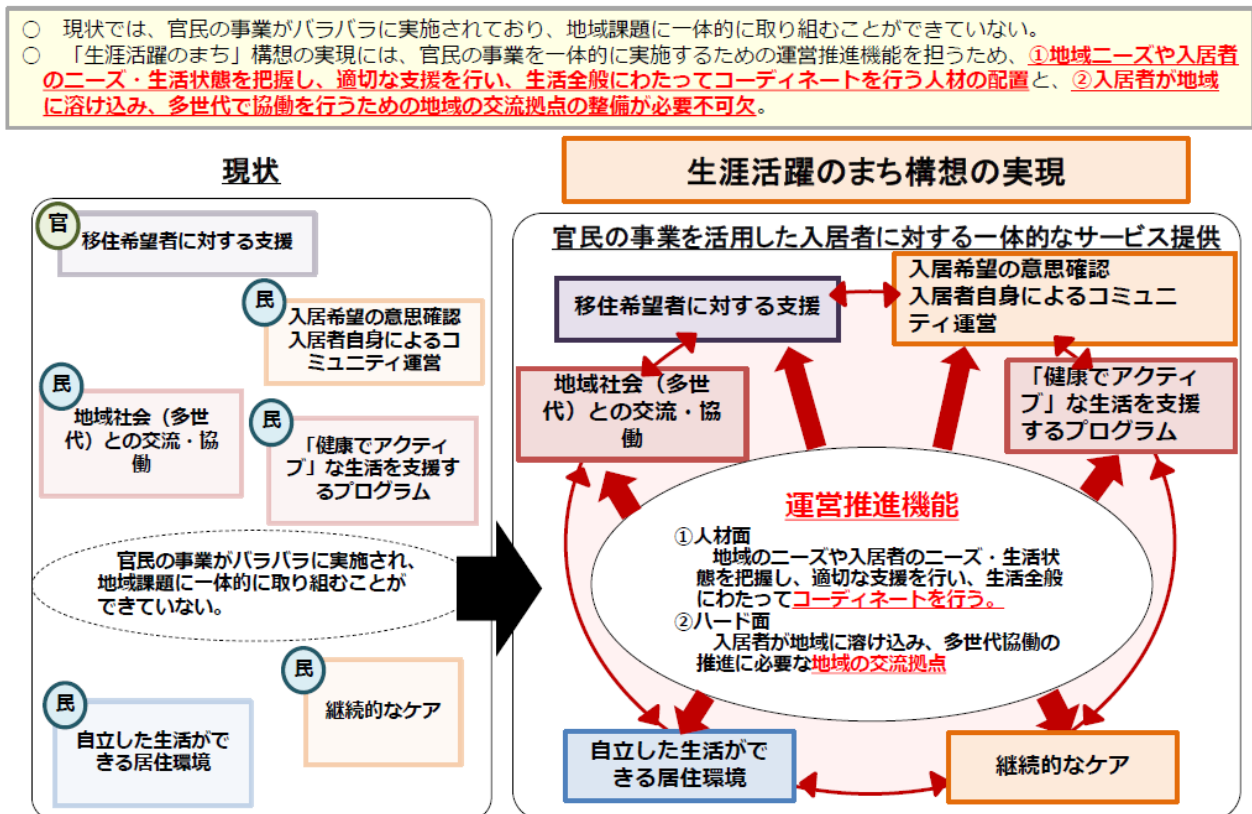
医療介護が必要となった時

6. 成果の検証

1. 事業主体に期待される「運営推進機能」

- ◎「生涯活躍のまち」構想の実現には、関係機関の連携の下、多様なサービスを一体的に実施する必要があるため、事業主体は「運営推進機能」を担うため、①地域ニーズや入居者のニーズ・生活状態を把握し、適切な支援を行い、生活全般にわたってコーディネートを行う人材の配置と、②入居者が地域に溶け込み、多世代で協働を行うための「地域交流拠点」の整備が必要となります。

図：「運営推進機能」のイメージ（全体像）



図：事業主体に期待される「運営推進機能」

- ▶入居希望者の募集・選定
- ▶移住者支援（事前相談、お試し居住、ニーズのマッチング等）
- ▶健康でアクティブな生活を実現するための支援プログラムの作成
- ▶サービス提供機関（健康増進サービス、就労支援、NPO、ボランティア、シルバー人材センター、大学や社会教育施設などの教育機関、医療・介護）との調整
- ▶地方自治体、関係機関との連携確保
- ▶入居者・地域住民のコミュニティ運営への参画
- ▶情報公開・情報発信

I コーディネーターの配置

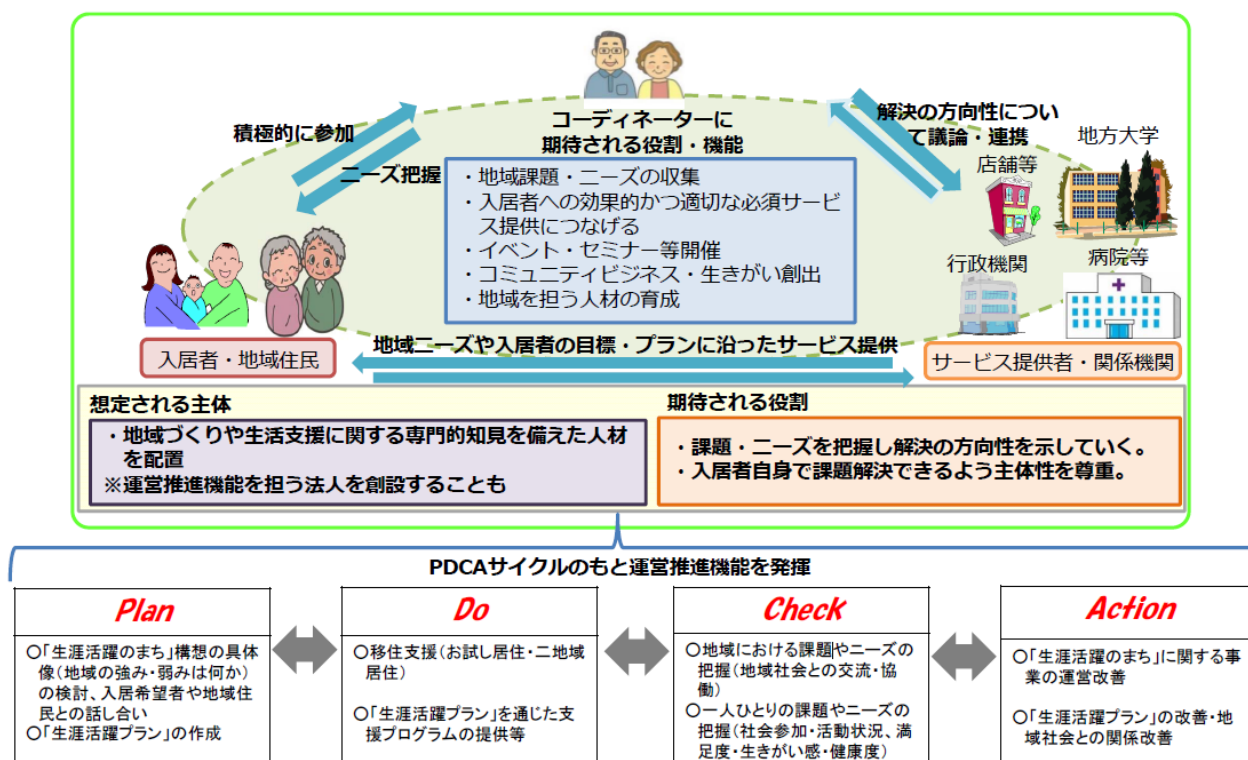
コーディネーターは入居者の活躍と健康の維持に最大限の支援を図り、いわば地域コミュニティの幸福を最大化する役割を担います。具体的には、地域ニーズの収集、入居者と必要なサービスの提供のマッチング、イベント・セミナー等開催、コミュニティビジネス・生きがい創出、地域を担う人材の育成等に取り組む必要があります。

まず、こうした取組を行うにあたっては、当該地域で利用できる資源を把握・整理することが重要となります。地方公共団体が実施している公的サービスや支援メニュー、民間のサービス提供主体の有無、NPOやボランティア団体の活動等も含めた事業を幅広く把握し、既に存在する資源については有効活用を図るとともに、不足しているサービスについては、既存の組織に活動を働きかけたり、新たな組織の設立を支援したりすることなどが考えられます。

このコーディネーターの役割は、入居者や地域住民自身が連携して担ったり、地域で生活支援等サービスを提供する団体や住民活動を支援する組織などで経験・実績のある人材が担ったりするほか、複数人で役割分担をしたり、新たに法人を創設して担わせるなど多様な形態が考えられます。

また、地域包括ケアシステムの構築との連携の観点から、介護保険制度の地域支援事業における「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と兼任又は連携し、地域の生活支援等サービスの体制整備に取り組むことも考えられます。

図：「運営推進機能」のうち人材面（コーディネーター）の役割（イメージ）



Ⅱ 「地域交流拠点」の設置

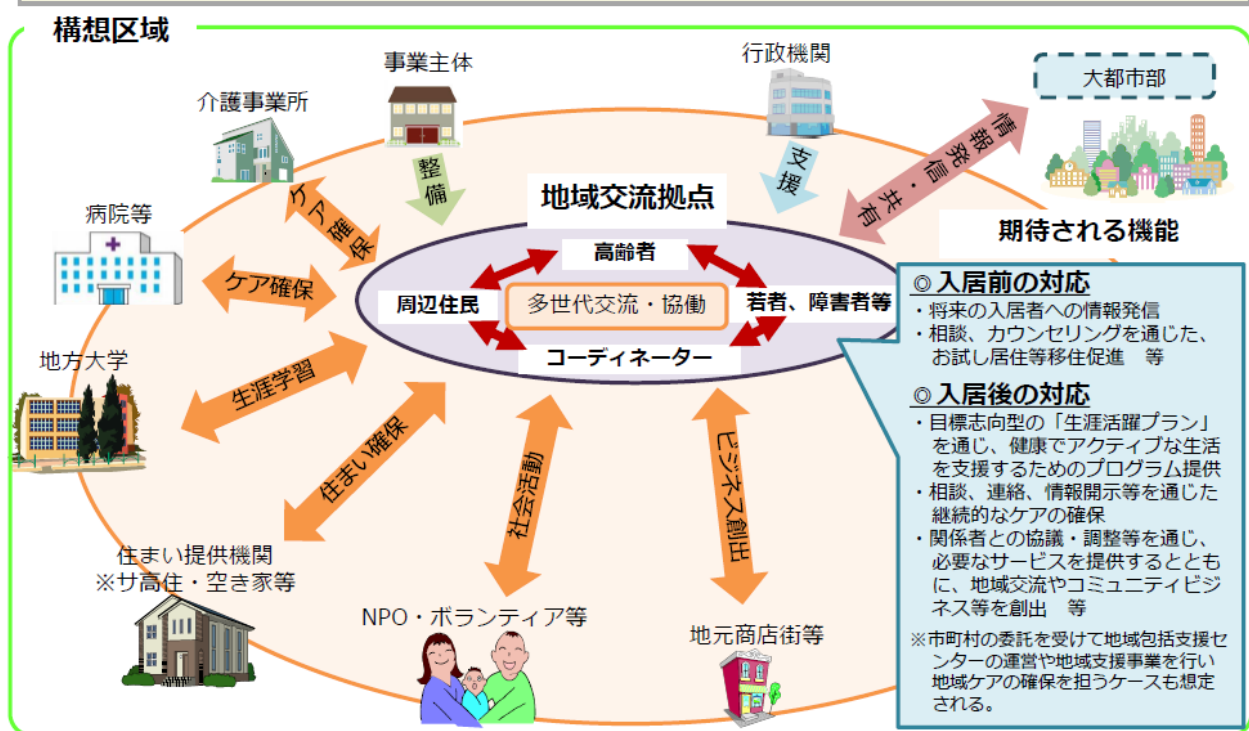
「運営推進機能」を担う事業主体は、中高年齢者をはじめ、コーディネーター、地域住民、若者や障害者等が協働し、多世代が交流できる環境を整備するため、「地域交流拠点」を設置することとしています。

「地域交流拠点」については、新規で整備することも考えられますが、初期費用を抑えて地域になじみやすい場を整備する観点から、地域の複合的福祉施設（高齢者、児童、障害者等の種々の福祉サービスを提供する施設）や地元大学の空き教室、公民館等の公共施設、空き家や廃校になった学校などの既存資源の活用が望まれます。

特に、地域包括ケアシステムの構築との連携の観点から、既存の福祉拠点のスペースを入居者や近隣住民の集いの場として活用することも考えられ、これにより入居者と地域社会との交流が一層促進され、コミュニティの継続性が高まることが期待できます。

図：「運営推進機能」に期待される役割・機能（イメージ）

- 事業主体は、「地域交流拠点」を整備するとともに専門人材（コーディネーター）を配置し、関係事業者との連携・協力体制を確保。
- 地域交流拠点を通じて、関係事業者の連携・協力のもと、多世代交流・協働や高齢者等に必要なサービス提供がなされる。



取組例：コーディネーター・「地域交流拠点」の例

①シェア金沢

◎シェア金沢の全体像（総面積：約11,000坪）



（資料）シェア金沢ホームページ等に基づき作成。

コーディネーター

◎人材配置

- 専従スタッフを置かず、各支援員（障害児、高齢者福祉等）からピックアップしプロデュース担当班を形成。

◎コーディネートの内容

- 地域・多世代との交流の在り方、居住高齢者のニーズ、テナントニーズ、絆の森の会（学生、高齢者等で集うシェア金沢内の自治会）とのシェア金沢の運営に関する話し合い等、シェア金沢を含む周辺地域全般の課題・ニーズを取り扱う。
- ※「住民参加型開発援助」というまちづくりの手法を活用。

◎運営方針

- 課題・ニーズが何かを浮き彫りにし、解決のきっかけや話し合いの段取りをつける。あくまで、当事者の自主的な運営を尊重し、運営が円滑になるようサポートの役割を担う。

地域住民や多世代が交流できる「地域交流拠点」

◎交流を促す仕組み

- 地域に古くからあったなじみのある飲食店を誘致。温浴施設は一般にも開放。これらの施設で障害児の就労支援も行う。
- 家庭菜園や近所の農家の野菜を販売し、地産地消を推進。
- まちに住居を構える美大生にギャラリーを提供。
- 講演会やパーティーを開催。

◎施設の配置の工夫

- 高台に拠点を配置し、大きな窓からまち全体を見渡せる工夫。
- 多世代（障害児・高齢者・学生）の住居をバラバラに配置。

②ゆいま〜る那須

◎ゆいま〜る那須の地域交流拠点

地域に開かれた食堂



地域に開かれた各種レクリエーション施設



（資料）ゆいま〜る那須ホームページに基づき作成。

コーディネーター

◎人材配置

- 社員、地元住民、入居者からなる「ゆいま〜る那須をつくる会」を形成。

◎コーディネートの内容

- 必要なサービス等は入居者で話し合い創出する。
- 各部会の成果や運営状況（課題、ニーズや決算書等）を共有する運営懇談会を定期的に開催。

◎「継続的なケアの確保」

- 入居者を中心に完成期（終末期）医療・福祉部会を組織。自分らしく最後まで住み続けられるよう必要な支援・サービスを共に考え実践していく。
- 地域の資源（訪問看護事業所等）を掘り起しネットワーク。入居者の看取りのニーズに応えるために地域の在宅介護・看護・医療を発掘し連携。

地域住民や多世代が交流できる「地域交流拠点」

◎交流を促す仕組み

- 地域の農園を借り、野菜を栽培、余った部分は食堂に販売していく。
- 食堂等共用スペースを地域住民に開放。食堂では地域住民がスペースを活用して月1回喫茶店をオープン。

◎施設の配置の工夫

- 食堂等は土足禁止（地域の乳幼児も利用可のため）、入りやすいよう大きめの入り口を二つ設置。

2. 入居からサービス利用までのプロセス

- ◎入居希望者に対しては、丁寧な意思確認プロセスを確保するほか、多様な移住支援を行うことが必要です。また、入居後は、「生涯活躍プラン」に基づき、個々人のニーズに応じた「支援プログラム」が提供され、「健康でアクティブな生活」の実現が図られるようにするとともに、医療・介護が必要となった時には、「継続的なケア」の確保を行うことが重要です。
- ◎具体的には、①入居の事前相談・「お試し居住」、②入居の決定、③「生涯活躍プラン」に基づく多様な「支援プログラム」の提案・実施・継続的なケアの確保、④入居者に対する支援の成果検証を行うことが考えられます。

I 入居の事前相談、「お試し居住」

入居希望者が移住・住み替え後も地域やコミュニティに溶け込めるよう、入居希望者のニーズ把握やサービス内容の明示、基本コンセプトの認識共有等を通じ、丁寧な事前相談を行うことが重要です。

また、地域コミュニティの魅力について、大都市や地元への情報発信を行うとともに、比較的若い年代からのお試し居住、週末居住や二地域居住等の支援を行うことが重要です。

中長期的に適切な人口構成を維持し、多世代が交流しながら活気あるコミュニティを確保するため、「運営推進機能」を担う事業主体は、コミュニティ内の年齢構成が偏らないよう、入居時に対象者を選定する等の工夫をすることや、コミュニティへの新たな入居者を継続的に確保できるような魅力づくりや仕組みづくり、情報提供を行うことなどが考えられます。

取組例：生涯活躍のまち推進協議会の取組

◎「生涯活躍のまち推進協議会」の発足

日本版 CCRC 構想有識者会議で出された「生涯活躍のまち」の課題・方針の具現化を支援する役割を担うため、平成 27 年 10 月 9 日に「生涯活躍のまち推進協議会」が発足し、平成 28 年 2 月に一般社団法人化。

(設立発起人)

- ・ 社会福祉法人佛子園理事長・雄谷良成 (Share 金沢、他)
- ・ 社会福祉法人愛知たいようの杜理事長・大須賀豊博 (ゴジカラ村)
- ・ 公益社団法人青年海外協力協会 (JOCA) 会長・富永純正
- ・ 国立大学法人高知大学副学長・受田浩之
- ・ 一般社団法人コミュニティネットワーク協会会長・袖井孝子
- ・ 株式会社コミュニティネット代表取締役・高橋英與 (ゆいま～るシリーズ)

◎「生涯活躍のまち移住促進センター」の開設

- ・ 平成 27 年 10 月 9 日、東京駅八重洲に「生涯活躍のまち移住促進センター」が開設され、誰もが自分らしく最期まで安心して暮らせる、持続可能な多世代共生の地域づくりに取り組んでいる先進的な地方公共団体を紹介。
- ・ 具体的には、アクティブシニア、首都圏以外での暮らしを考えている方、共に地域づくりを担いたい方たちの相談に乗り、生活設計を通して、各地方公共団体への橋渡し、さらには必要な手続きなど、「二地域居住」「お試し居住」を含め、きめ細かくサポート。
- ・ 「生涯活躍のまち移住促進センター」にブースを出展している地方公共団体は、「佐久市 (長野県)」「雫石町 (岩手県岩手郡)」「厚沢部町 (北海道桧山郡)」「小竹町 (福岡県鞍手郡)」「都留市 (山梨県)」「南部町 (鳥取県西伯郡)」「湯梨浜町 (鳥取県東伯郡)」「男鹿市 (秋田県)」の 8 地方公共団体 (平成 28 年 4 月 13 日時点)

Ⅱ 入居の決定

入居の際には、入居・サービス契約を行うこととなりますが、入居者保護の観点からサービス内容等の契約内容はできるかぎり明確化されていることが重要です。

Ⅲ 「生涯活躍プラン」に基づく多様な「支援プログラム」の提案・実施、継続的なケアの確保

元気な中高年齢者が「活躍」するためには、個人のスキルを活用するという視点と、新しい生き方・人生を開いていくという視点が考えられます。「生涯活躍のまち」構想を推進する地域において、入居者のスキルを活かすような、また、ポテンシャルを開かせるような地域資源とのマッチングと活動プラン作りを行うことが重要となります。

これを踏まえ、中高年齢者の希望に応じて、健康づくりや就業、生涯学習など社会的活動への参加等によって健康でアクティブに生活することを目指すための「目標志向型」の「生涯活躍プラン」を策定し、サービス提供機関との連携のもと、各種のプログラムを提供することが期待されます。また、入居者自身が自治会の運営や地域との交流の中で、新たな支援プログラムを創出する、あるいは、必要なサービスの提案を行うことも考えられます。

また、「生涯活躍のまち」においては、医療・介護が必要になった場合は、住み慣れた地域で人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れるケアの確保を行うことが重要であり、地域の医療機関等と連携しつつ、重度の要介護状態になっても住み慣れた地域でサービスを受けることが基本となります。

Ⅳ 入居者に対する支援の成果検証

これまでの入居者に対する支援プロセスについて、成果検証を行い、必要な部分について改善を行うことが重要です。入居者等のコミュニティへの参画、自治的運営の観点から、入居者や事業者が参画する「運営協議会（自治組織）」等を設立・運営することも想定されます。

「生涯活躍のまち」は、入居する中高年齢者自身がコミュニティ運営に参画するという視点が重要であり、「運営推進機能」を担う事業主体は入居者の自発的・自立的な取組を尊重しながら、継続的にサポートすることが期待されます。

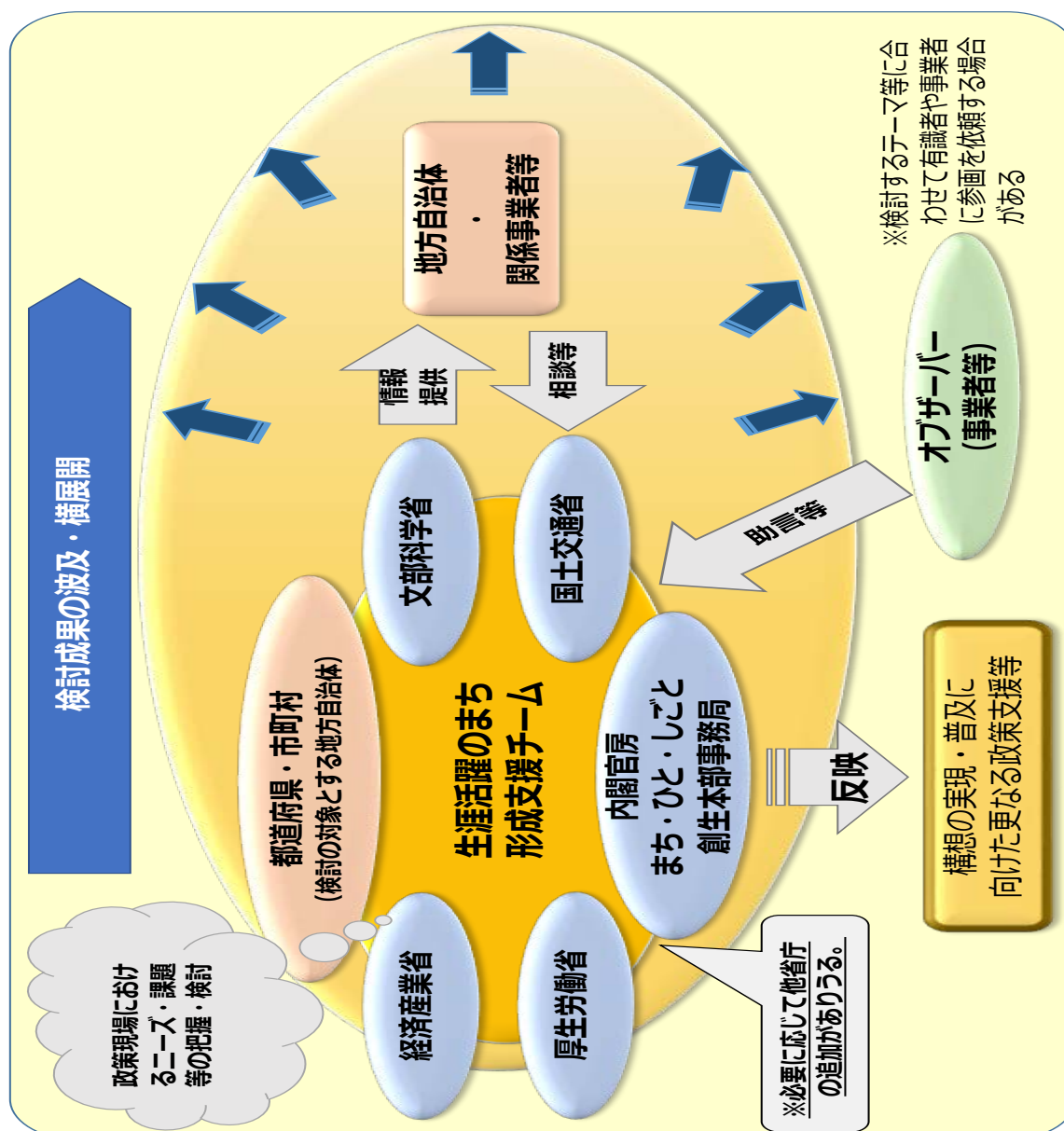
最終的には、自治組織によってコミュニティの運営・改善がなされていくことが望まれますが、特に初期段階においては、「運営推進機能」を担う事業主体が運営組織の形態や取組内容等について助言・支援を行ったり、地方公共団体や関係事業者、地域住民との橋渡しをしたりするなどの役割を担うことが考えられます。

第6章 その他

1. 「生涯活躍のまち形成支援チーム」による支援

- ◎「生涯活躍のまち」構想の実現に向けた地方公共団体の取組が一層円滑に進められるよう、既存制度上の課題や隘路、関係施策が連携した支援策の在り方等について検討し、構想に関する事業の具体化に向けた取組の普及・横展開を図るため、平成28年3月11日に内閣官房において「生涯活躍のまち形成支援チーム」を立ち上げ、関係省庁が連携して積極的な支援を行うこととしています。
- ◎その中において、テーマに合わせて有識者や事業者も参画しながら議論を行うとともに、地域におけるニーズや課題を踏まえ、必要に応じ、「生涯活躍のまち」構想の実現・普及に向けた更なる政策支援等につなげていくこととしています。

図：生涯活躍のまち形成支援チームのイメージ



2. 「生涯活躍のまち」構想に関する取組の参考となる施策

- ◎「生涯活躍のまち」構想については、その基本コンセプトに関する施策（地方移住・居住支援や、健康でアクティブな生活の実現に向けたソフト面・ハード面の支援、事業運営面の支援）が既に関係省庁において実施されています。
- ◎「生涯活躍のまち」構想にこれから取り組もうとしている地方公共団体や事業者が、構想実現に向けてまちづくりをする際や、中高年齢者の社会参加等の取組をする際に活用しうる・寄与しうる既存の施策や参考になり得るような具体的な事例の一例について掲載しています。移住相談からソフト面・ハード面の環境整備を推進する際に、これらの既存施策などを参考にしながら、検討を進めていただければと思います。

項目	担当府省庁
①東京圏をはじめ地域の中高年齢者の希望に応じた地方や「まちなか」などへの移住の支援	
【移住の推進等】	
「移住・交流ガーデン」	総務省
地域の元気創造プラットフォーム（全国移住ナビ）	総務省
二地域居住等の推進に向けた先進事例構築推進調査	国土交通省
【サービス付き高齢者向け住宅、居宅支援協議会】	
サービス付き高齢者向け住宅の登録制度	国土交通省
サービス付き高齢者向け住宅の必須サービスの基準見直し	国土交通省
サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための支援措置	国土交通省
サービス付き高齢者向け住宅整備事業	国土交通省
サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制	国土交通省
（独）住宅金融支援機構によるサービス付き高齢者向け住宅に関する融資等	国土交通省
高齢者住まい法による保全措置	国土交通省
居宅支援協議会	国土交通省
【中古住宅流通の活性化】	
中古住宅の建物評価手法の改善	国土交通省
的確なリフォームの推進	国土交通省
望ましい中古住宅取引モデルへの転換	国土交通省
インスペクションの普及	国土交通省
中古住宅流通・リフォームに係る保険制度	国土交通省
インスペクションの活用による住宅市場活性化事業	国土交通省

不動産総合データベースの整備	国土交通省
【空き家の活用】	
空き家の有効活用促進に向けた取組	国土交通省
空き家再生等推進事業 【活用事業タイプ】	国土交通省
高齢者等の住み替え支援事業	国土交通省
住み替え等円滑化推進事業	国土交通省
多世代交流型住宅ストック活用推進事業	国土交通省
既存住宅・リフォーム市場活性化による住み替えの促進	国土交通省
住宅金融支援機構によるフラット35（リフォーム一体型ローン）	国土交通省
②「健康でアクティブな生活」の実現	
【教育】	
高齢者による地域活性化促進事業	文部科学省
放課後子供教室	文部科学省
大学等における履修証明（certificate）制度	文部科学省
【就業等】	
シルバー人材センター事業	厚生労働省
高年齢者雇用に係る助成金（高年齢者雇用安定助成金、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用奨励金、労働移動支援助成金）	厚生労働省
【予防】	
介護予防・日常生活支援総合事業	厚生労働省
健康寿命延伸産業創出推進事業	経済産業省
「地域版次世代産業協議会」の整備	経済産業省
③地域社会（多世代）との協働	
「小さな拠点」の形成推進	国土交通省
スマートウェルネス住宅・シティの展開	国土交通省
スマートウェルネス住宅等推進事業	国土交通省
スマートウェルネス拠点整備事業	国土交通省
街なみ環境整備事業の制度	国土交通省
住宅市街地総合整備事業	国土交通省
地域における PRE の活用推進	国土交通省
④「継続的なケア」の確保	

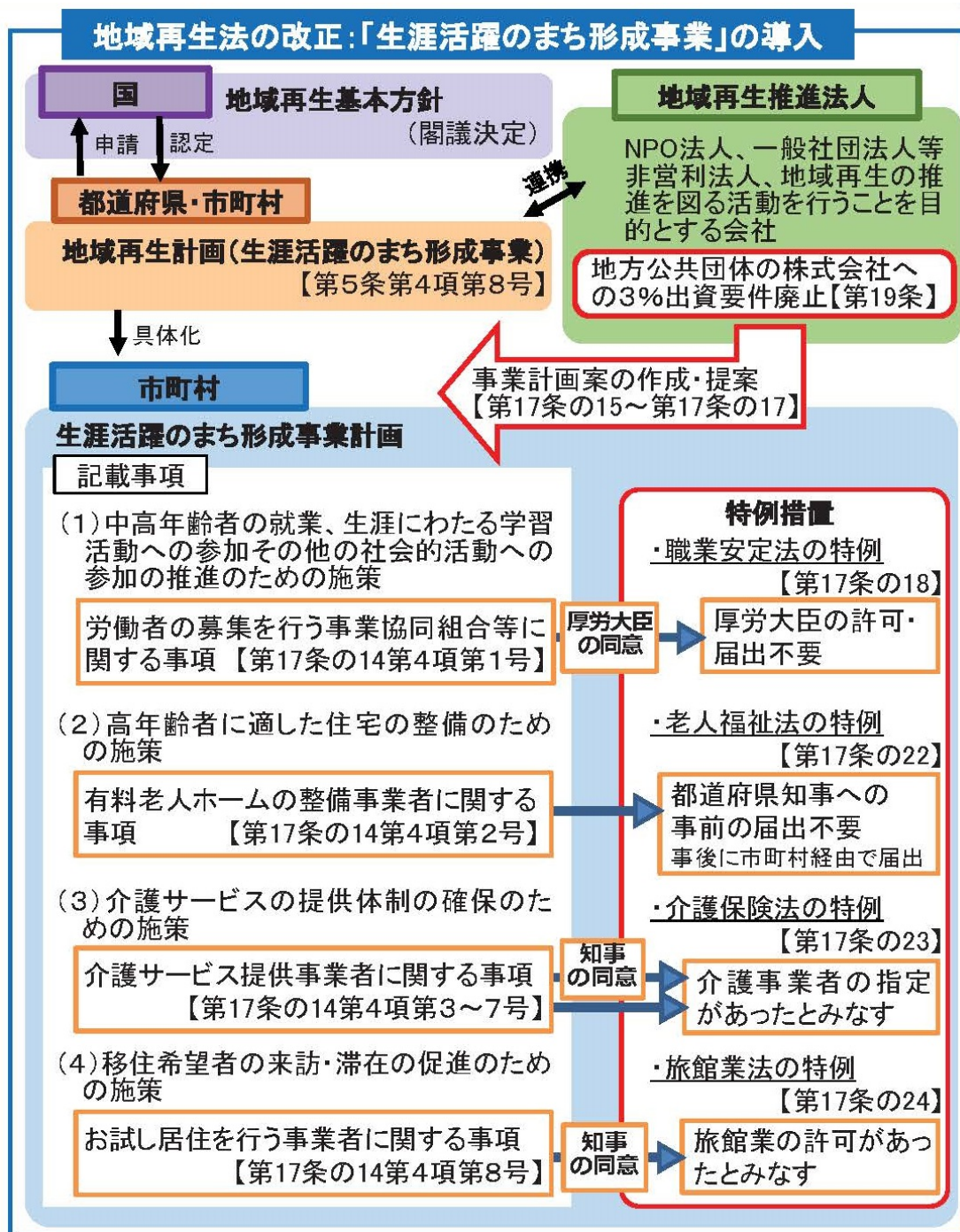
地域包括ケアシステムの構築	厚生労働省
地域支援事業	厚生労働省
地域包括支援センター	厚生労働省
在宅医療・介護連携の推進	厚生労働省
地域ケア会議の推進	厚生労働省
地域医療介護総合確保基金	厚生労働省
⑤IT 活用などによる効率的なサービス提供	
ロボットやＩＣＴを用いた先進的な取組	厚生労働省
⑥入居者の参画・情報公開等による透明性の高い事業運営	
サービス付き高齢者向け住宅の情報提供システム	国土交通省
介護サービス情報の公表制度の仕組み	厚生労働省
⑦】 構想の実現に向けた多様な支援	
（公社）全国有料老人ホーム協会における取組	-
地方都市における不動産ファイナンス等の環境整備の推進	国土交通省
雇用保険制度	厚生労働省
UR 団地の地域医療福祉拠点化	国土交通省

3. 「生涯活躍のまち」に関する改正地域再生法の解説

◎「生涯活躍のまち」構想の推進を図るため、地域再生法の改正により、地域再生計画に「生涯活躍のまち」を形成するための枠組が構築され、認定を受けた地域再生計画に基づく取組に対して、事業者の手続を簡素化する特例措置が講じられることになりました。

◎この節では、「生涯活躍のまち」に関する改正地域再生法の内容とともに、第4章で記載している地域再生計画と生涯活躍のまち形成事業計画の作成に関する詳細を解説します。

図：「生涯活躍のまち」に関する改正地域再生法の概要



I 生涯活躍のまち形成事業に係る地域再生計画の作成について

地域再生制度とは、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するものです。地方公共団体は、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、当該地域再生計画に記載した事業の実施に当たり、財政や法の特例等の支援措置を活用することができます。

平成 28 年の地域再生法改正により、「生涯活躍のまち形成事業」が地域再生計画の中に位置付けられ、生涯活躍のまち形成事業計画の作成及びそれに基づく法の特例措置が設けられました。すなわち、①地方公共団体は「生涯活躍のまち形成事業」を盛り込んだ地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることができ、②地域再生計画の認定を受けた市町村は、事業の実施のため、具体的な事業内容等を詳細に定める生涯活躍のまち形成事業計画を作成することができ、③この事業計画の作成により、法令の特例措置が利用できることとされています。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（地域再生計画の認定）

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

二 地域再生を図るために行う事業に関する事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

八 生涯活躍のまち形成地域（人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域をいう。以下同じ。）において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業（以下「生涯活躍のまち形成事業」という。）に関する事項

① 生涯活躍のまち形成事業とは

「生涯活躍のまち形成事業」とは、法第 5 条第 4 項第 8 号において、生涯活躍のまち形成地域において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業と定義されています。

ここでいう、

ア 中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、

イ 高年齢者に適した生活環境の整備、

ウ 移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進

の 3 つは、「地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業」の例示であり、これ以外の施策もこの「地域住民が生涯にわたり活躍でき

る魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業」に当てはまるものであれば、生涯活躍のまち形成事業として、地域再生計画に記載することができます。

② 生涯活躍のまち形成地域とは

「生涯活躍のまち形成地域」とは、この生涯活躍のまち形成事業を行う地域をいい、事業を実施する地方公共団体が、人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、上記のような生涯活躍のまち形成事業を行うことが適当と認めて設定する地域を指します。すなわち、「生涯活躍のまち」構想の基本コンセプトを踏まえ、人口・雇用・サービスの状況等の地域の実情に照らし、各地方公共団体が適当と考える区域を特定することとなります。例えば、居住に必要なインフラや介護サービスなどが提供できないような地域については、その区域としてはふさわしくないと考えられます。

地域再生計画の認定申請の際には、生涯活躍のまち形成地域の具体的な場所が決定されている必要はありませんが、そのおおむねの区域を表示した縮尺 25,000 分の 1 以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図を添付する必要があります（則第 1 条第 1 項第 8 号）。生涯活躍のまち形成地域の候補地が複数ある場合はその旨記載の上、当該複数の候補地の地形図及び概況図を添付してください。

○地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）（抄）

（地域再生計画の認定の申請）

第一条 地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

八 法第五条第四項第八号の事項を記載している場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成地域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

③ 地域再生計画の作成主体の名称

生涯活躍のまち形成事業は、コミュニティづくりを行う事業であるため、生涯活躍のまち形成地域の所在地となる市町村が責任をもって計画を作成する必要があります。協力して事業を実施する他の市町村と共同で地域再生計画を作成したり、都道府県と共同で地域再生計画を作成することも可能です（地域再生基本方針 5 の 3）①ハ）。

○地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定・平成 28 年 4 月 15 日一部変更）（抄）

5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

3) 地域再生計画の認定手続

① 地域再生計画の認定申請に当たっての手続

ハ 地域再生計画の認定申請を行う主体

法第 5 条第 4 項第 5 号に掲げる事項が記載された地域再生計画にあつては、都道府県が単独で又は都道府県と市町村が共同で、同項第 6 号、第 7 号及び第 10 号に掲げる事項が記載された地域再生計画にあつては、市町村が単独で又は都道府県と市町村が共同で、同項第 8 号に掲げる地域再生計画にあつては、市町村が単独で又は都道府県若しくは他の市町村と共同で、同項第 13 号に掲げる事項が記載された地域再生計画にあつては、都道府県及び市町村が共同で、認定申請を行うものとする。

④ 地域再生計画の記載事項

地域再生計画には、地域再生計画の名称（則第2条第1項第1号）、地域再生計画の作成主体の名称、地域再生計画の区域（法第5条第2項第1号）、地域再生計画の目標（法第5条第3項第1号）、地域再生を図るために行う事業に関する事項（法第5条第2項第2号、則第2条第1項第10号）、計画期間（法第5条第2項第3号）、地域再生計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項（則第2条第1項第2号）を記載することとされています。「地域再生を図るために行う事業に関する事項」としては、生涯活躍のまち形成事業に関する地域再生計画には、生涯活躍のまち形成事業の内容を地域再生計画に記載してください（則第2条第1項第10号）。地域再生計画認定申請マニュアル（総論）第3章の3-2の2）を参照して記載してください。

○地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）（抄）

（地域再生計画の記載事項）

第二条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

十 法第五条第四項第八号の事項を記載する場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成事業の内容

生涯活躍のまち形成事業は、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるコミュニティづくりを目指すものであり、原則として

ア 中高年齢者の社会的活動への参加の推進に関する取組

イ 高齢者に適した住宅の整備に関する取組

ウ 継続的なケアの提供体制の確保に関する取組

エ 移住支援に関する取組

といった施策が行われる必要があります。地域再生計画にはそれぞれに対応する事業内容を記載することが想定されます。

また、地域再生計画に記載する生涯活躍のまち形成事業の内容は、地域再生計画の認定の判断に当たって、当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められることや、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることが判断できる程度に具体的である必要があります。例えば、生涯活躍のまち形成事業の事業主体が決定されている必要はありませんが、事業の主体が得られる見込みが高いこと、事業の実施スケジュールが明確であることが求められます（地域再生基本方針5の1）②及び③）。

○地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定・平成28年4月15日一部変更）（抄）

5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

1) 地域再生計画の認定基準

地域再生計画の認定基準は、法第5条第16項各号によるが、具体的な判断基準は、次のとおりとする。

① 地域再生基本方針に適合するものであること（第1号基準）

1の「地域再生の意義及び目標」に適合しており、かつ3）の「地域再生計画の認定手続」に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。

② 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること（第2号基準）

1の「地域再生の意義及び目標」に適合した地域再生を図るために必要な事業が記載されて

いることをもって判断する。(略)

- ③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること (第3号基準)
地域再生を図るために行う事業について、
イ 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
ロ 事業の実施スケジュールが明確であること
をもって判断する。

⑤ その他の記載事項についての留意点

ア 地域再生計画の目標と目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標の設定に当たっては、原則として、定量的な値・指標を用いることとし、地域再生計画の計画期間満了時等に地方公共団体が効果測定を容易に実施することができるよう、具体的に設定してください。

地域再生計画に基づいて実施した事業の効果を検証し、必要に応じて地域再生計画を変更するという一連のプロセスを実行する（PDCA サイクルの確立）ため、地域再生計画の目標と、目標の達成状況に係る評価に関する事項（則第2条第1項第2号）を記載することとされています。目標設定の際には KPI（重要業績評価指標）を設定することが想定されます。

KPI としては例えば、生涯活躍のまち形成地域の入居者数や転入者数、生涯活躍のまち形成事業において雇用される労働者数等のアウトカム指標が考えられます。

地域再生認定申請マニュアル（総論）第3章の3-2の2）「『7 目標の達成状況に係る評価に関する事項』について」を参照し、目標等の効果測定に必要となる指標の入手方法や、評価方法、評価結果の公表方法なども記載してください。

イ 計画期間（法第5条第2項第3号）

地域再生計画において掲げる目標を達成するための取組に要する期間として、始期と期間を示してください（例：地域再生計画認定の日から平成30年3月31日まで）。計画期間の長短について特段の定めはありませんが、計画期間の設定にあたっては、地域再生計画に記載した取組を実施するために必要となる合理的な期間を設定してください。地域再生計画は概ね5年程度を計画期間とすることとしていますが、「生涯活躍のまち」の形成は短期間で実現するものではなく、長期的な展望の下に推進すべきものであるため、5年以上とすることも考えられます。

⑥ 地域再生計画の作成に当たっての留意点

地域再生計画の作成に当たっては、地域の特性や強み、地域資源の活用などを踏まえ、入居対象をどうするか（「広域移住型」⇔「近隣転居型」）、対象区域をどうするか（「まちなか型」⇔「田園地域型」）、地域的な広がりをどうするか（「タウン型」⇔「エリア型」）、地域包括ケアシステムの構築との連携などについても検討されることが望ましいと考えられます。

また、地域再生計画を踏まえた事業計画に今後盛り込む内容等を見据えつつ、中長期的な視点から、構想に関する事業の自立性や持続可能性を踏まえ、構想の推進に関する課題や事業実施におけるリスク、地域への効果などについても、しっかり議論をされることが重要です。

さらに、「高齢者居住安定確保計画」や「医療計画」、「介護保険事業計画」等関連する分野の諸施策と整合的なものとなるよう、必要に応じて協議・調整を行うようにしてください。

Ⅱ 生涯活躍のまち形成事業計画の作成について

地域再生計画の認定を受けた市町村は、地域再生計画に記載した生涯活躍のまち形成事業に関する事項の具体的な実施を図るため、具体的な事業内容等を詳細に定める生涯活躍のまち形成事業計画を作成することができます。

生涯活躍のまち形成事業計画は、地域再生計画の作成主体である市町村のほか、都道府県知事、「運営推進機能」を担う事業主体（地域再生推進法人）、事業に参加する事業者等で組織された地域再生協議会における協議を経て作成することとされています。計画内容について関係者間で合意形成を図り、これを地域全体で共有を図るためです。（地域再生協議会の構成員について②ア参照）

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の十四 認定市町村は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業の実施に関する計画（以下「生涯活躍のまち形成事業計画」という。）を作成することができる。

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事その他厚生労働省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

① 生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項

ア 基本的記載事項（法第 17 条の 14 第 3 項各号）

(1) 生涯活躍のまち形成地域の区域（法第 17 条の 14 第 3 項本文）

生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載してください。記載に当たっては、地番等を明記するほか、その区域がわかる地図を添付することも考えられます。

(2) 中高年齢者の社会的活動への参加を推進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 14 第 3 項第 1 号）

生涯活躍のまち形成地域における中高年齢者の健康でアクティブな生活を支援するため、認定市町村が行う社会的活動への参加の推進のための施策について記載してください。社会的活動には、就業や生涯学習以外にもボランティアなど幅広い活動が含まれます。法第 17 条の 14 第 3 項第 1 号においては、中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座の開設及びその奨励が例示されています。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の十四 （略）

3 生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座の開設及びその奨励その他の中高年

(3) 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高齢者向け住宅及び当該高齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 14 第 3 項第 2 号）

生涯活躍のまち形成地域において、実際に整備する高齢者向け住宅の種類や数を特定するとともに、これを整備するために認定市町村が講ずる施策について記載してください。

高齢者向け住宅については、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームが例示されていますが、それ以外にも高齢者の生活に適するよう改修した住宅なども想定されます。市町村が講ずる施策としては、必要な土地の確保、費用の補助が例示されています。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の十四 （略）

3 生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

二 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。）、有料老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）その他の高齢者に適した住宅をいう。以下この号において同じ。）及び必要な土地の確保、費用の補助その他の当該高齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

また、高齢者向け住宅の整備と関連して、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年国土交通省・厚生労働省令第 2 号）第 3 条に基づき、認定市町村が作成する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、当該認定市町村の生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象者とする措置が設けられています。この国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準の概要は、以下のとおりです。

- ① 認定市町村の区域内の 60 歳以上の者や要介護認定・要支援認定を受けている者の人口の現状及び将来の見通し、サービス付き高齢者向け住宅事業の実態等を考慮して行うこと。
- ② バリアフリー化や状況把握サービス・生活相談サービスの提供等が義務付けられた住宅への入居が望ましいと認められる者を要件として定めること（例えば、健康な若年齢者など、当該住宅への入居を明らかに必要としない者の入居を許容する要件設定は行っていない）。

この入居者要件を定める場合は、サービス付き高齢者向け住宅の登録や指導監督を行う都道府県と、地域再生協議会の場等において、入居者要件や実際の入居者の当該要件への適合性に係る指導監督の方法について協議を行ってください。

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年国土交通省・厚生労働省令第 2 号）（抄）

（年齢その他の要件）

第三条 法第五条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件は、六十歳

以上の者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定（以下単に「要介護認定」という。）若しくは同条第二項に規定する要支援認定（以下単に「要支援認定」という。）を受けている六十歳未満の者（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の七第一項に規定する認定市町村が、同法第十七条の十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、当該計画に記載された同法第五条第四項第八号に規定する生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者について要件を別に定めた場合においては、当該要件に該当する者を含む。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 同居する者がいない者であること。
- 二 同居する者が配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下この号において同じ。）、六十歳以上の親族（配偶者を除く。以下この号において同じ。）、要介護認定若しくは要支援認定を受けている六十歳未満の親族又は入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者と同居させることが必要であると都道府県知事が認める者であること。

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三条の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準（平成28年国土交通省・厚生労働省告示第1号）（抄）

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の七第一項に規定する認定市町村（以下単に「認定市町村」という。）が、同法第十七条の十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画（以下単に「生涯活躍のまち形成事業計画」という。）において、当該生涯活躍のまち形成事業計画に記載された同法第五条第四項第八号に規定する生涯活躍のまち形成地域（以下単に「生涯活躍のまち形成地域」という。）の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者について要件を別に定めるに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

- 一 当該生涯活躍のまち形成地域の区域及びその周辺に居住する六十歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定若しくは同条第二項に規定する要支援認定を受けている六十歳未満の者（以下「六十歳以上の者等」という。）が、サービス付き高齢者向け住宅への入居を希望しているにも関わらず、入居することができない事態が発生しないよう、当該認定市町村の区域内の六十歳以上の者等の人口の現状及び将来の見通し、サービス付き高齢者向け住宅事業の実態等を考慮して行わなければならない。
- 二 サービス付き高齢者向け住宅は、加齢対応構造等であって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定する状況把握サービス及び同項に規定する生活相談サービスの提供等が義務付けられている住宅であることから、当該住宅への入居が望ましいと認められる者を具体的な要件として定めるものとし、例えば、健康な若年齢者等、サービス付き高齢者向け住宅を明らかに必要としない者の入居を許容する要件の設定を行ってはならない。

(4) 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス及び介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第17条の14第3項第3号）

生涯活躍のまち形成地域での継続的なケアを確保するため、提供すべき介護サービスを特定し、その提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策について記載してください。提供すべき介護サービスとして、法では、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業が例示されていますが、それ以外の介護保険に係る保健医療サービス及び福祉サービスも含まれます。また、医療機関との連携など医療提供体制の確保に関する事項や生涯活躍のまち形成地域における地域包括ケアシステムの構築との連携方策について記載することも想定されます。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の十四 （略）

3 生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

三 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス（居宅サービス（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）、地域密着型サービス（同条第十四項に規定する地域密着型サービスをいい、同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護及び同条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下同じ。）、介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）、地域密着型介護予防サービス（同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービスをいい、同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。以下同じ。）、第一号事業（同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業をいい、同号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。以下同じ。）その他の介護保険に係る保健医療サービス及び福祉サービスをいう。以下同じ。）及び当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

(5) 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 14 第 3 項第 4 号）

生涯活躍のまちへの移住や住み替えを希望する中高年齢者の来訪や滞在を促進するための施策について記載してください。法では、情報の提供、便宜の供与が例示されています。例えば、お試し居住、二地域居住などの取組も想定されます。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の十四 （略）

3 生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

四 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者への情報の提供、便宜の供与その他の当該移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

(6) その他生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要な事項（法第 17 条の 14 第 3 項第 5 号）

(1)から(5)までの事項以外に、独自に実施する施策を記載してください。また、認定市町村は、就業の機会の確保に関して都道府県、公共職業安定所、シルバー人材センター等と相互に連携を図りながら協力しなければならない（法第 17 条の 20）こととされており、また、中高年齢者の生涯にわたる学習活動への参加の機会の提供に関しても関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならない（法第 17 条の 21）とされています。このような関係機関等との協力により実施する事項や、その他生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要な事項があれば記載してください。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の十四 （略）

3 生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

五 前各号に掲げるもののほか、生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要な事項

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（中高年齢者の就業の機会の確保に関する施策についての協力）

第十七条の二十 認定市町村、都道府県、公共職業安定所並びに高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合及び同条第二項に規定するシルバー人材センターは、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された認定市町村が講ずべき中高年齢者の就業の機会の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（中高年齢者の生涯にわたる学習活動への参加の機会の提供に関する施策についての連携協力体制の整備）

第十七条の二十一 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された中高年齢者の生涯にわたる学習活動への参加の機会の提供に関する施策の円滑かつ効果的な実施を図るため、関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならない。

イ 任意記載事項（法第 17 条の 14 第 4 項各号）

生涯活躍のまち形成事業計画に法第 17 条の 14 第 4 項各号に規定される事業者に関する事項（任意記載事項）を記載し、それぞれについて都道府県知事等の同意を得ると、労働者の委託募集に関する職業安定法の特例（法第 17 条の 18）、有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例（法第 17 条の 22）、介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例（法第 17 条の 23）、旅館業の許可に関する旅館業法の特例（法第 17 条の 24）を受けることができます。

(1) 労働者の委託募集に関する職業安定法の特例

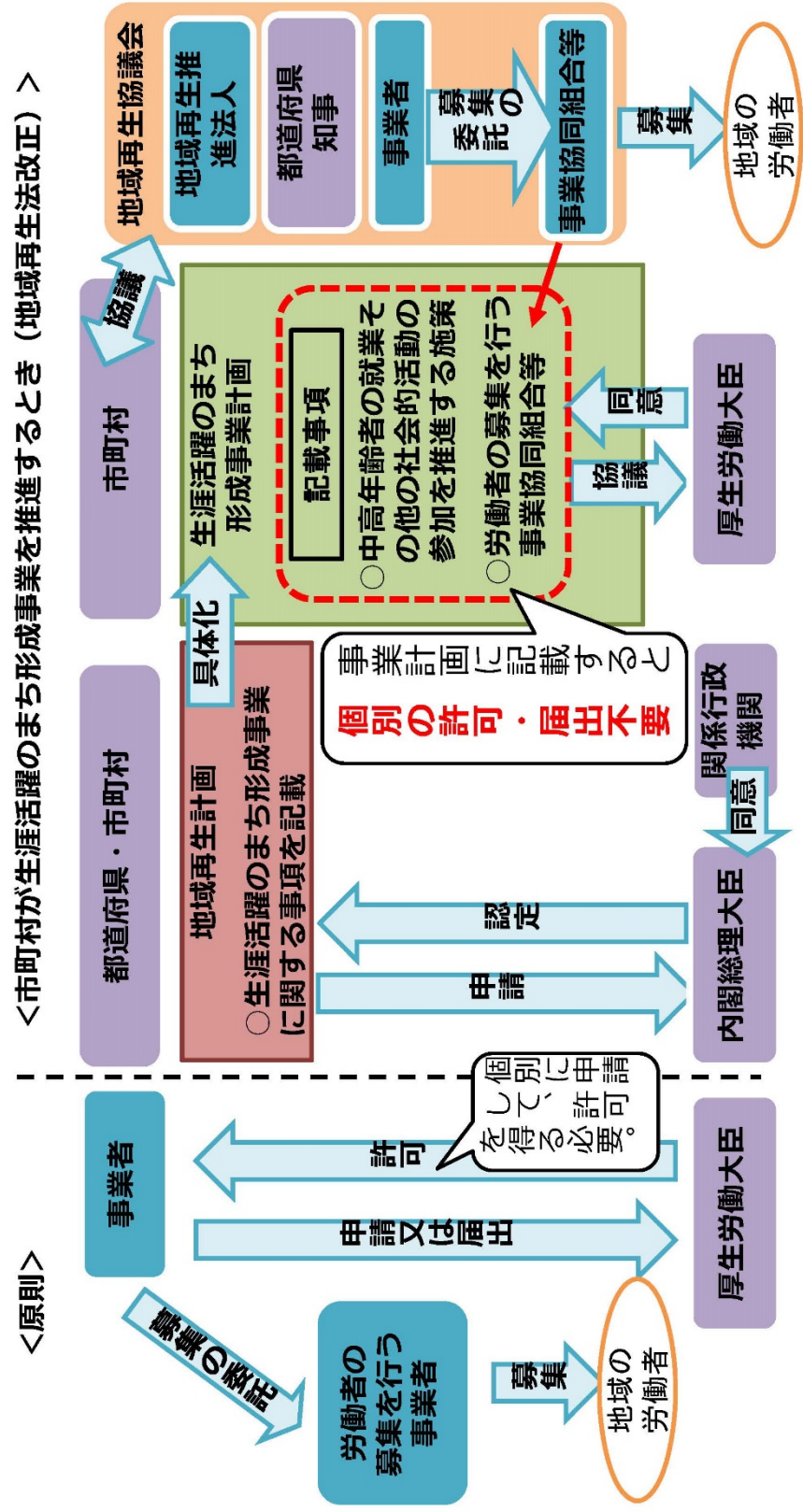
事業主が労働者の募集を被用者以外の者に委託する場合は、通常、厚生労働大臣の許可（無償の場合は届出）を受ける必要がありますが、法第 17 条の 18 第 1 項の職業安定法の特例を利用する場合は、地域再生協議会に加わっている事業協同組合等が傘下の中小事業主の委託を受けて生涯活躍のまち形成事業に携わる労働者の募集を行う場合は、その中小事業主から許可の申請や届出を行うことが不要となります。

例えば、商店街振興組合や商工会議所、介護福祉事業協同組合等が地域再生協議会に加わっており特例を利用して傘下の中小事業主のために労働者の募集を行う場合が想定されます。

図：労働者の委託募集に関する職業安定法の特例

生涯活躍のまちにおける地域再生法の特例措置（職業安定法関係）

- 現在、事業者が労働者の募集を他の者に委託する場合は、事業者は個別に厚生労働大臣の許可を申請したり届出を行わなければならない。（※有償委託の場合は許可、無償委託の場合は届出）
- 今般、地域再生法の改正により、事業組合等が地域再生協議会の構成員である事業者から委託を受けて労働者の募集を行う場合には、市町村が生涯活躍のまち形成事業計画を作成する際に、併せて厚生労働大臣の同意を得ることで、個々の事業者についての許可や届出が不要となるよう、特例措置を講ずる。



この特例を受ける事業協同組合等は

(ア)地域再生協議会の構成員であるもの

(イ)事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚労省令第2条各号で定めるもの

又は

一般社団法人で直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小事業主⁹であるもの
(厚労省令第3条)

(ウ)生涯活躍のまち形成事業計画に記載された事業の実施に関し必要な労働者の募集を行うもの

が要件となります。

この特例を利用する場合は、

(ア)生涯活躍のまち形成事業計画に委託を受けて労働者の募集を行う事業協同組合等に関する事項（法第17条の14第4項第1号）を記載し、

(イ)必要書類（厚労省令第11条）を添付した上で、厚生労働大臣の同意（法第17条の14第5項）を得て

(ウ)公表する

ことにより、個々の中小事業主が許可や届出の手続をすることなく、事業協同組合等に募集を委託することができます。

(イ)の厚生労働大臣の同意の基準は

- ・地域再生協議会を構成する団体であること。
- ・生涯活躍のまち形成地域において生涯活躍のまち形成事業として行われる事業を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであること。
- ・当該相談及び援助を適切に実施するために必要な体制が整備されていること。
- ・構成員である中小事業主の委託を受けて労働者の募集を行うに当たり、その募集に係る労働条件その他の募集の内容が適切であり、かつ、当該労働者の利益に反しないことが見込まれること。

とされています（厚労省令第12条）。厚生労働大臣に対して協議を行う際は、当該基準に係る事項を記載した書類を添付し（厚労省令第11条）、事業協同組合等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経て、厚生労働大臣に提出してください。厚生労働大臣は同意をしたときは、所轄の都道府県労働局長を経て、同意通知書により当該同意に係る認定市町村に対して通知することとされています。なお、厚生労働大臣は、同意を受けた事業協同組合等（以下「同意事業協同組合等」という。）が法令及び同意基準を満たさなくなったと認められる場合など適当でなくなったと認めるときは、当該同意事業協同組合等に関する事項に関して、生涯活躍のまち形成事業計画に対する同意を取り消すことがあります。

生涯活躍のまち形成事業計画に記載する事項と添付書類については別途示す参考例を参照してください。

○地域再生法（平成17年法律第24号）（抄）

⁹ 国及び地方公共団体以外の事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。

(生涯活躍のまち形成事業計画の作成)

第十七条の十四 (略)

4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 協議会を構成する事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主（国及び地方公共団体以外の事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。次項及び第十七条の十八第一項において同じ。）を直接若しくは間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）（次項及び同条第一項において「事業協同組合等」という。）のうち、同条第二項の規定により労働者の募集に従事しようとするものに関する事項

5 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に前項第一号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の同意を得なければならない。この場合において、厚生労働大臣は、当該事項に係る事業協同組合等が、その構成員である中小事業主に対して介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであるとして、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、同意をするものとする。

(委託募集の特例等)

第十七条の十八 同意事業協同組合等（生涯活躍のまち形成事業計画に記載されている事業協同組合等であって第十七条の十四第五項の同意に係るものをいう。以下同じ。）の構成員である中小事業主が、当該同意事業協同組合等をして介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業（当該生涯活躍のまち形成事業計画に記載されたものに限る。）の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該同意事業協同組合等が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 同意事業協同組合等は、前項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）（抄）

(法第十七条の十四第四項第一号の厚生労働省令で定めるもの)

第二条 法第十七条の十四第四項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする

- 一 事業協同組合及び事業協同組合小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 農業協同組合及び農業協同組合中央会
- 六 生活衛生同業組合であって、その構成員の三分の二以上が中小事業主（国及び地方公共団体以外の事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下同じ。）であるもの
- 七 酒造組合及び酒造組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が中小事業主であるもの

(法第十七条の十四第四項第一号の一般社団法人の要件)

第三条 法第十七条の十四第四項第一号の厚生労働省令で定める要件は、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小事業主である一般社団法人であることとする。

(法第十七条の十四第四項第一号に掲げる事項に関する同意)

第十一条 認定市町村は、法第十七条の十四第五項の規定により厚生労働大臣の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次条の基準に係る事項を記載した書類を付してするものとする。

(法第十七条の十四第五項の厚生労働省令で定める基準)

第十二条 法第十七条の十四第五項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 協議会を構成する団体であること。
- 二 生涯活躍のまち形成地域において法第十七条の十四第五項の介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであること。
- 三 前号の相談及び援助を適切に実施するために必要な体制が整備されていること。
- 四 その構成員である中小事業主の委託を受けて労働者の募集を行うに当たり、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容が適切であり、かつ、当該労働者の利益に反しないことが見込まれること。

なお、これらの事業協同組合等が、特例を活用して労働者の委託募集を行うときは法第 17 条の 18 第 2 項及び厚労省令第 22 条、第 23 条に基づきその主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所を経由して都道府県労働局又は厚生労働大臣に届出を行うとともに、報酬を得て労働者の委託募集を行う場合は当該報酬につき厚生労働大臣の認可を得る必要があります（職業安定法第 36 条第 2 項）。また厚労省令第 24 条に基づき、毎年度公共職業安定所長に労働者募集報告を提出する必要があります。これらの届出等の手続及び様式は「地域再生法に基づく委託募集の特例等に関する業務の取扱いについて（平成 28 年 4 月 20 日職発 0420 第 6 号各都道府県労働局長宛て厚生労働省職業安定局長通達）¹⁰」を参照してください。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（委託募集の特例等）

第十七条の十八 （略）

- 2 同意事業協同組合等は、前項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）（抄）

（労働者の募集に関する事項）

第二十二条 法第十七条の十八第二項の厚生労働省令で定める労働者の募集に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 募集に係る事業所の名称及び所在地
 - 二 募集時期
 - 三 募集職種及び人員
 - 四 募集地域
 - 五 募集に係る労働者の業務の内容
 - 六 賃金、労働時間その他の募集に係る労働条件
- （届出の手続）

第二十三条 法第十七条の十八第二項の規定による届出は、同意事業協同組合等の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集（以下この項において「自県外募集」という。）であって第二十一条第二号に該当するもの及び自県外募集であって同号に該当しないものの別に行わなければならない。

- 2 法第十七条の十八第二項の規定による届出をしようとする同意事業協同組合等は、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十三条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）の長を経て、第二十一条の募集にあつては同条の都道府県労働局長に、その他の募集にあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、届出の様式その他の手続は、厚生労働省職業安定局長（次条において「職業安定局長」という。）の定めるところによる。

¹⁰ http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/newindex.html#tu_6 または
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T160421L0030.pdf>

(労働者募集報告)

第二十四条 法第十七条の十八第一項の募集に従事する同意事業協同組合等は、職業安定局長の定める様式に従い、毎年度、労働者募集報告を作成し、これを当該年度の翌年度の四月末日まで(当該年度の終了前に労働者の募集を終了する場合にあっては、当該終了の日の属する月の翌月末日まで)に前条第二項の届出に係る公共職業安定所の長に提出しなければならない。

(2) 有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例

有料老人ホームを設置しようとする者は、通常、設置前に都道府県知事に届出を行う必要がありますが、法第 17 条の 22 の老人福祉法の特例を利用する場合は、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された有料老人ホームについては、設置後一か月以内に市町村を経由して届け出ることができるようになります。

この特例を利用する場合は、生涯活躍のまち形成地域において有料老人ホームを整備する事業について、法第 17 条の 14 第 4 項第 2 号及び厚労省令第 4 条第 1 項各号に規定する以下の事項を記載し、同条第 2 項に規定する事項を記載した書類を添付してください。

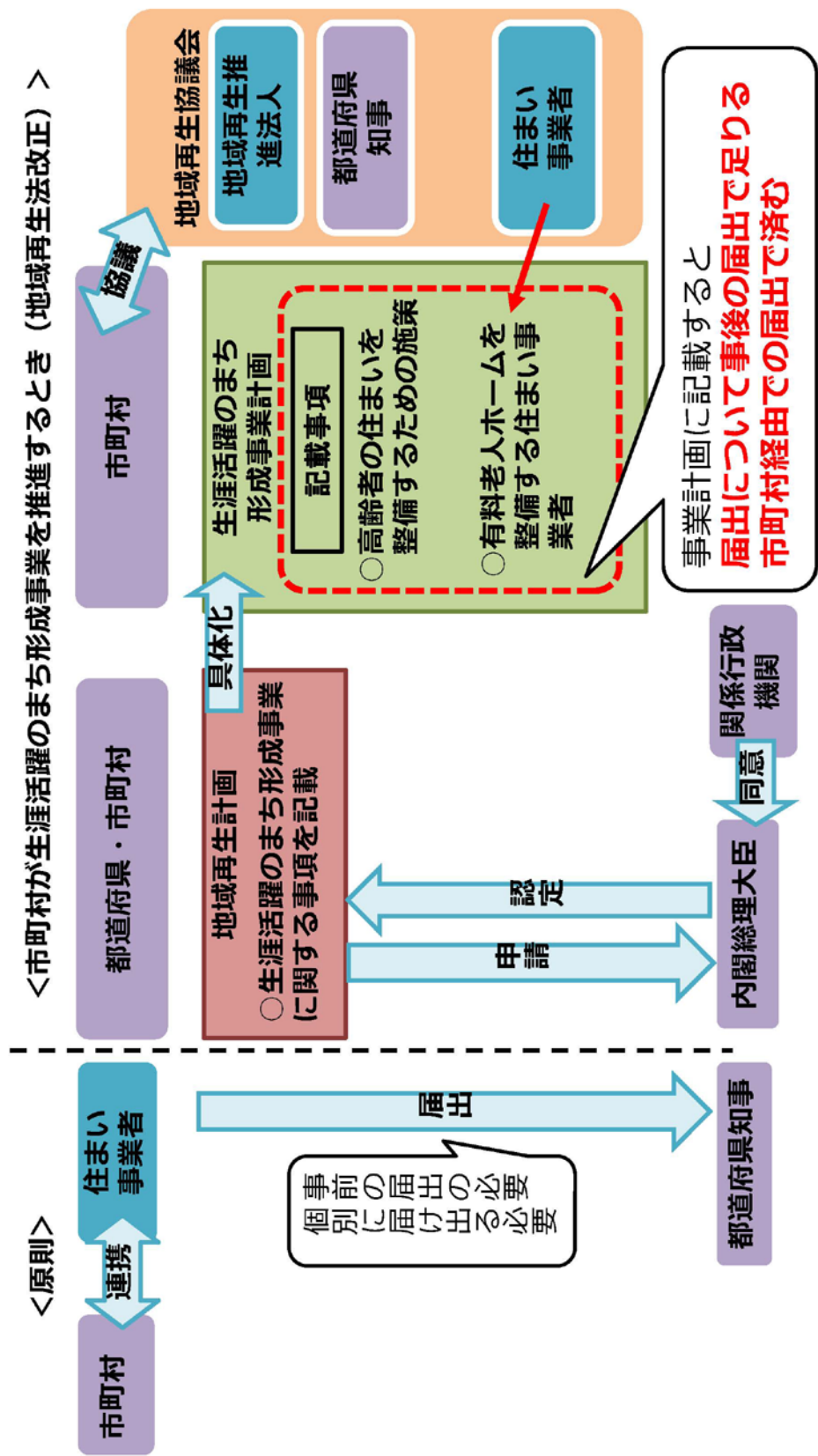
- ①有料老人ホームを整備する事業の実施主体の氏名（法人にあっては、その名称及び事務所の所在地）
- ②有料老人ホームの名称及び設置予定地
- ③事業開始の予定年月日
- ④当該有料老人ホームの管理者の氏名
- ⑤当該有料老人ホームにおいて供与される介護等の内容

生涯活躍のまち形成事業計画に記載する事項と添付書類については別途示す参考例を参照するほか、都道府県の担当部局と調整の上、都道府県において従前より示している届出様式を活用することも考えられます。

図：有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例

生涯活躍のまちにおける地域再生法の特例措置（老人福祉法関係）

- 有料老人ホームを設置する場合、事業者は個別に、都道府県知事に、事前に届け出る必要がある。
- 今般、地域再生法の改正により、市町村が生涯活躍のまち形成事業計画を作成することにより、事業者の届出が事後（1月以内）に行えるようにするとともに、その届出について市町村経由でできることとする措置を講ずる。



○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の十四 （略）

4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

二 生涯活躍のまち形成地域において有料老人ホームを整備する事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該有料老人ホームの所在地

ハ その他厚生労働省令で定める事項

（有料老人ホームの届出の特例）

第十七条の二十二 第十七条の十四第四項第二号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項（同条第十五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公表されたときは、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る有料老人ホームにつき行う老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出については、同項の規定にかかわらず、当該有料老人ホームの設置の日から一月以内に、その旨を当該有料老人ホームの所在地を管轄する都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する有料老人ホームにあつては、当該指定都市等の長）に届け出ることをもって足りる。

2 前項の有料老人ホーム（指定都市等の区域内に所在するものを除く。）を設置する同項の実施主体は、同項の規定による届出をする場合には、当該届出を、当該有料老人ホームの所在地を管轄する市町村長を経由してすることができる。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項等）

第四条 法第十七条の十四第四項第二号ハの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条の十四第四項第二号イの実施主体の氏名（法人にあつては、その名称及び事務所の所在地）

二 法第十七条の十四第四項第二号ロの有料老人ホームの名称及び設置予定地

三 事業開始の予定年月日

四 当該有料老人ホームの管理者の氏名

五 当該有料老人ホームにおいて供与される介護等の内容

2 認定市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、生涯活躍のまち形成事業計画に法第十七条の十四第四項第二号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの有料老人ホームについて老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項の届出を行っていない場合に限る。）を記載し、法第十七条の十四第一項の規定により協議会に協議しようとするときは、当該生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを都道府県知事に提出するものとする。

一 法第十七条の十四第四項第二号イの実施主体の氏名及び住所

二 当該実施主体の条例、定款その他の基本約款

三 法第十七条の十四第四項第二号ロの有料老人ホームの管理者の氏名及び住所

四 建物の規模及び構造並びに設備の概要

五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類

六 当該実施主体の直近の事業年度の決算書

七 当該有料老人ホームの運営の方針

八 入居定員及び居室数

九 市場調査等による入居者の見込み

十 職員の配置の計画

十一 老人福祉法第二十九条第七項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額

十二 老人福祉法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

- 十三 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容
- 十四 入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容
- 十五 医療施設との連携の内容
- 十六 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 十七 長期の収支計画
- 十八 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、当該有料老人ホームにおいて供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

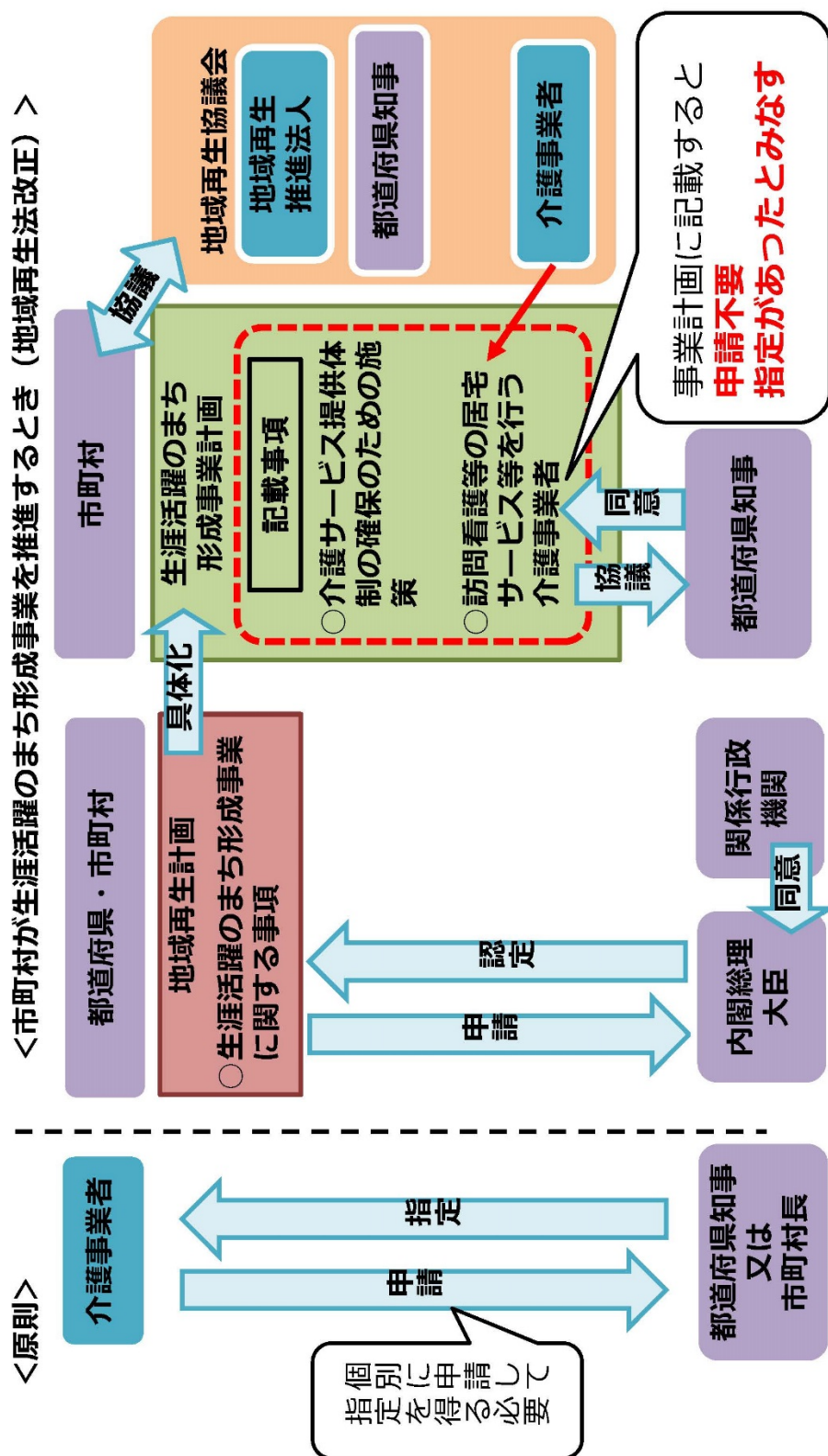
(3) 介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例

居宅サービス事業者等の介護保険の事業者が事業を行うに当たっては、居宅サービス、介護予防サービスの場合は都道府県知事等の、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業については市町村長の指定を得る必要がありますが、法第 17 条の 23 の介護保険法の特例を利用する場合は、生涯活躍のまち形成事業計画に記載されたサービス事業者については、介護保険法上の指定があったとみなされます。認定市町村の区域内に所在する事業所で新たにサービスを開始する場合に、これらの指定をまだ得ていないものについて、生涯活躍のまち形成事業計画の作成の段階で指定のみなしを得ることにより、事務の簡素化を図り、円滑に事業を実施することが想定されます。

図：介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例

生涯活躍のまちにおける地域再生法の特例措置（介護保険法関係）

- 現在、介護サービスを提供する場合は、事業者は個別に事業所ごとに都道府県知事又は市町村長にサービス事業者としての指定を申請しなければならない。
- 今般、地域再生法の改正により、市町村が生涯活躍のまち形成事業計画を作成する際に、併せて事業者について記載すると、指定手続が簡素化されるよう特例措置を講ずる。



特例の対象となる介護サービスは、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業（第一号介護予防支援事業を除く。）です。このうち、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護は特例の対象とはなりません。

以下では、居宅サービスの訪問介護及び地域密着サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護の例により解説します。記載事項や手続はサービスの種類により異なるため、それぞれの条項をご確認ください。

【居宅サービス（訪問介護）の例】

※居宅サービス及び介護予防サービスについて特例を利用する場合はこの例に準じます。また認定市町村が指定都市、中核市である場合は地域密着型サービスの例に準じます（法第 17 条の 25 第 1 項による読替え）。

居宅サービス・介護予防サービスを行う事業所について、この特例を利用する場合は、

- (ア)生涯活躍のまち形成事業計画に事業主体についての必要事項を記載し、
- (イ)必要書類を添付した上で、都道府県知事の同意を得て
- (ウ)公表する

ことにより、当該事業所が行うサービスについて、指定があったこととみなされます。なお、指定都市、中核市については都道府県知事の同意は不要となります（法第 17 条の 25 第 1 項による読替え）。

(ア) 記載事項は、法第 17 条の 14 第 4 項第 3 号（介護予防の場合は第 5 号）及び厚労省令第 5 条各号に記載されている

- ・当該事業の実施主体（実施主体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び職名）
- ・当該事業を行う事業所の名称及び所在地（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）
- ・居宅サービスの種類
- ・当該居宅サービスを行う事業の開始の予定年月日

を記載してください。

(イ) 上記(ア)の事項を記載した生涯活躍のまち形成事業計画に、厚労省令第 13 条各号（介護予防の場合は第 17 条）の事項を記載した書類を添付し、都道府県知事に協議をします（法第 17 条の 14 第 6 項）。都道府県知事は、介護保険法第 70 条第 2 項又は第 70 条第 4 項若しくは第 5 項の規定（介護予防の場合は第 115 条の 2 第 2 項の規定）に当たらない場合以外は同意することとされています。（なお、居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護である場合は、法第 17 条の 14 第 7 項に基づき、関係市町村の長に対し、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならないとされていますが、これは、介護保険法第 70 条第 6 項の関係市町村と同趣旨の規定です。）

(ア)の記載事項と(イ)の添付書類については別途示す参考例を参照するほか、都道府県の担当部局と調整の上、都道府県において従前より示している申請様式を活用することも考えられます。

(ウ) 都道府県知事の同意を得て、生涯活躍のまち形成事業計画が作成されたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知することとされています。公表の日から特例の指定みなしの効力が発生します。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の十四 （略）

4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

三 生涯活躍のまち形成地域において行われる居宅サービス事業（介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業をいう。第六項及び第十七条の二十三第一項において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業を行う事業所の所在地

ハ 居宅サービスの種類

ニ その他厚生労働省令で定める事項

6 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第三号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であって当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の二十三第一項において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第七十条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

7 都道府県知事は、第四項第三号ハの居宅サービスの種類が介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスである場合において前項の同意をしようとするときは、関係市町村の長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画（同法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。第十三項において同じ。）との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

（居宅サービス事業等に係る指定の特例）

第十七条の二十三 第十七条の十四第四項第三号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について、介護保険法第四十一条第一項本文の指定があったものとみなす。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）（抄）

第五条 法第十七条の十四第四項第三号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問介護（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二項に規定する訪問介護をいう。第十三条第一号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

ハ	当該居宅サービスを行う事業の開始の予定年月日 (法第十七条の十四第四項第三号に掲げる事項に関する同意)
第十三条	認定市町村は、法第十七条の十四第六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。
一	法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問介護である場合には、次に掲げる事項
イ	法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ	当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
ハ	法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の平面図
ニ	利用者の推定数
ホ	当該事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
ヘ	運営規程
ト	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
チ	当該居宅サービスを行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
リ	当該事業に係る資産の状況
ヌ	当該事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項
ル	介護保険法第七十条第二項各号（病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、同項第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）
ヲ	役員の氏名、生年月日及び住所

【地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）の例】

※地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業（指定して第一号事業を行う場合）について特例を利用する場合はこの例に準じます。また認定市町村が指定都市、中核市である場合は、居宅サービス、介護予防サービスの場合でもこの例に準じます（法第 17 条の 25 第 1 項による読替え）。

地域密着型サービスを行う事業所について、この特例を利用する場合は、

- (ア)生涯活躍のまち形成事業計画に事業主体についての必要事項を記載し、
(イ)公表する

ことにより、当該事業所が行うサービスについて、指定があったこととみなされます。

(ア) 記載事項は、法第 17 条の 14 第 4 項第 4 号（地域密着型介護予防サービスの場合は第 6 号、第一号事業の場合は第 7 号）及び厚労省令第 6 条各号に記載されている

- ・ 当該事業の実施主体（実施主体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び職名）
- ・ 当該事業を行う事業所の名称及び所在地（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）
- ・ 地域密着型サービスの種類
- ・ 当該地域密着型サービスを行う事業の開始の予定年月日

を記載してください。その際、厚労省令第 16 条（地域密着型介護予防サービスの場合は第 18 条、第一号事業の場合は第 19 条）各号の事項が記載されている書類を事業所から入手するなどして、当該事項に照らして記載の可否を判断し、介護

保険法第 78 条の 2 第 4 項の規定（地域密着型介護予防サービスの場合は第 115 条の 12 第 2 項、第一号事業の場合は第 115 条の 45 の 5 第 2 項の規定）により指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載してください。

記載事項と事業所から入手する書類については別途示す参考例を参照するほか、市町村において従前より示している申請様式を活用することも考えられます。

- (イ) 生涯活躍のまち形成事業計画が作成されたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長や関係都道府県知事に通知することとされています。公表の日から特例の指定みなしの効力¹¹が発生します。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の十四 （略）

- 4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

四 生涯活躍のまち形成地域において行われる地域密着型サービス事業（介護保険法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業をいう。第八項及び第十七条の二十三第二項において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業を行う事業所の所在地

ハ 地域密着型サービスの種類

ニ その他厚生労働省令で定める事項

- 8 認定市町村は、第四項第四号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であって当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の二十三第二項において同じ。）については、当該事項が同法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。

（居宅サービス事業等に係る指定の特例）

第十七条の二十三 （略）

- 2 第十七条の十四第四項第四号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）（抄）

第六条 法第十七条の十四第四項第四号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護保険法第八条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。第十六条第一号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該

¹¹ なお、この地域密着型サービスに係る指定みなしの効果は事業所の所在する認定市町村（所在地市町村）の区域において発生するものです。例えば、生涯活躍のまち形成事業計画が共同計画で、生涯活躍のまち形成地域が隣接する複数の市町村の区域にまたがって所在する場合、所在地市町村の区域内のみで指定の効力が生じます。このように複数の認定市町村による共同計画の場合は、事前に、介護保険法第 78 条の 2 第 9 項の規定により、あらかじめ非所在地市町村長と所在地市町村長との協議により、非所在地市町村の指定に当たって所在地市町村長の同意を要しない旨の合意をしておくことが考えられます。

事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

ハ 当該地域密着型サービスを行う事業の開始の予定年月日

(法第十七条の十四第四項第四号に掲げる事項に関する記載)

第十六条 認定市町村は、法第十七条の十四第八項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第四号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一 法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が定期巡回・随時対応型訪問介護看護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ 当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

ハ 法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ニ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ホ 運営規程

ヘ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

ト 当該地域密着型サービスを行う事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態

チ 当該事業に係る資産の状況

リ 当該事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項

ヌ 介護保険法第七十八条の二第四項各号に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

ル 役員の氏名、生年月日及び住所

ヲ 連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地（当該地域密着型サービスが介護保険法第八条第十五項第二号に該当するときに限る。）

(4) 旅館業の許可に関する旅館業法の特例

生涯活躍のまち形成地域において、お試し居住などの宿泊を伴う事業を行う場合、その事業が旅館業に該当すれば、旅館業の許可を得ることが必要になります。法第17条の24の旅館業法の特例は、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された生涯活躍のまち一時滞在事業（生涯活躍のまち形成地域において宿泊の用に供する施設を設け移住希望者を一時的に宿泊させる事業であって、旅館業に該当するもの）の事業者については、旅館業の許可があったとみなすこととする特例です。

この特例を利用する場合は、

(ア) 生涯活躍のまち形成事業計画に事業主体についての必要事項を記載し、

(イ) 必要書類を添付した上で、都道府県知事の同意を得て

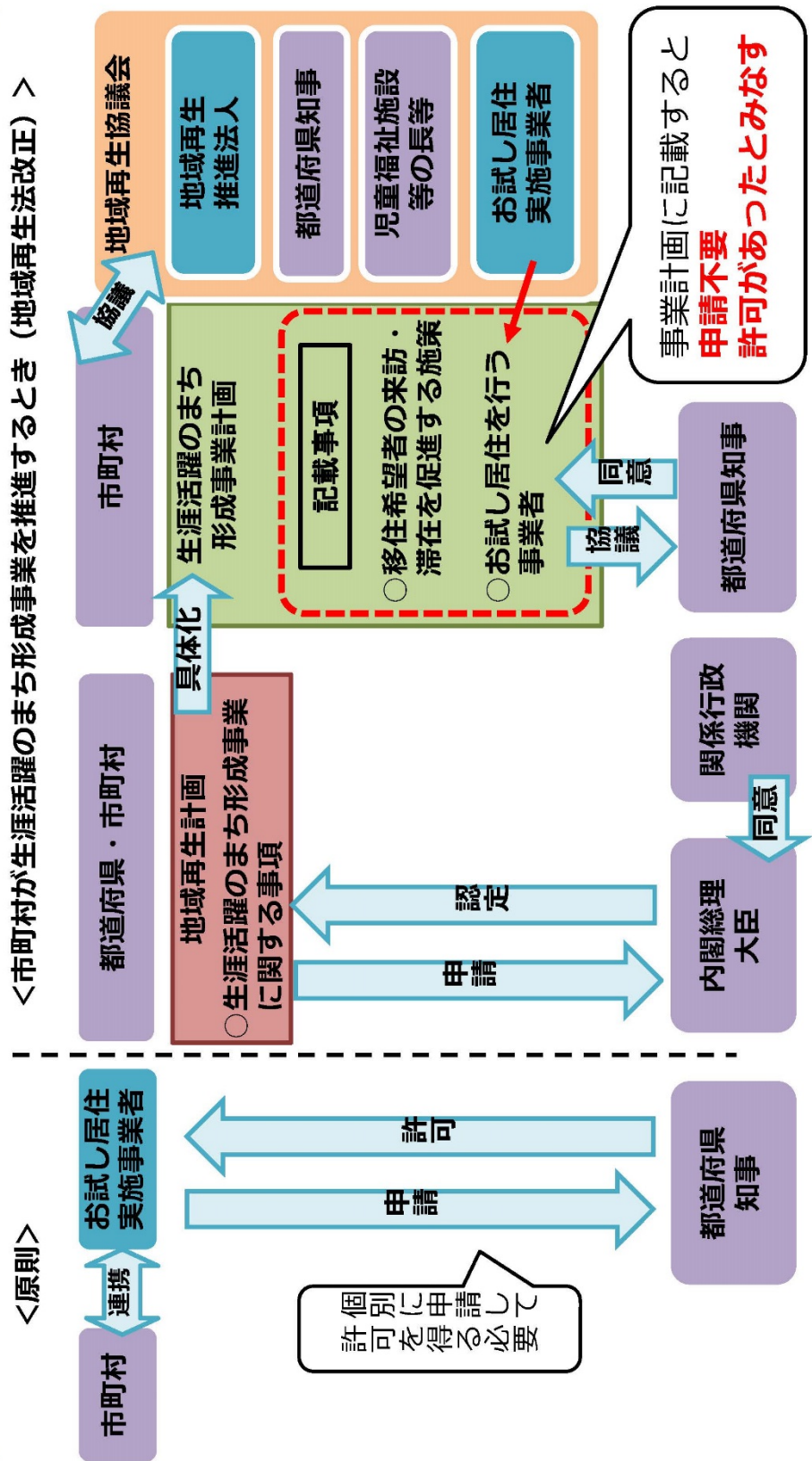
(ウ) 公表する

ことにより、当該事業所が行う旅館業について、旅館業の許可があったこととみなされます。なお、保健所設置市については都道府県知事の同意は不要となります（法第17条の25第2項による読替え）。

図：旅館業の許可に関する旅館業法の特例

生涯活躍のまちにおける地域再生法の特例措置（旅館業法関係）

- 現在、市町村がお試し居住を実施する事業者と連携してお試し居住を実施する場合であって、その一部が旅館業法の許可を受ける必要があるときは、事業者は個別に申請しなければならない。
- 今後、地域再生法の改正により、市町村が生涯活躍のまち形成事業計画を作成する際に、併せて事業者の旅館業の申請手続が行えるよう、その手続についての特例措置を講ずる。



(ア) 記載事項は、法第 17 条の 14 第 4 項第 8 号及び厚労省令第 10 条各号に記載されている

- ・当該事業の実施主体の氏名（法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - ・当該宿泊の用に供する施設の所在地、名称
 - ・営業の種別（旅館業法第二条第一項に規定する旅館業の種別をいう。）
- を記載してください。

(イ) 上記(ア)の事項を記載した生涯活躍のまち形成事業計画に、厚労省令第 20 条各号の事項を記載した書類を添付し、都道府県知事に協議をします（法第 17 条の 14 第 12 項）。都道府県知事は、旅館業法第 3 条第 2 項又は第 3 項の規定により許可を与えないことができる場合に該当しないと認めるときは同意することとされています。

(ア)の記載事項と(イ)の添付書類については別途示す参考例を参照するほか、都道府県の担当部局と調整の上、都道府県において従前より示している申請様式を活用することも考えられます。

(ウ) 都道府県知事の同意を得て、生涯活躍のまち形成事業計画が作成されたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知することとされています。公表の日から特例の許可みなしの効力が発生します。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の十四 （略）

4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

ハ 生涯活躍のまち一時滞在事業（生涯活躍のまち形成地域において宿泊の用に供する施設を設け、当該生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者を一時的に宿泊させる事業であって、その全部又は一部が旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものをいう。第十二項及び第十七条の二十四において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該宿泊の用に供する施設の所在地

ハ その他厚生労働省令で定める事項

12 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第八号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの施設において行う生涯活躍のまち一時滞在事業について旅館業法第三条第一項の許可を受けていない場合に限る。第十七条の二十四において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第三条第二項又は第三項の規定により同条第一項の許可を与えないことができる場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

（旅館業の許可の特例）

第十七条の二十四 第十七条の十四第四項第八号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る施設により行う生涯活躍のまち一時滞在事業について、旅館業法第三条第一項の許可があったものとみなす。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）（抄）

第十条 法第十七条の十四第四項第八号ハの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十七条の十四第四項第八号イの実施主体の氏名（法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - 二 法第十七条の十四第四項第八号ロの施設の名称
 - 三 営業の種別（旅館業法第二条第一項に規定する旅館業の種別をいう。）
（法第十七条の十四第四項第八号に掲げる事項に関する同意）
- 第二十条 認定市町村は、法第十七条の十四第十二項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。
- 一 法第十七条の十四第四項第八号イの実施主体の氏名、生年月日及び住所（法人にあっては、定款又は寄附行為の写し）
 - 二 法第十七条の十四第四項第八号ロの施設が旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第五条第一項に該当するときは、その旨
 - 三 当該施設の構造設備の概要及び当該構造設備を明らかにする図面
 - 四 旅館業法第三条第二項第一号から第三号までに該当することの有無及び該当するときは、その内容

② 生涯活躍のまち形成事業計画の策定手続

ア 地域再生協議会

(1) 地域再生協議会の設置（法第5条第9項及び第17条の14第1項）

事業計画を作成する際には、地域再生計画を作成した地方公共団体のほか、地域再生推進法人、都道府県、移住支援やまちづくりを行う事業者、就業や生涯学習など社会的活動を支援する事業者（公共職業安定所やシルバー人材センター、大学、公民館や図書館、博物館などの社会教育施設など）、医療・福祉サービスの提供事業者（医療法人や社会福祉法人など）、住民など地域の様々な関係者が参画する地域再生協議会を設置し、事業計画に盛り込まれる内容等について協議し、多様な意見が適切に反映されるようにすることが必要です。

このため、事業に参画する関係者の連携のもとに事業を進めるため、生涯活躍のまち形成事業計画を作成するにあたっては、地域再生協議会の協議を経ることとされています（法第17条の14第1項及び第2項）。

地域再生計画の作成に当たっては、地域再生協議会を組織することは任意となっていますが、生涯活躍のまち形成事業計画の作成に当たっては、認定市町村は協議会における協議を行う必要があるため、生涯活躍のまち形成事業計画の作成を検討している市町村にあっては、あらかじめ協議会を組織しておくことが望ましいものと考えられます。地域再生協議会については、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）第4章も参照してください。

なお、「生涯活躍のまち」構想を具体化するにあたっては、中長期的に事業の自立性や持続可能性を確保する観点から、事業の実現性や継続性、地域への効果などについて、関係事業者のみならず教育機関、地域金融機関、住民など幅広く知見を結集して検討を行うことが重要となります。また、入居希望者を計画段階から募集すること等を通じ、将来の入居者にとって魅力的なまちづくりに関する事業計画を作成することも考えられます。

(2) 地域再生協議会の構成員（法第12条第2項及び第3項並びに第17条の14第2

項)

地域再生協議会の構成員は、法第 12 条第 2 項及び第 3 項において

(ア)地方公共団体

(イ)地域再生推進法人

(ウ)地域再生を図るために行う事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

(エ)当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者（任意）

(オ)その他当該地方公共団体が必要と認める者（任意）

が構成員となるとされていますが、生涯活躍のまち形成事業計画を作成する場合は、これ以外に、

(カ)都道府県知事

(キ)法第 17 条の 24 の旅館業の特例を利用する場合、厚労省令第 1 条第 1 項各号に規定される者

(ク)法第 17 条の 23 第 2 項及び第 4 項の地域密着型サービス事業等に係る指定の特例を利用する場合、厚労省令第 1 条第 2 項に規定される者（任意）

を構成員として加えた協議会で協議する必要があります。

(6)の都道府県知事は高齢者居住安定確保計画、都道府県介護保険事業支援計画、医療計画等の高年齢者の居住、保健、医療又は福祉に関する事項を定める計画を策定する主体であり、生涯活躍のまち形成事業の実施に密接な関係を有することから、必須の構成員とされています。

また、(7)については、旅館業の特例を利用する場合に、旅館業法第 3 条第 4 項に基づき旅館業の許可に当たって意見を求めることとされている近隣の学校長などを地域再生協議会に加えて意見を反映することができるようになっています。

なお、実際の協議の場への出席者は、各組織の長である必要はなく適切な者が代理で出席することも考えられます。

(8)については、介護保険法第 78 条の 2 第 7 項及び同法第 115 条の 12 第 5 項において、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの指定に当たって意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている介護保険の被保険者その他の関係者について、市町村の判断で必要に応じて地域再生協議会に加えることができるとしています。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の十四 （略）

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事その他厚生労働省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）（抄）

（地域再生協議会の構成員として加える者）

第一条 地域再生法（以下「法」という。）第十七条の十四第二項の厚生労働省令で定める者は、認定市町村（法第五条第十六項の認定（法第七条第一項の変更の認定を含む。）を受けた市町村（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）が法第十七条の十四第四項第八号の規定に基づき生涯活躍のまち形成事業計画（同条第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下同じ。）に同号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの施設において行う生涯活躍のまち一時滞在事業（同号に規定する生涯活躍のまち一時滞在事業をいう。）について旅館業法（昭

和二十三年法律第百三十八号) 第三条第一項の許可を受けていない場合に限る。) を記載しようとする場合であって、同号ロの所在地が次の各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね百メートルの区域内にあるときにおいて、次の各号に掲げる施設の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 大学附置の国立学校(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第六号において同じ。))が設置する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。))及び幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。))をいう。第三号及び第五号において同じ。))をいう。当該大学の学長
 - 二 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この項において同じ。)) 当該高等専門学校の校長
 - 三 高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校(地方公共団体の設置する学校をいう。以下この号において同じ。)) 当該公立学校を設置する地方公共団体の教育委員会
 - 四 地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園 当該幼保連携型認定こども園を設置する地方公共団体の長
 - 五 高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人の設置する学校をいう。)) 学校教育法に定めるその所管庁
 - 六 国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であって、指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。))又は中核市(同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下同じ。))の区域内に所在するもの 当該指定都市又は中核市の長
 - 七 児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいい、幼保連携型認定こども園を除く。)) 同法第四十六条に規定する行政庁
 - 八 旅館業法第三条第三項第三号の規定により都道府県(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区(第二十六条第二項において「保健所設置市等」という。))にあっては、市又は特別区)の条例で定める施設 当該条例で定める者
- 2 認定市町村は、法第十七条の十四第八項の規定により同条第四項第四号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合又は同条第十項の規定により同条第四項第六号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合において、当該認定市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要があると認めるときは、法第十二条第一項に規定する地域再生協議会(以下「協議会」という。))に、当該関係者を構成員として加えることができる。

(3) 地域再生協議会の開催(法第17条の14第2項)

地域再生協議会の開催に当たっては、(2)に記載する構成員に対し十分な期間をもって参加を呼びかけることが望ましいと考えられます。

また、地域再生協議会を組織したときは、則第12条に規定する手続に基づいて、遅滞なくその旨を公表しなければならないこととされています。

イ 地域再生推進法人による生涯活躍のまち形成事業計画の提案

第3章の3のとおり、「生涯活躍のまち」構想の事業運営については、民間企業や医療法人、社会福祉法人、大学や社会教育施設、NPO、まちづくり会社(第3セクター)など多様な事業主体が「運営推進機能」を担うことが想定されており、この「運営推進機能」を担う事業主体として、地域再生推進法人制度の活用が期待されます。

これまで、地域再生推進法人制度において、営利法人については、政令で定める要件(株式会社にあつては地方公共団体が有する議決権の割合が3%以上であること、

持分会社にあっては社員に市町村があること）を満たすことを指定の条件としてきたところですが、この要件を満たさない営利法人についても、地域再生を実施する中核的な担い手として期待がされていること等を踏まえ、平成 28 年の地域再生法改正により、地方公共団体が出資していない営利法人であっても推進法人として指定することができることとされています（法第 19 条）。「運営推進機能」を担う事業主体を地域再生推進法人として指定する場合は、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）第 5 章及び地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱例も参照してください。

また、認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業に係る業務を行うものとして、認定市町村に指定された地域再生推進法人は、生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更の提案を行うことができます（法第 17 条の 15 第 1 項）。

提案を行う場合、地域再生推進法人は、生涯活躍のまち形成事業計画の素案に、法人の名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書を添付して認定市町村に提出する必要があります（則第 38 条）。

生涯活躍のまち形成事業計画の素案の内容は、認定地域再生計画に基づくものとなる必要があります（法第 17 条の 15 第 2 項）ので、素案の作成に当たっては認定市町村と情報交換・協議を行い、認定地域再生計画の内容と齟齬がないように作成してください。

素案を受け取った認定市町村は、遅滞なく当該素案の採否を検討し、採用する場合はこの素案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画案を作成することとされています（法第 17 条の 16）。素案を採用しない場合はその旨と理由を地域再生推進法人に回答することとされています（法第 17 条の 17）。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（地域再生推進法人による生涯活躍のまち形成事業計画の作成等の提案）

第十七条の十五 地域再生推進法人は、認定市町村に対し、内閣府令で定めるところにより、その業務（認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業に係るものに限る。）を行うために必要な生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更をすることを提案することができる。
この場合においては、当該提案に係る生涯活躍のまち形成事業計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（次条及び第十七条の十七において「生涯活躍のまち形成事業計画提案」という。）に係る生涯活躍のまち形成事業計画の素案の内容は、認定地域再生計画に基づくものでなければならない。

（生涯活躍のまち形成事業計画提案に対する認定市町村の判断等）

第十七条の十六 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画提案が行われたときは、遅滞なく、生涯活躍のまち形成事業計画提案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画（生涯活躍のまち形成事業計画提案に係る生涯活躍のまち形成事業計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる生涯活躍のまち形成事業計画をいう。次条において同じ。）の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（生涯活躍のまち形成事業計画提案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画の作成等をしない場合にとるべき措置）

第十七条の十七 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画提案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該生涯活躍のまち形成事業計画提案をした地域再生推進法人に通知しなければならない。

○地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成等の提案）

第三十八条 法第十七条の十五第一項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画（法第十七条の十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下この条において同じ。）の作成又は変更の提案を行おうとする地域再生推進法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に生涯活躍のまち形成事業計画の素案を添えて、認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。）に提出しなければならない。

ウ 他の法律の規定による計画との調和

生涯活躍のまち形成事業計画は、高齢者居住安定確保計画、市町村介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であって高年齢者の居住、保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければなりませんとされています（法第 17 条の 14 第 13 項）。その他の法律の規定による計画には、医療計画、都道府県の介護保険事業支援計画及び立地適正化計画が含まれます。必要に応じて都道府県や医療、福祉、都市計画・開発許可等に関する関係部局と事前に十分な時間的余裕を持って協議・連携を行ってください。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の十四 （略）

13 生涯活躍のまち形成事業計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画、市町村介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であって高年齢者の居住、保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければならない。

エ 生涯活躍のまち形成事業計画の公表

認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを当該市町村の掲示板やホームページにおいて公表する等、不特定多数の者が閲覧することができる状態で公表してください（法第 17 条の 14 第 14 項）。法第 17 条の 18 から第 17 条の 24 までの特例を利用する場合、この公表の日から特例の効力が生じます。

オ 生涯活躍のまち形成事業計画に係る通知

認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画を作成したときは、当該計画が地域再生協議会の協議や都道府県知事の同意を得るなど正式な手続を経て作成されたものである旨の通知書を、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び特例等を受ける実施主体に対して送付してください（法第 17 条の 14 第 14 項）。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の十四 （略）

14 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

(参考)「生涯活躍のまち」構想の実現において大学に期待される役割

- 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、また、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとされています（学校教育法第 83 条）。
- 「生涯活躍のまち」構想の実現に向けて、中高年齢者等の「健康でアクティブな生活」を実現する観点から、大学は、地域住民への生涯学習・学び直しの機会の提供や、大学の人材・知見・研究成果等の活用などを行う役割が期待されます。

具体的には、中高年齢者を主な対象とした公開講座の実施や地域医療・介護サービスの高度化に必要な人材の輩出、大学の人材・知見・研究成果等を活用した地方公共団体等への助言・協力などについて、地域の実情等に応じて、大学が地方公共団体や「運営推進機能」を担う事業主体と積極的に連携していくことが求められます。

また、大学が自らの土地等を活用し、「生涯活躍のまち」に関する事業を実施することについても、教育研究活動（公開講座等を含む）やその成果の普及・活用促進、教職員や学生等への福利厚生を目的としたものであれば実施可能であり、大学が主体となって取り組むことも可能です。

- 大学自体が「生涯活躍のまち」構想に関する事業を実施する場合はもちろん、地方公共団体や「運営推進機能」を担う事業主体が大学と連携して取組を進める場合には、その大学が行うことができる業務の範囲などを踏まえて検討を進めることが重要となります。

図：大学と「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」との関わり方について

	国立大学 設置主体:国立大学法人	公立大学 設置主体:公立大学法人 もしくは地方公共団体	私立大学 設置主体:学校法人
CCRC構想実現に向けた大学の協力について	○現行制度においても、各大学の判断により実施可能。 (例)・高齢者を主な対象とした公開講座の実施 ・地域医療、介護サービスの高度化に必要な人材の輩出 ・大学の人材、知見、研究成果等を活用した自治体等への助言、協力 など		
大学が自らの土地等を活用し、CCRCに関する事業を実施することについて	○教育研究活動(公開講座等を含む)やその成果の普及・活用促進、教職員や学生等への福利厚生を目的としたものであれば、各大学の判断により実施可能 ○上記以外の特例を認める場合にはCCRCに取り組もうとする大学からの具体的な要望を踏まえつつ、検討が必要。	○上記以外の特例を認める場合にはCCRCに取り組もうとする大学からの具体的な要望を踏まえつつ、検討が必要。	○収益事業として所轄庁の認可を受けることで、私立大学の教育に支障のない範囲で、その収益を私立大学の経営に充てるため、自らが医療・介護施設を設置・運営することや不動産業として自らが所有する土地を他法人に賃貸することも可能。

【参考】大学法人の業務の範囲

◎国立大学法人の業務の範囲について

- ・国立大学法人については、国立大学法人法第22条第1項に規定される業務の範囲内において、「生涯活躍のまち」に関する事業者と連携して行う取組に関し、その実施に係る経費の一部を支出することは可能。
- ・また、例えば、国立大学において医療・介護施設を設置することや、社会福祉法人や医療法人等に土地を賃貸することなどについては、その大学の教育研究活動に必要とされるものである、学生等の心身の健康等に関する相談その他の援助を目的としたものであるなど、国立大学法人の業務の範囲内と整理される場合には、行うことができる。

◎公立大学法人の業務の範囲について

- ・公立大学法人においては、地方独立行政法人法第21条第2号・第6号に規定される業務の範囲内において、「生涯活躍のまち」に関する事業者と連携して行う取組に関し、その実施に係る経費の一部を支出することは可能。
- ・また、例えば、公立大学において医療・介護施設を設置することや、社会福祉法人や医療法人等に土地を賃貸することなどについては、その大学の教育研究活動に必要とされるものである、教職員や学生の福利厚生を目的としたものであるなど、公立大学法人の業務の範囲内と整理される場合には、行うことができる。

◎私立大学を設置する学校法人の業務の範囲について

- ・私立大学においては、その大学を設置する学校法人が、私立学校法第26条に基づく収益事業として所轄庁の認可を受けた場合には、私立大学の教育に支障のない範囲で教育研究を目的としない活動についても実施することができる。そのため、その範囲内において、私立大学が、地域のコミュニティづくり・まちづくりの中心となって取組を進めることや、自らが医療・介護施設を設置・運営すること、不動産業として自らが所有する土地を社会福祉法人や医療法人に賃貸することも可能。
- ・また、私立大学は、収益を目的とせず、大学の教育研究活動と密接に関連を有する事業（付随事業）であれば、所轄庁の認可を要することなく行うことができる。
- ・さらに、私立大学における教育研究活動に資するものであって、教育に支障のない範囲であれば、「生涯活躍のまち」に関する事業者に対して出資することもできる。

※上記は、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人の業務の範囲についての記載であり、事業を実施するに当たり、業務の範囲について不明な点がある場合は、文部科学省にお問い合わせください。

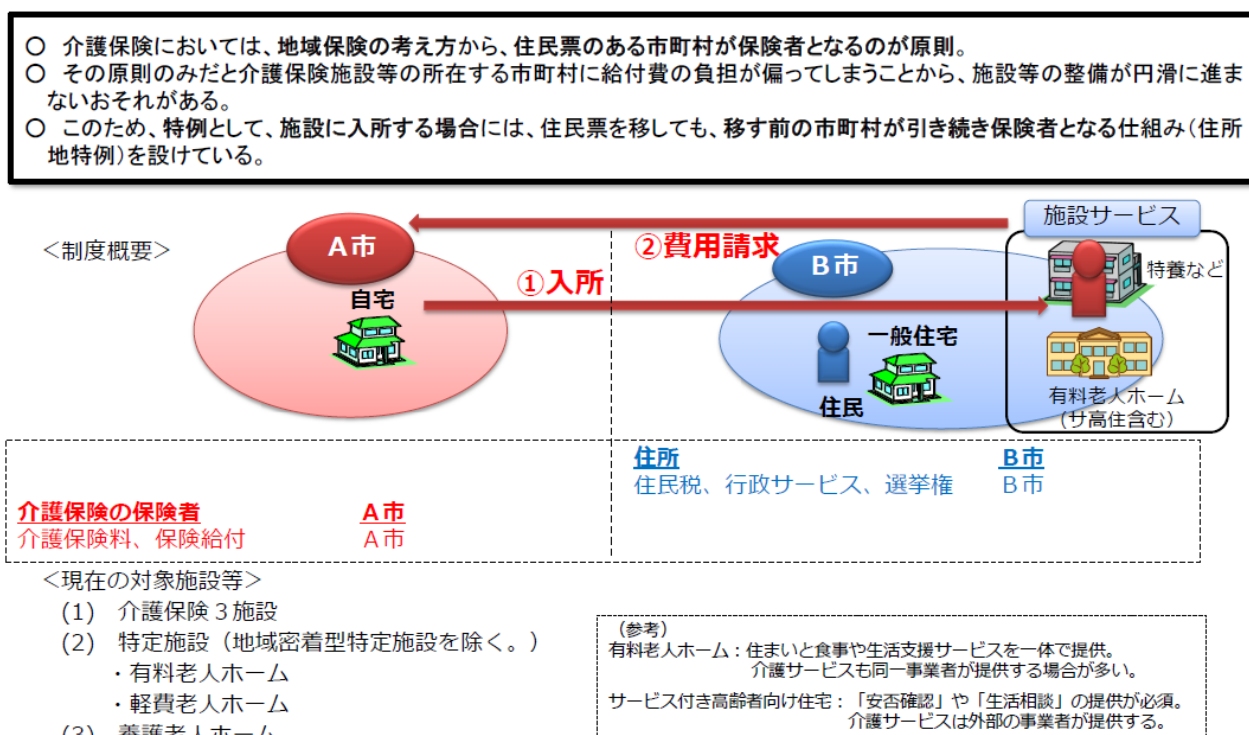
○国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号) (抜粋) (業務の範囲等) 第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。 一 国立大学を設置し、これを運営すること。 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 三 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 五 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。 六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行うこと。 七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十二条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。 八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 2 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務及び同項第七号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。 3 (略)	○地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) (抜粋) (業務の範囲) 第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。 一 試験研究を行うこと。 二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと。 三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。 イ 水道事業(簡易水道事業を除く。) ロ 工業用水道事業 ハ 軌道事業 ニ 自動車運送事業 ホ 鉄道事業 ヘ 電気事業 ト ガス事業 チ 病院事業 リ その他政令で定める事業 四 社会福祉事業を営営すること。 五 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと(前三号に掲げるものを除く。) 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (他業の禁止) 第七十条 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。	○私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号) (抜粋) 第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。 (収益事業) 第二十六条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。 2～3 略 (申請) 第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。 一～八 (略) 九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定 十～十二 (略) (寄附行為変更の認可等) 第四十五条 寄附行為の変更(文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。 2 (略)
--	--	--

（参考）介護保険制度における財政調整の見直しに関する方向性

（住所地特例について）

- 「生涯活躍のまち」構想の検討にあたり、高齢移住者に係る介護保険制度における住所地特例拡大を求める意見があります。そもそも、介護保険においては、地域保険の考え方から、住民票のある市町村が保険者となるのが原則ですが、その場合、介護保険施設等の所在する市町村に給付費の負担が偏ってしまい、施設等の整備が円滑に進まないおそれがあるため、特例として、施設に入所する場合には、住民票を移しても、移す前の市町村が引き続き保険者となる仕組み（住所地特例）を設けることとしています¹²。

図：介護保険の住所地特例について



（移住先自治体の財政影響に対する考え方）

- 「日本版 CCRC 構想有識者会議」においてもこの問題について議論を行いました。住所地特例は、介護費用負担の平準化の機能を有する一方で、介護保険制度上極めて例外的な措置であり、一般住宅まで制度を拡大することは地方公共団体間での責任の「押し付け合い」となって、介護保険制度の安定を揺るがせる恐れがある点に十分留意する必要があります。

¹² 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)による介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の改正により、平成 27 年 4 月から有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も、住所地特例の対象となった。

また、国民健康保険・後期高齢者医療制度についても介護保険の住所地特例と同様の仕組みを設けているところ、国民健康保険で住所地特例の適用を受けている者が 75 歳到達等により後期高齢者医療の被保険者となる場合、適用が継続されない問題が生じている。これについて、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 31 号)による高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の改正により、後期高齢者医療制度加入時に、現に国民健康保険の住所地特例の適用を受けている被保険者は、住所地特例が継続適用され、従前の住所地の後期高齢者医療の被保険者となるように見直したところ(平成 30 年度施行)。

住所地特例拡大に係る意見の真意は、高齢者の移住先自治体の保険財政を安定化させることにあると考えます。今後高齢者の移住等により地域に高齢者が増加した場合であっても、①移住者の介護リスク、②移住による経済効果、③住所地特例、④財政調整などの効果により、ただちに移住先自治体の負担増につながるものではなく、できる限り高齢者が元気な状態を保ち地域で活躍していただけるようにすることが重要です。

図：移住先自治体の財政影響に対する考え方

1 移住者の介護リスク
○ 移住した高齢者が全員要介護状態となるわけではなく、また、要介護の高齢者の方のうち、特養に入所するのは受給者全体の1割程度（同年齢100人移住したとすれば、全員75歳を超えた段階で、32人が要介護、うち3人が特養入所のイメージ）。
2 移住による経済効果
○ 高齢者が移住した場合、地域消費喚起（100人移住した場合には年間1.8億円程度）、税収増、保険料増等の収入増が見込まれ、支出増の要素となるのは、高齢期に至り高齢者の医療・介護ニーズが高まった場合となる。
3 住所地特例
○ 加えて、高齢者の方が高齢者向けの施設（サ高住、有料老人ホーム、特養等）に移住した場合は、住所地特例により移住元の自治体が費用負担を担うルールなので、移住先の自治体の費用負担を考慮することになるのは、在宅への移住で、医療・介護が必要となった場合に限られる。
4 介護費用の負担
○ 介護費用の負担は、全体の5割を公費（税金）で負担しており、地方負担分（都道府県12.5%、市町村12.5%）は地方交付税で措置される。
○ また、残りの5割のうち28%は40歳から64歳の方の2号保険料を全国でプールして各保険者に分配しており、残りの22%を65歳以上の方が1号保険料として負担している。
○ 第1号保険料は、調整交付金により、各保険者ごとに後期高齢者の加入割合と被保険者の所得水準の違いによる格差を是正している。このような財政調整等の結果、その地域の高齢化率や後期高齢者の割合と第1号保険料との間には、現時点では相関関係がほとんどみられないものの、今後特に年齢が高い高齢者の方が多くなる地域においては、今よりきめ細かい財源配分を行う対応が必要となることが考えられる。

1 移住者の介護のリスク

- 移住した高齢者が全員要介護認定を受けて要介護状態になる訳ではない。
※ 要介護認定 65歳～69歳：3%、75歳～79歳：14%、85歳～89歳：50%
- また、要介護認定を受けた高齢者全員が特養に入所するのではなく、特養に入所するのは受給者全体の1割程度。
※ 100人移住したとすれば、全員75歳を超えた段階で、32人が要介護状態に、そのうち3人程度が特養に入所するイメージ。

【年齢階層別要介護認定者率（推計）】

65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～
3%	6%	14%	29%	50%	71%	84%

資料：社会保障人口問題研究所将来人口推計及び介護保険給付費実態調査（平成24年11月審査分）

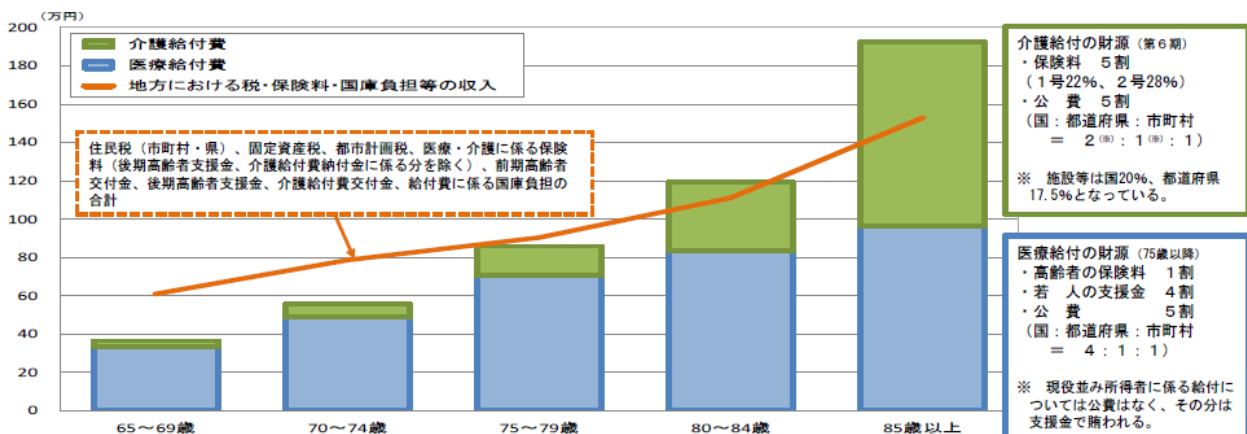
【各サービス受給者の割合（第1号被保険者）】

合計	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス	うち、特養
100.0%	74.3%	7.8%	17.9%	9.8%

資料：介護保険事業状況報告月報（平成26年12月サービス分）

2 移住による経済効果

- 家計調査の単身高齢者の平均消費支出(月額15万円程度)で約100人分の消費を考えると、年間1.8億円程度の地域消費の喚起が期待される。
 - これに加えて住宅等への投資や医療・介護の需要なども考えられる。
 - さらに、直接の消費額等の1.6倍程度の波及効果を指摘する研究もある。
 - 医療や介護の給付費は年齢とともに上昇するが、移住者からの住民税や社会保険料、給付に対する国庫負担等が地方公共団体の収入となることを考慮すると、地方公共団体としての収支は、高齢期の中でも、比較的若い時期はプラス、高齢の時期はマイナスの要素が大きくなる。
- ※ 高齢者数の増による地方交付税交付金の収入増は考慮していない。



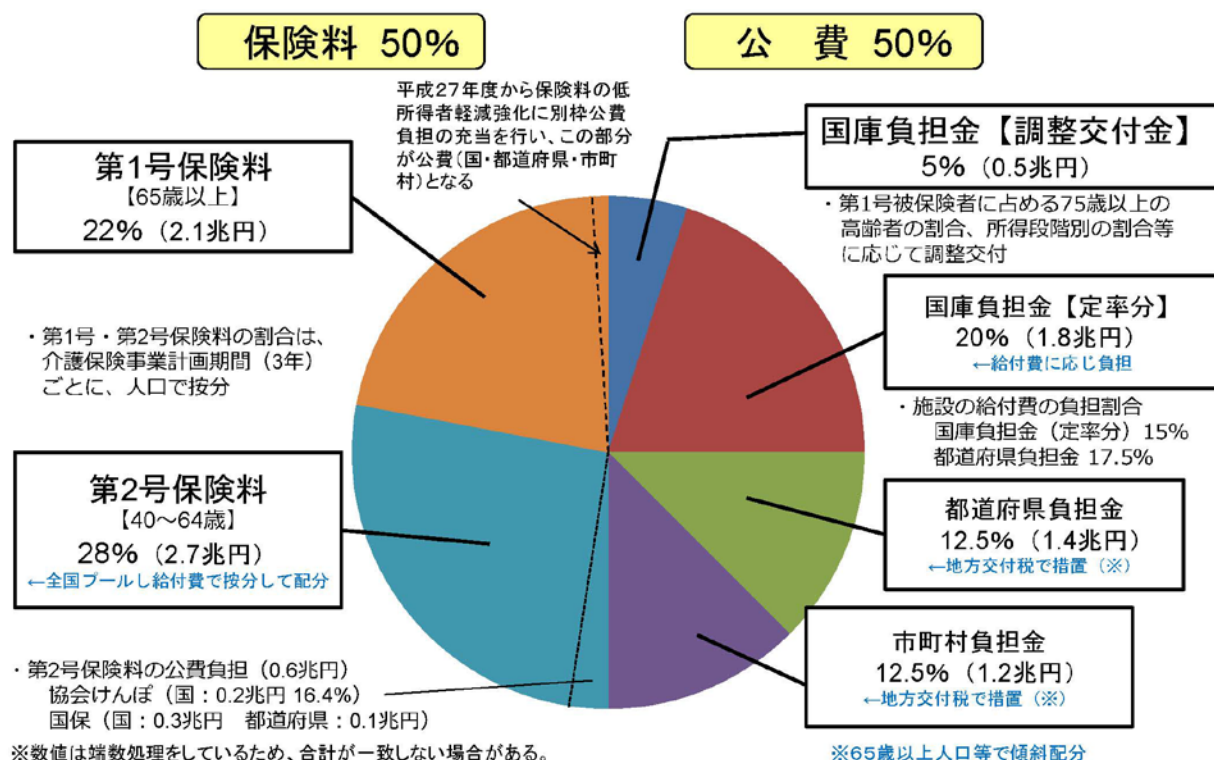
※ 資料:日本版CCRC構想有識者会議(第5回) 参考資料「日本版CCRC構想参考資料」P36「年齢階級別にみた、医療・介護給付費と地方の収入等のイメージ」より抜粋

3 介護保険の費用負担

- 高齢者が要介護状態になったとしても、介護給付費の全額を移住先の住所地市町村の保険料で負担するのではなく、公費や40～64歳の若者世代の2号保険料による負担が保障される仕組みとなっている。
- ⇒ 給付費が増えれば、それに応じて必ず当該市町村に交付される仕組みになっている。
- 介護給付費の5割は公費(税金)で負担する。地方負担分は地方交付税で措置される。
- ①国費負担:25% ②都道府県負担:12.5% ③市町村負担:12.5%
- ⇒ 都道府県や市町村の公費負担分については、65歳以上人口や介護サービス受給者が増えると、地方交付税の基準財政需要額が増える仕組みになっている。
- また、介護給付費の28%は40歳から64歳の方の2号保険料を全国プールして負担する。
- ⇒ それぞれの方の加入している医療保険(健保組合、共済組合など)を通じて集めた保険料を一旦全国プールしたうえで、各市町村の給付費に応じてその28%分を配分している。
- ※ 例えば、東京在住のサラリーマンは40～64歳の間は介護保険料を各々加入する医療保険を通じて納めており、居住地である東京の自治体に納めている訳ではない。
- ⇒ これにより、65歳以上の高齢者の割合が高くても第1号保険料の負担割合が一定水準より増加しないようにしている。
- さらに、調整交付金により、75歳以上の加入割合と所得の差を是正している。
- ⇒ 75歳以上の高齢者の割合が高くてもそれによる差を是正している。

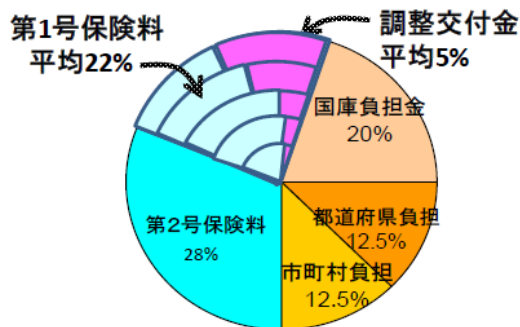
介護保険の財源構成と規模

(28年度予算 介護給付費：9.6兆円)
総費用ベース：10.4兆円



調整交付金による財政調整

「後期高齢者比率が高いことによる給付増」と、「被保険者の所得水準が低いことによる収入減」を、国庫負担金25%のうち5%分を用いて財政調整。市町村間の財政力の差を解消。



1. 後期高齢者と前期高齢者の比率の違い

- ・前期高齢者（65歳～74歳）：認定率 約4.4%
- ・後期高齢者（75歳以上）：認定率 約31.7%

要介護認定率に
約7.2倍の差

後期高齢者の構成割合が大きい市町村

→ 保険給付費が増大 → 調整しなければ、保険料が高くなる

2. 被保険者の所得水準の違い

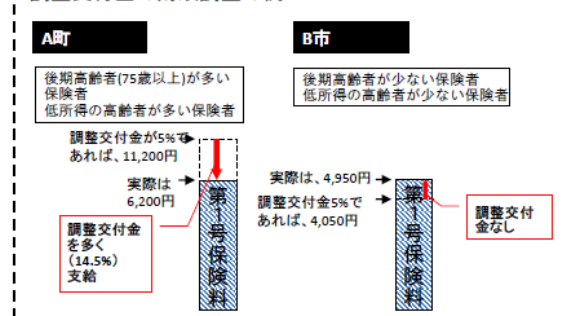
所得の高い高齢者が相対的に多い市町村

→ 調整しなければ、同じ所得でも、保険料は低くてすむ

所得の低い高齢者が相対的に多い市町村

→ 調整しなければ、同じ所得でも、保険料は高くなる

調整交付金の財政調整の例



【調整交付金の役割】

- ・ 保険者の給付水準が同じであり、
- ・ 収入が同じ被保険者であれば、
- ・ 保険料負担額が同一となるよう調整するもの。

(※) 調整交付金の計算方法

各市町村の普通調整交付金の交付額

= 当該市町村の標準給付費額 × 普通調整交付金の交付割合(%)

普通調整交付金の交付割合(%)

= 27% - (22% × 後期高齢者加入割合補正係数 × 所得段階別加入割合補正係数)

4 介護保険料と高齢化率・後期高齢化率

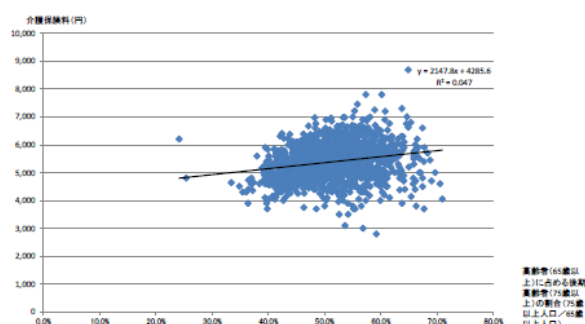
- 介護保険の第1号保険料は、調整交付金などによる調整の結果、その地域の高齢化率（65歳以上人口／総人口）や、後期高齢者の割合（75歳以上人口／65歳以上人口）との間には、相関関係がほとんどみられない。
- 今後移住等により高齢者が増加しても、それが直ちに1号保険料の増加につながることはないと考えられる。
- 保険料の伸びを抑えるためには、住民自身による介護予防のための取組を進めるなどにより、できるだけ高齢者が元気な状態を保てるようにすることが重要である。

【介護保険料（第6期）と高齢化率の関係】



※高齢化率(65歳以上人口／総人口)については国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より算出。
なお、福島県については、推計値が掲載されていないことから除いている。

【介護保険料（第6期）と後期高齢化率の関係】



※高齢者(65歳以上)に占める後期高齢者(75歳以上)の割合(75歳以上人口／65歳以上人口)については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より算出。
なお、福島県については、推計値が掲載されていないことから除いている。